# みどり市生涯学習振興計画

みどり市

# はじめに

私たちは日々の生活の中で、さまざまな活動を通して、仲間づくりをしたり、学習をしたり、生活をより豊かにしたり、生きがいを見つけたりしています。また、みどり市にとってこれらの活動は、活力ある、心豊かな潤いのあるまちづくり・地域づくりに繋がると考えています。

本市では、みどり市市民憲章の実現をめざし、生涯学習の観点から市民の皆様を支援するよう、「みどり市生涯学習振興計画」を策定しました。

この「みどり市生涯学習振興計画」は、「生涯学習に関する実態調査」から得られた多くのご意見をもとに、みどり市社会教育委員の会議で答申いただいたものが基本になっています。

具体的な施策については、生涯学習の主人公である市民の皆様と協働しながら、創り上げてまいりたいと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、また、計画答申作業にあたっていただきました社会教育委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成２３年３月

みどり市長　石　原　　条

みどり市生涯学習振興計画
発行年月：平成 23 年 3 月
発　　行：みどり市
編　　集：みどり市教育委員会事務局社会教育課
住　　所：〒376-0101
みどり市大間々町大間々235 番地 6
T　E　L：0277-76-9846
F　A　X：0277-76-1954
E-mail：shakai-k@city.midori.gunma.jp

# みどり市生涯学習振興計画もくじ

## はじめに

## 第１章　振興計画策定の背景

１．生涯学習とは …… 3
２．生涯学習の必要性 …… 3
３．生涯学習の構造 …… 5
４．生涯学習振興のための条件整備 …… 6
５．みどり市における生涯学習の構造 …… 7

## 第２章　「生涯学習に関する実態調査」から

１．みどり市民の生涯学習に関する要求 …… 13
２．「生涯学習に関する実態調査」の結果 …… 14
３．生涯学習への課題の整理と解決に向けて …… 21

## 第３章　振興計画のねらいと考え方

１．振興計画策定の基本的考え方
（１）　計画の目的 …… 25
（２）　計画の性格 …… 25
（３）　計画の構成 …… 25
（４）　計画の期間 …… 26
（５）　計画の体系化 …… 26
２．みどり市市民憲章とのかかわり …… 26
３．振興計画の基本目標
（１）　生活を見つめなおし、
自然に親しみ共存できる地域社会をめざします …… 27
（２）　歴史に学び、豊かな地域文化を創造します …… 28
（３）　人と人とのふれあいを大切にし、
いきいきとした地域づくりをめざします …… 29

（４）　主体性のある自己の確立をめざし、
生涯を通じて豊かに生きる力を養います　……　29
（５）　豊かな感性と自由な発想が生かせる
活力ある民主的な地域をめざします　……　30
（６）　お互いに尊重しあい、
安心して生活が送れる地域社会をめざします　……　30
４．基本目標を実現するための基本方針　……　31

# 第４章　振興計画の施策

１．施策を展開する上での基本的な考え方　……　35
２．施策展開の柱と方向性
（１）　市民の学びを拡げる　……　36
（２）　市民の学びを支える　……　37
３．振興計画の施策体系　……　39
４．施策の展開
１　学びを拡げる
（１）　生涯学習の基礎づくりを進める　……　42
①　子育て支援の推進と家庭教育の充実　42
②　学校教育の充実と家庭や地域社会との連携　46
③　青少年活動の援助　51
④　社会教育の充実　54
⑤　健康づくりに向けた活動の推進　59
⑥　スポーツ・レクリエーション活動の推進　62
（２）　生涯学習の場を拡げ、さまざまな学習活動を促進する　……　64
１）　日常生活の中から学びの場をつくる
①　「食育」への取り組み　64
②　豊かな長寿社会に向けた活動の推進　67
③　バリアフリー社会の実現に向けた活動の推進　71
④　人権の尊重と人権教育の推進　74
⑤　環境学習の推進と取り組み　77
⑥　特色ある地域文化の振興と発信　79
２）　社会生活を営む上で必要な学びの場をつくる
①　産業振興に寄与する活動の推進　83
②　生活の安全を確保するための活動の推進　85
③　健全な消費者活動の実現に向けた活動の推進　87

３）豊かな社会づくりにつながる学びの場をつくる
①　学習成果の発表機会の充実　89
②　男女共同参画社会の形成に向けた活動の推進　92
２　学びを支える
（１）　生涯学習を推進する体制を整える　……　95
①　生涯学習への理解を深める　95
②　推進体制の整備　97
③　学習施設の整備とネットワーク　98
④　さまざまな学習活動への支援　100
（２）　学習情報の提供や学習相談の体制を整える　……　102
①　学習情報提供システムの整備　102
②　学習相談体制の整備　103

# 資料編

１．生涯学習に関する実態調査の実施　……　107
２．「生涯学習に関する実態調査」単純集計表　……　108
３．「生涯学習に関する実態調査」アンケート用紙　……　113

# 第１章　　振興計画策定の背景

## １．生涯学習とは

生涯教育の考え方は、1965年にパリで開催されたユネスコ[解説1]第３回成人教育促進国際委員会で、ポール・ラングラン[解説2]により提案されて以来、国際的に普及してきたものです。わが国では、昭和41（1966）年に中央教育審議会が『後期中等教育の拡充整備について』を答申した際に、「教育を学校中心ととらえるのではなく、生涯を通じてとらえる必要がある」という考え方を示しています。昭和46（1971）年の社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』では、生涯教育の観点に立った社会教育の推進が提言され、同年の中央教育審議会答申『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』では、生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することが提言されています。

昭和56（1981）年中央教育審議会答申『生涯教育について』の中で、本格的に生涯学習の考え方が取り上げられています。この中では、「人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は各人がその自発的意志に基づき、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うものであり、これを“生涯学習”[解説3]と呼ぶにふさわしい」とし、「この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会のさまざまな教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考えである。言い換えれば、生涯教育とは、国民一人ひとりが充実した人生を送ることをめざして生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本理念である」としています。

この考え方に立てば、生涯教育が、教育制度や教育方法などについて教育施策を推進する、いわば教育を行う側からの教育体系の再構築と整備を中心として捉えたものであるのに対して、生涯学習というのは、学習する個人一人ひとりを主体的に捉えたものであり、自己の充実や生活の向上のために、自発的意志に基づいて必要に応じて、自己に適した手段・方法を、自ら選んで行う学習といえます。

## ２．生涯学習の必要性

現代社会の目覚ましい技術革新や高度情報化は、企業活動や社会構造はもとより、私たちの生活にも大きな影響を与えています。生活水準の向上や高齢社会を要因とする余暇時間の増大などにより、人々の生涯にわたる学習への関心も多様化、高度化しています。また、これからの社会

---

解説1 **ユネスコ**：UNESCO。国連教育科学文化機関。教育･科学･文化･通信を通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することをめざしている。

解説2 **ポール・ラングラン**：Paul Lengrand（1910～2003）は、ユネスコの第3回成人教育推進委員会に「エデュカシオン･ペルマナント（Éducation permanente）」と題するワーキングペーパーを提出し、生涯学習の考え方の原点を示した。

解説3 **生涯学習**：life-long education。誕生から高齢期までの生涯の垂直的統合と社会のさまざまな場での教育の水平的な統合という制度改革原理。この生涯教育論は、波多野完治により紹介される。

を展望すると、情報化・国際化が進むとともに、人々の価値観の変化と多様化がより一層進展することが予想されます。

しかし、このような社会変化は、伝統的な生活共同体である地域社会の連帯感の希薄化などの一因ともなっています。

こうした状況のなか、市民が生涯を通じてそれぞれの興味や課題に応じた学習の方法や手段を自ら選択して活動を行い、知識や経験を蓄積し、個性や能力を伸ばしながら生きがいのある充実した生活を送ること、また、こうした個人の活力を核とした、心豊かな潤いのあるまちづくり・地域づくりを推進していくことも、課題のひとつとなっています。

それでは、なぜ行政が“生涯学習”の振興を行う必要があるのでしょうか。

市民のだれもが、よりよく生きたい、充実した生きがいのある人生を送りたいと願っていることは間違いありません。また、生涯にわたって生活の改善・向上を図るための学習を続けることは、国民の権利のひとつであり、より良く生きるために学ぶこと、地域や社会を創っていく力をつけることは、憲法[解説4]で保障された幸福追求権実現のためのひとつの手段です。このために、基本的人権のひとつである学習権[解説5]を公的に保障する必要があると考えるからです。

21世紀は“人権の世紀”といわれています。「人権教育のための国連10年」[解説6]をきっかけに、国や都道府県は行動計画を策定し、群馬県では『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』[解説7]に基づき、さまざまな行動を行っています。みどり市でも、市民憲章[解説8]にうたわれる「人権を尊重し、きまりを守り、平和で住みよいまちをつくります」に沿った具体的なまちづくりが必要になっています。みどり市に住むすべての人の人権が尊重され、さまざまな違いが大切にされる社会にしていかなければなりません。

また、人々が快適な生活を営むためには生活環境の整備が不可欠ですが、利便性だけを追求した開発は人々の生活をおびやかしています。私たちの生活は高度経済成長以降、物質的には豊かになりましたが、大量生産・大量消費が続けられ、本市にとっても生活排水やゴミ問題は深刻になっています。こうした問題は、単に地域の問題にとどまらず、地球の温暖化や砂漠化、オゾン層の破壊、酸性雨などに影響を与え、地球規模にまで拡大し、地球環境問題として国際的な問題となっています。これらを身近な問題として捉え、行動していく市民を増やしていかなければなりません。

生きがいのある有意義な人生を送るためには、市民一人ひとりの生涯を通じての学習が重要となってきています。こうした市民のニーズから地域課題まで、さまざまな要求に対して行政は学習機会や情報の提供などを行い、市民がさまざまな活動を行えるように条件整備を行い、選択肢

---

解説4 **憲法**：日本国憲法。**第13条**、**第23条**、**第25条**、**第26条**など。
解説5 **学習権**：日本国憲法**第23条**、**第26条**。
解説6 **人権教育のための国連10年**：1994（平成6）年12月の国連総会で、人権教育を通じ、人権の保障を確かなものにするため、1995（平成7）年から2004(平成16）年までの10年間を期間とした取り組み。
解説7 **『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』**：平成12（2000）年5月策定の『人権教育のための国連10年・群馬県行動計画』前期行動の成果を踏まえ、平成17（2005）年3月に群馬県が策定した基本計画。
解説8 **みどり市市民憲章**：平成20（2008）年3月27日制定。

を広げるとともに、市民活動への必要な支援や市民と共に創造していくという取り組みが必要と考えるからです。

## ３．生涯学習の構造

社会教育は、社会教育法[解説9]に「学校の教育活動以外で、主として青少年、成人に対して行われる組織的教育活動」と定義され、一般的には公民館、図書館、博物館などで行われる交流、学級、講演会、展示会、各種集会、学校の公開講座、スポーツ・レクリエーション活動など、学校教育を除いた社会での教育として位置づけられています。一方生涯学習は、教育基本法[解説10]で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が示されましたが、明確な規定はなく一般的に学習者の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育、リカレント教育[解説11]、企業内教育・職業能力開発、ボランティア活動、スポーツ・文化・趣味・レクリエーション、社会福祉、民間教育事業も包含した国民生活に関連する多くの教育・学習活動のことをさしています（図-１）。

**図−1　生涯学習の構造**

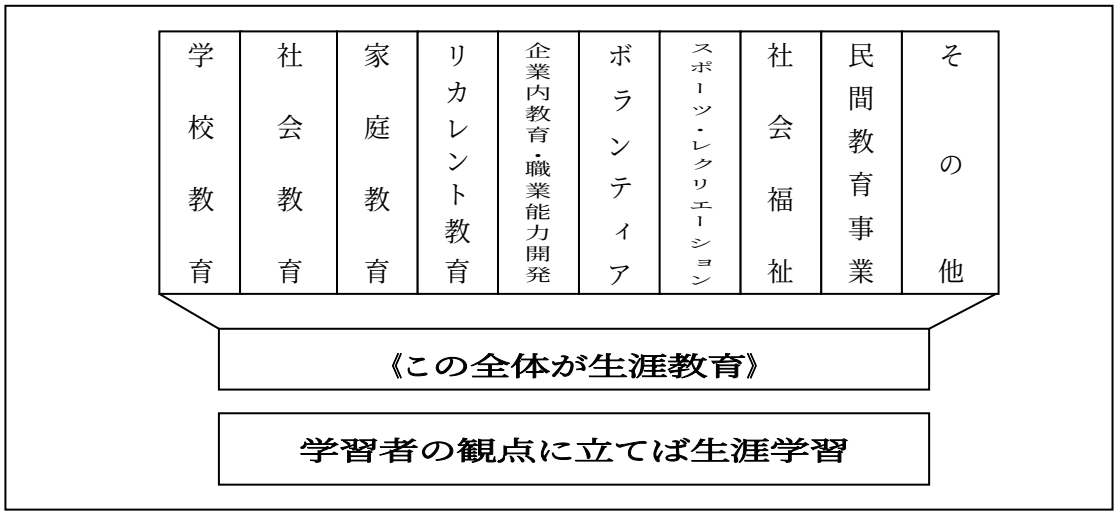


---

解説9 **社会教育法** ： 昭和24（1949）年6月。教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としている。抜粋条文は**第2条**。

解説10 **教育基本法** ： 平成18（2006）年12月。日本の教育に関する根本的･基礎的な法律である。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。現行の教育基本法は、昭和22（1947）年施行の教育基本法の全部を改正したものである。抜粋条文は**第3条**。

解説11 **リカレント教育** ： recurrent education。1973年のOECD（経済協力開発機構）報告書で広く提唱される。とらえ方などは諸国さまざまだが、「社会人に対して学校教育修了後、社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育だけでなく、職業に就きながら行われるパー トタイムの教育も含む」と理解できる。
①専門的で高度な知識＋技術のキャッチアップやリフレッシュ。②一度学んだ専門分野以外の幅広い知識･技術や新たに必要になった知識･技術を身に付ける。③職業や学歴に直接関係のない教養を身に付け、人間性を豊にする。などの教育機能がある。

社会教育も生涯学習も「自己の充実や生活の向上のために、自発的意志に基づき、必要に応じ、自己の手段、方法を自ら選んで行う学習。いつでも、どこでも、だれもが、自由に行う学習」という方法論が共通しているので、“社会教育 ＝ 生涯学習”と捉えている人が多く、自治体によっては、これまでの“社会教育課”を“生涯学習課”に名称変更しただけのところもあります。しかし、社会教育は生涯学習の重要な一部ですが、すべてではありません。生涯学習は、“全教育体系の総合的な再編成”を伴う“マスター・コンセプト（総合的・包括的な概念）”という意味で使われています。『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』[解説12] の施行と前後して、当時の文部省筆頭局に“生涯学習局”が設置されたのはこのためです。

これまでの文中にあった“学習”[解説13] と“教育”について整理します。ユネスコの要請で生涯教育の概念モデルを実証的に検討したロンドン大学教授ジョージ・W・パーキンは、「学習と教育は同義語ではない。教育とは学習以上の意味をもつ言葉である。教育は、学習を容易にする条件の供与を意味する。したがって、生涯学習と生涯教育は同じ概念ではない」としています。

私たちの生活は、常に学習の連続といえます。環境から与えられるもの、日々の生活や経験から学ぶもの、意図的に学習しようとするものなど、学習は生活の中にいくつも見いだすことができます。すなわち学習は、意識して行うもののほかにも多種多様な要因によって成り立つといえます。

## ４．生涯学習振興のための条件整備

日本では生涯学習の概念に、“あらゆる学習”が含まれているため、“学習の機会（学習が行われる場、活動）”も広範囲なものになっています。つまり、人々に学習させることを本来の目的とするもの（学校教育や社会教育、企業内訓練などの教育訓練活動）だけでなく、スポーツ・文化活動、野外・レクリエーション活動、趣味の活動、カルチヤーセンターでの学習や資格取得活動などの民間教育事業はもちろん、テレビやラジオの視聴、旅行、通勤、散歩など生活の中のあらゆる活動が「学習が行われ得る場」という意味で、学習機会に含まれています。また、偶発的な学習も生涯学習に含めていますが、先進国では含めないのが一般的です。さらにわが国では、“生涯学習”という言葉が先行し、これまで単に勉強や趣味といわれているものまでも“生涯学習”と呼ぶ傾向にあります（図-２）が、「結果として学習を伴う部分」を“生涯学習の範囲”として考えます。

これらを含めても、行政が生涯学習のすべてを計画化し、振興することはできません。まして、学習の範囲は市民の生活全般にわたりますし、学習する・しないの自由も市民一人ひとりにあり

---

解説12 **生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律** ： 平成2（1990）年6月。生涯学習の振興に資するための『都道府県』の事業に関しその推進体制の整備その他必要な事項を定めた振興法。

解説13 **学習** ： 新しい知識･技能･態度等が結果として習得されることを意味する。

ます。

では、この『生涯学習振興計画』とは何かというと、「生涯学習を振興するための公的機関などの援助のあり方とその計画化」ということになります。先に“教育”と“学習”を整理しましたが、この計画は、一般行政と教育行政、教育機関を含む公的機関などと、市民が一体となって創り上げる公的生涯教育振興計画といえるものです。したがって、この『振興計画』の中核は、関係施設・機関などの連携・調整、関係職員の資質の向上、各種事業の体系化などを含め、市民の学習活動を容易にするための諸条件の整備であるといえます。

**図-2 「学習」の分類**

| 分類 | (1)教育訓練活動における学習 | (2)自己学習活動における学習 | (3)偶発的学習としての学習 | (4)学習を伴わない活動 |
|---|---|---|---|---|
| 学習の性格 | 人々を 学習させることを本来の目的とする活動に参加して学習すること | 教育機関等の助けを借りずに、自ら学習すること | 日常生活の活動の中で、結果として何かが学ばれること | 心の豊かさや生きがいのための活動一般 |
| | 例 学習することを目的として、学校教育、社会教育、企業内訓練などで教育訓練を受けた場合 | 例 学習することを目的として、本などを用いてひとりで学習した場合 | 例 学習する意志がなく行った、スポーツ、文化活動などで、**結果として偶然何かを学習した場合** | 例 スポーツ、文化活動などを通して、**結果として何も学習しなかった場合** |
| 学習 | 学習が行われる | | | 学習が行われない |
| 学習意志 | 学習する意思がある（「学習活動」の範囲） | | 学習する意思がない（「偶発的学習」） | |

← 先進諸国での「生涯学習」の範囲（投資的なものに限る） →

← 日本での「生涯学習」の範囲（「学習」が行われるものの全体） →

『行政職員のための新訂入門･生涯学習政策』より

## ５．みどり市における生涯学習の構造

人々は生活の中で、さまざまな学習を行ったり、生活をより豊かにしたり、生きがいを見つけたりしています。生きることは学習の連続ともいえます。市民の中には、個人的に講師についている人や通信教育をしている人など多くの人が学習をしていますが、こうした個人の学習を構造化したり体系化したりすることは不可能です。そこで、ここでは本市の学習機会の構造をみることにします。

市民の主要な学習ステージは、加齢とともに変化していきます。教育の体系としては、幼児教育としての幼稚園から教育機関が存在しますが、就学前には保健センターの乳幼児健診や育児教室、保育園などもかかわりながら、家庭教育として新生児期や乳幼児期に基礎的な生活習慣や運動、情緒の発達、ことばなどを習得していきます。小学校から義務教育として基礎的・基本的な

**図-3 「学習」のステージ**

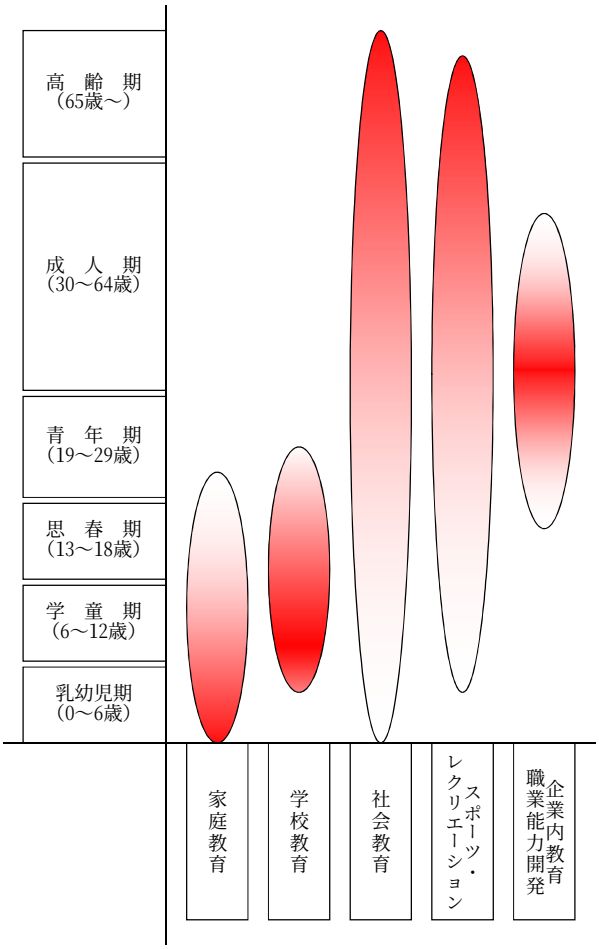


知識や技能の習得が始まりますが、同時に個人学習（学習塾、習い事、スポーツ教室など）や地域での学習（子ども会やスポーツ少年団など）も始まります。学童期から思春期、青年期へと成長するとともに、学習ステージも家庭から学校へ、学校から地域や職場へと広がっていきます。

学校教育は、中学校の義務教育終了後、高等学校から大学（大学院を含む）まででその役割がほとんど終わるのに対し、学習ステージが拡大するのが企業内教育です。また社会教育は、主に小学校頃から始まり、生涯を通じて行われています（図-３）。

一般的な人の場合、学校教育終了後は企業内教育に学習の中心が移ります。従来は学校教育から企業内教育で生涯を捉え、個人学習や社会教育は余暇時間に行うものというイメージもありました。しかし、人生80年時代の定年退職後の生き方、産業機器の発達、情報化、余暇時間の拡大、物から心へ、社会参加などこうした言葉に代表されるように、リカレント教育や個人学習、社会教育の重視など生涯を通じて学習ができる生涯学習体制の整備が必要になってきています。

**図-4　生涯学習を支える構造**

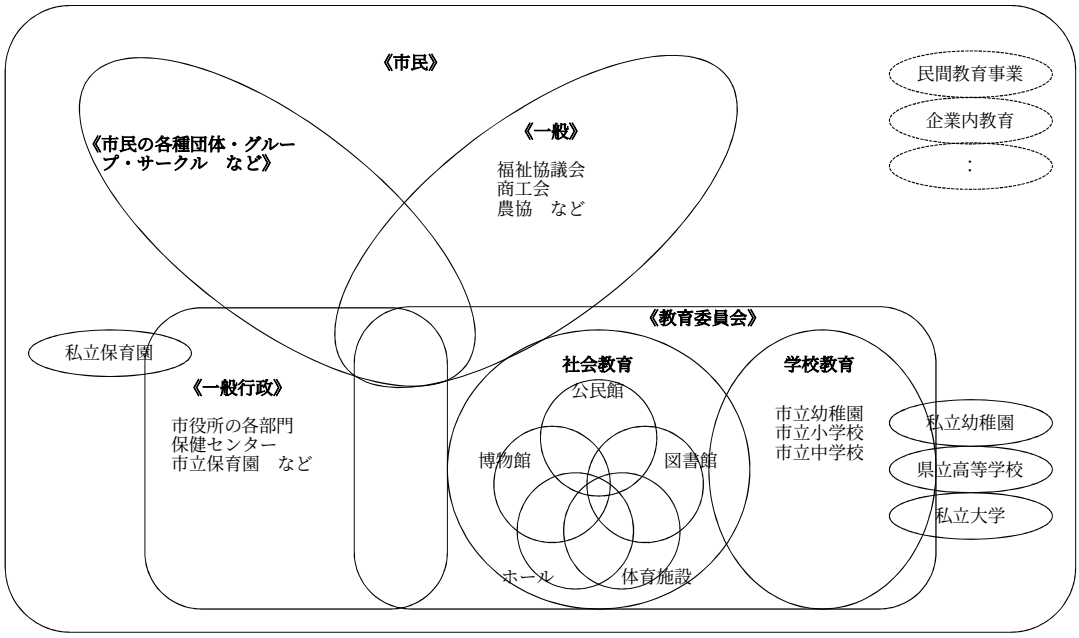

一般的な生涯学習を支える構造は（図-４）のようになりますが、学習のステージの中心は市民によって、個人学習であったり、カルチャーセンターであったりさまざまです。こうした中で社会教育施設はもちろん、保健センターなどの専門性のある公的施設は、生涯学習活動を考える場合、重要な要素となります。

学習の形態は一般的に、集会学習[解説14]、集団学習[解説15]、個人学習[解説16]に分類されます。本市の学習形態は、社会教育施設での社会教育関係団体を中心とした学習活動、学級・講座などによる集会学習や集団学習、博物館・文化ホール・図書館での個人学習、保健センターをはじめとする専門的な公的施設や一般行政でも、それぞれの分野の啓発事業、学習活動、集会学習や集団学習が行われています。

---

解説14 **集会学習**：集団で行われるが必ずしも成員の相互作用を期待しない学習形態。
解説15 **集団学習**：集団で行われ成員の相互作用を期待し、集団としてのまとまりを重視する学習形態。
解説16 **個人学習**：文字どおり個人で行う学習形態。

# 第２章　　「生涯学習に関する実態調査」から

# １．みどり市民の生涯学習に関する要求

みどり市の生涯学習の構造については第１章５．のとおりですが、個人の学習活動全体を把握することはできません。そこで、平成20（2008）年６月に実施した『生涯学習に関する実態調査』[解説17]（以下「市民アンケート」という。）から生涯学習に関する市民の要求を探っていきます。

まず、市民が学んでみたい（学習活動をしたい）とする理由（2つ以内の回答）についてです。回答者の619人（85.47%）から回答がありました。全体では、「健康・体力づくりを」が１位。以下「生きがい」、「趣味を豊かに」、「人間関係を豊かに」、「必要な知識を得る」と続き、これがベスト５です。また男女別では、１位は共に「健康・体力づくり」でしたが、女性は「人間関係を豊かに」、「生きがい」、「趣味を豊かに」、「必要な知識を得る」と続き、男性では「趣味を豊かに」、「生きがい」、「人間関係を豊かに」、「社会に役立つ活動」という結果でした。

年代別では、各年齢共通して「健康・体力づくり」がトップ。２位については、20歳代が「人間関係を豊かに」、30歳代から50歳代では「趣味を豊かに」、60歳代・70歳以上では「生きがい」という結果でした（表-１）。

また、学習方法に関しての設問（2つ以内の回答）では、全体、女性、男性共に１位「公民館等講座」、２位「サークル・グループ」、３位「テレビ・ラジオ」となっています。年代別でも１位は「公民館等講座」なのですが、２位に関しては、20歳代・30歳代が「テレビ・ラジオ」、40歳から60歳代が「サークル・グループ」、70歳以上では「団体活動」。３位では20歳代・30歳代・70歳以上が「サークル・グループ」、40歳代・60歳代が「テレビ・ラジオ」、

**表-1 学んでみた(学習活動をしたい)理由**

| 全体 | n＝ | 619 |
|---|---|---|
| 健康・体力づくりをしたいから | 275 | 44.43% |
| 生きがいを持つために | 192 | 31.02% |
| 趣味を豊かにできるから | 190 | 30.69% |
| 人間関係を豊かにできるから | 170 | 27.46% |
| 必要な知識を得るため | 86 | 13.89% |

| 女性 | n＝ | 198 |
|---|---|---|
| 健康・体力づくりをしたいから | 99 | 50.00% |
| 人間関係を豊かにできるから | 56 | 28.28% |
| 生きがいを持つために | 55 | 27.78% |
| 趣味を豊かにできるから | 54 | 27.27% |
| 必要な知識を得るため | 38 | 19.19% |

| 男性 | n＝ | 414 |
|---|---|---|
| 健康・体力づくりをしたいから | 173 | 41.79% |
| 趣味を豊かにできるから | 135 | 32.61% |
| 生きがいを持つために | 134 | 32.37% |
| 人間関係を豊かにできるから | 110 | 26.57% |
| 社会に役立つ活動をするため | 52 | 12.56% |

**表-2 希望する学習方法**

| 全体 | n＝ | 661 |
|---|---|---|
| 公民館などの講座・行事 | 351 | 53.10% |
| サークルやグループなど | 212 | 32.07% |
| テレビ・ラジオなどを利用してひとりで | 147 | 22.24% |
| 民間で行う講座・講演会・行事など | 120 | 18.15% |
| 婦人会・老人会など団体活動で | 105 | 15.89% |

| 女性 | n＝ | 215 |
|---|---|---|
| 公民館などの講座・行事 | 129 | 60.00% |
| サークルやグループなど | 60 | 27.91% |
| テレビ・ラジオなどを利用して | 42 | 19.53% |
| 婦人会・老人会など団体活動で | 37 | 17.21% |
| 民間で行う講座・講演会・行事など | 35 | 16.28% |

| 男性 | n＝ | 442 |
|---|---|---|
| 公民館などの講座・行事 | 218 | 49.32% |
| サークルやグループなど | 147 | 33.26% |
| テレビ・ラジオなどを利用してひとりで | 105 | 23.76% |
| 民間で行う講座・講演会・行事など | 85 | 19.23% |
| 婦人会・老人会など団体活動で | 64 | 14.48% |

[解説17] **『生涯学習に関する実態調査』**：市内2,000世帯を抽出し実施。回収数725、回収率36.25%。

50歳代が「民間講座」という結果でした（表-２）。

さらに、希望する活動時間帯については、女性が「平日午前」(27.90%)、「平日午後」(23.18%)、「平日夜間」（18.88%）の順。男性は「平日夜間」（28.63%）、「休日午前」（18.67%）、「平日午後」（14.32%）の順でした。また、年代別でのトップは20歳代から50歳代は「平日夜間」、60歳代「平日午前」、70歳以上「平日午後」という結果でした。

生涯学習の充実策（3つ以内の回答）について聞いたところ、「公民館などでの学級講座の充実」と「子どものころからの体験学習の充実」が、他の選択肢を大きく引き離し、老若男女を問わず１・２位を占めました。

以上のことから、性別や年代に関係なく、“ 健康・体力づくり ”が学ぶ理由のトップであり、身近な施設で、経費の余りかからない公民館や図書館などの公共施設を利用して、仲間と共に学習活動をしたいと考える市民が多いことが伺えます。活動時間に関しては、就業時間の関係で「平日夜間」を希望する市民が多いのですが、「平日昼間」（平日午前と平日午後）を活動時間として希望する60歳代以上の市民や子育て世代の女性も少なくないようです。また、「休日昼間」を活動時間とする市民も比較的多くいることもわかりました。

## ２.「生涯学習に関する実態調査」の結果

### 質問１　回答者について

配布数2,000に対し、回収数725。回収率36.25%となった。

回答者の性別･年齢については(表-３)のとおり。

回答者の３分の２を男性が占めている。世帯主宛に郵送し､「ご家庭内のどなたかお一人が回答ください」としたことが影響しているものと考える。

また、回答者の70.90%が50歳以上の市民である。性別同様、これも調査依頼方法が影響しているものと考える。

**表-3 回答者の性別･年齢構成**

| | 全体 | | 女性 | 男性 |
|---|---|---|---|---|
| | 回答者数 | 回答者に対する割合 | 回答者数 | 回答者数 |
| 10歳代 | 0 | ― | 0 | 0 |
| 20歳代 | 25 | 3.45% | 10 | 15 |
| 30歳代 | 81 | 11.17% | 37 | 44 |
| 40歳代 | 101 | 13.93% | 35 | 66 |
| 50歳代 | 179 | 24.69% | 57 | 120 |
| 60歳代 | 191 | 26.34% | 48 | 140 |
| 70歳代以上 | 144 | 19.86% | 45 | 94 |
| 無回答 | 4 | 0.55% | 1 | 3 |
| 合計 | 725 | | 233 | 482 |
| 割合 | | | 32.14% | 66.48% |

### 質問２　「生涯学習」という言葉・意味の認知度について

「生涯学習」という言葉・意味を「知っている」(「よく知っている」と「だいたい知っている」との回答者)とした市民は、60%弱。「聞いたことがある」と回答した方を含めると90%弱。逆に「知らない」(「知らない」と「わからない」との回答者）は10%強。市民によってよく耳

にする言葉になったことが伺える。

年代別にこの傾向をみると、加齢とともに認知の度合いが高まっている。また、40歳代を境に、“知らない”の割合が低くなっていた。

『生涯学習県民意識調査』(以下「県民調査」。平成2年9月、群馬県生涯学習センター）と『生涯学習に関する世論調査』（以下「世論調査」。平成4年2月、総理府内閣総理大臣官房広報室）の調査から15年以上。さらに、笠懸町が平成12年４月に実施した『生涯学習に関する町民実態調査』（以下「実態調査」）からも８年が経過し、『生涯学習』という言葉の認知度は格段に高くなったといえる（図-１）。

表-4「生涯学習」の認知度

| | 全体 | | 女性 | 男性 |
|---|---|---|---|---|
| | 回答者数 | 回答者に対する割合 | 回答者数 | 回答者数 |
| よく知っている | 130 | 17.93% | 34 | 94 |
| だいたい知っている | 293 | 40.41% | 94 | 196 |
| **知っている** | **423** | **58.34%** | **128** | **290** |
| 聞いたことがある | 218 | 30.07% | 68 | 145 |
| 知らない | 47 | 6.48% | 22 | 25 |
| わからない | 30 | 4.14% | 11 | 19 |
| **知らない** | **77** | **10.62%** | **33** | **44** |
| 無回答 | 7 | 0.97% | 4 | 3 |
| **合計** | **725** | | | |

図-5「生涯学習」の認知度比較

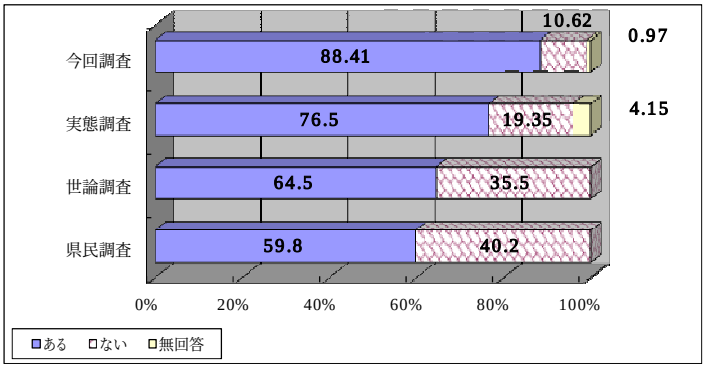


## 質問３　「生涯学習」と聞いた時のイメージについて

選択肢の中から３つ以内でイメージを答えてもらう設問。

多くの市民は、「趣味の活動」(37.17%)「地域活動」(34.90%)「芸術・文化活動」(23.72%)を挙げているが、「生涯にわたって行う学習活動」(33.52%）とする市民も。全体的には、「時間的・金銭的な余裕を持つ人が活動するもの」といったイメージが拭いきれないようだ。

また、「生涯学習」の認知度とイメージについてクロス集計したところ、「よく知っている」と回答した市民の43.85%の方、「だいたい知っている」と回答した市民では47.78%の方が「趣味の活動」をイメージしていることもわかった。また、「生涯にわたって行う学習活動」と回答するも、「定年退職後の趣味・活動」もイメージだとする市民も多くあった。

## 質問４　過去１年間の施設の利用について

選択肢の中から答えてもらう設問。

公民館や図書館（東公民館図書室含む)、体育施設（学校施設含む）などについては、地域の方々が主な利用者であることが伺える。文化ホールや博物館などへは、催し物の内容によって足を運ぶのが実態のようである。

また、各地域において集会施設（名称は○○町第△区集会所、同公民館などさまざま）が身近な活動拠点であるようだ。

## 質問５　過去１年間の継続的活動の有無について

図-6 継続活動の有無(性別)

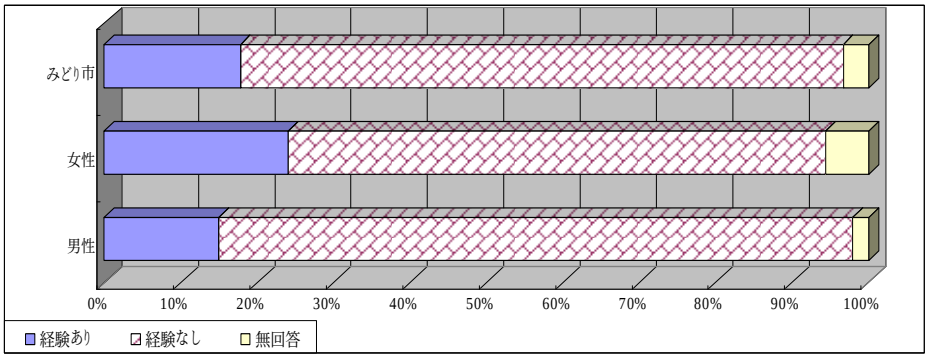


図-7 継続活動の有無(年代別)

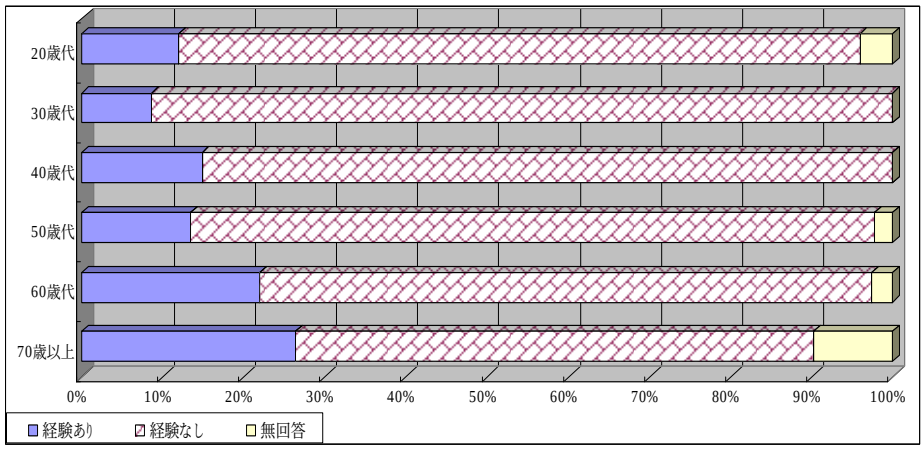


継続的な活動があったと回答した市民は17.79%。男女での経験比については、女性24.03%に対し、男性14.94%と10ポイント程度の差がみられた。また年代では、加齢とともに経験値が高くなっている。

20歳代～50歳代は、子育てや介護に携わる市民が多くいる年齢であり、さらに、女性の就業率の変化などから、参加したくてもできない、という状況も考えられる。

## 質問６　過去１年間の継続的活動に参加経験のない理由について

質問５で参加経験なしと回答した78.90%（572人）の理由である。

すべての年齢で「忙しい」を活動しない（活動できない）理由としている。さらに「きっかけがない」「関心がない」「情報がない」のいずれかが続いている。

性別においての大きな違いは、「介護・子育てのため」を理由に挙げた市民の割合。女性が11.59%あったのに対し、男性は0.5%に過ぎない。また、「関心がない」ことを挙げた市民については、女性8.54%に対し、男性17.5%と高い割合になっている。

介護や子育てをしながら、地域や仲間との交流や活動を続けられる支援策の検討も必要ではないだろうか。

「きっかけ」に関しては、さまざまな情報の“提供”や具体的な活動や催しに“ふれる”という機会を多く持つことでも解決の糸口となると考える。また、「関心がない」については、『生涯学習』に対するイメージにも関係していると思われる。生涯学習の捉え方によっては市民の意識も変化してくるのではないだろうか。

## 質問７　最も関心のあるものについて

男女を問わず、20歳代・30歳代の関心ごとは「子育て」関係。加齢と共に「福祉」「ボランティア」「環境」などに関心が広がっている。

運動（スポーツ）関係では、加齢と共に軽スポーツ、レクリエーションスポーツへの関心が高まっている。

### 質問８　学んでみたい（学習活動をしたい）理由について

回答者の85.47%（606人）から回答を得る。学んでみたい（学習活動したい）理由として、「健康・体力づくり」がトップ。以下、「生きがい」「趣味を豊かにする」「人間関係を豊にする」「必要な知識を得る」と続き、これがベスト５となっている。

男女別では、共にトップは「健康・体力」だが、女性は「人間関係」「生きがい」「趣味」「必要な知識」がベスト５。一方、男性は「趣味」「生きがい」「人間関係」「社会に役立つ」がベスト５。また、「知識を得る」に関して、男性より女性の割合が高く、「社会に役立つ活動」に関して、女性より男性の割合が高い値であった。

### 質問９　学習方法の希望について

アンケートからは、経費が余りかからない身近な施設である公民館や県市町村施設で開催される「教室・講座」を望む市民が48.41%を占めた。これは、男女別でも年代別でも抜きんでていた。

図-8 希望する学習方法

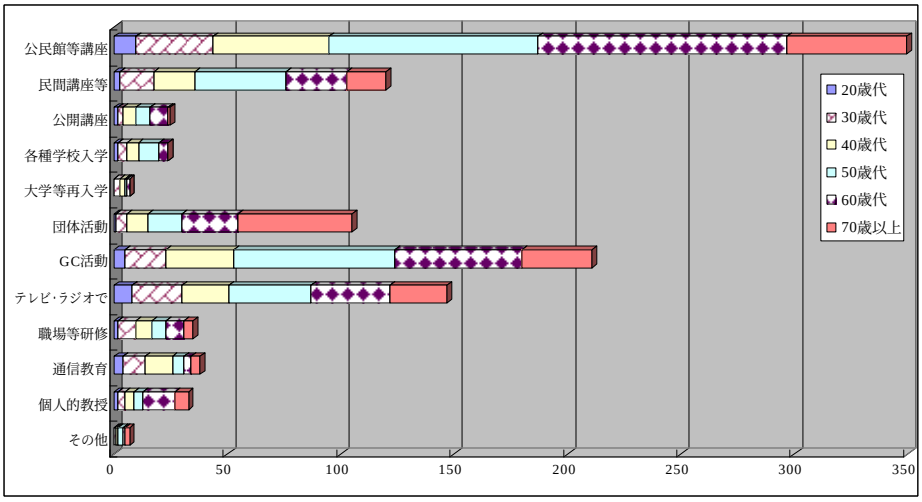


20歳代・30歳代では、「テレビ、ラジオ」が「グループサークル活動（ＧＣ活動）」を上回っているが、それ以外の年齢層では「ＧＣ活動」が「教室・講座」に次いで多くなっている。また、加齢とともに「ＧＣ活動」を希望する市民が増えている。これは、“地域における仲間づくり”を望んでいるあらわれのひとつと推察できる。

### 質問１０　活動を希望する時間帯について

活用を希望する時間帯について、女性は「平日午前」「平日午後」いわゆる「平日昼間」を希望する市民が多く、男性は「平日夜間」が多い。

20歳代～50歳代までのトップが「平日夜間」。仕事や育児などの都合で、比較的自由になる時間が夜間であると推察する。

就業形態の変化からか、50歳代から「平日昼間」の割合が増え、60歳代で「平日夜間」と逆転する。

**表-5 希望する学習時間帯**

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|---|---|---|---|
| みどり市 | 平日夜間 | 平日午前 | 平日午後 |
| 女性 | 平日午前 | 平日午後 | 平日夜間 |
| 男性 | 平日夜間 | 休日午前 | 平日午後 |
| 20歳代 | 平日夜間 | 休日午前 | 平日午前 |
| 30歳代 | | 平日午前 | 休日午前 |
| 40歳代 | | 休日午後 | |
| 50歳代 | | 休日午前 | 休日午後 |
| 60歳代 | 平日午前 | 平日午後 | 平日夜間 |
| 70歳以上 | 平日午後 | 平日午前 | |

## 質問１１　生涯学習の充実方策について

生涯学習に関する充実策として「公民館などでの教室・講座の充実」を希望する市民が最多であった。学習方法の希望で最多希望であった「県、市町村、公民館などの講座・行事などで」と絡めて、みどり市の公民館配置・運営、事業展開などを考える必要がある。

女性、男性共に「学級講座の充実」「体験学習の充実」が１・２位となっているが、３位は「社会教育施設の充実」（女性）、「民間との連携協力」（男性）と異なる。男女の生涯学習に対するイメージや期待するものの違いもあるのではないだろうか。

また、20歳代・30歳代・50歳代のトップが「体験学習の充実」。40歳代・60歳代・70歳以上のトップが「学級講座の充実」となっている。昨今、各教育機関でも「体験学習」に力を入れてきている。しかし、その情報が行き渡っていない状況もあるのではないだろうか。

## 質問１２　公民館の利用について

公民館に関し、詳しい説明を行わずに実施したアンケートだったため、みどり市公民館と地区集会所（自治公民館・類似公民館）の区別なく、回答者のイメージする公民館についての回答が多くあったようである。

公民館の利用目的は、「会議」が30%弱。次いで文化祭などの「イベント」への参加（20%）、「Ｇ・Ｃ活動」（16%）となっている。

## 質問１３　公民館への要望について

要望のトップは「入りやすい雰囲気」。これは、『公民館』での「雰囲気」と『地区集会所』での「雰囲気」では、対応が違ってくるものと思われる。

２位の「情報発信」に関して、館報の発行方法の違いなどがある。また、「学級講座の充実」についても、施設や職員体制に大きな違いがあるのも事実である。

**表-6 公民館への要望**

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|---|---|---|---|
| 全体 | 入りやすい雰囲気 | 情報発信 | 学級講座の充実 |
| 女性 | 入りやすい雰囲気 | 情報発信 | 学級講座の充実 |
| 男性 | | | 発表の場の提供 |
| 20歳代 | 情報発信 | 入りやすい雰囲気 | 多数 |
| 30歳代 | 入りやすい雰囲気 | 情報発信 | 学級講座の充実 |
| 40歳代 | | | |
| 50歳代 | | | 発表の場の提供 |
| 60歳代 | | | 学級講座の充実 |
| 70歳以上 | | | 発表の場の提供 |

利用経験の比較的多い年代では、「雰囲気」の改善と活動を含めた「情報発信」や「学級講座・発表の場」を求め、経験の少ない20歳代は、まず公民館でどんなことができるか（どんな活動

がされている）を知るための「情報発信」を求めているようだ。

## 質問１４　大間々公民館の必要性について

「必要」と「できれば必要」の「必要」が「必要性を感じない」と「不必要」の「不必要」を上回っている。

**表-7 大間々公民館の必要性**

(SA)

| みどり市 | 女性 | | | 男性 | | | 無回答 | 総計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回答数 | 割合a | 割合b | 回答数 | 割合a | 割合b | | 回答数 | 割合b |
| 回答者数 | 233 | | | 482 | | | 10 | 725 | |
| ぜひ必要 | 24 | 10.30% | 3.31% | 53 | 11.00% | 7.31% | 1 | 78 | 10.76% |
| できれば必要 | 56 | 24.03% | 7.72% | 114 | 23.65% | 15.72% | 6 | 176 | 24.28% |
| 必要 | 80 | 34.33% | 11.03% | 167 | 34.65% | 23.03% | 7 | 254 | 35.03% |
| 必要性を感じない | 41 | 17.60% | 5.66% | 89 | 18.46% | 12.28% | 1 | 131 | 18.07% |
| 不必要 | 11 | 4.72% | 1.52% | 53 | 11.00% | 7.31% | 1 | 65 | 8.97% |
| 不必要 | 52 | 22.32% | 7.17% | 142 | 29.46% | 19.59% | 2 | 196 | 27.03% |
| わからない | 61 | 26.18% | 8.41% | 100 | 20.75% | 13.79% | 1 | 162 | 22.34% |
| 無回答 | 40 | 17.17% | 5.52% | 73 | 15.15% | 10.07% | 0 | 113 | 15.59% |

「必要なし」と回答した市民には，施設の新設をイメージして「必要なし」と回答した方々が多いようだ。新規建設にこだわらず、既存施設を『公民館』に転用する事も視野に入れる必要があるようだ。

当事者である大間々地域の市民の「無回答」の数値が一番少なかった。また、「必要」とする市民も「不必要」とする市民も、他の地域に比べてその割合が一番多かった。

公民館が設置されている地域からは、「身近な活動拠点として必要」との意見もあるが、「大間々の市民が必要と思うなら」や「合併したのだから笠懸の施設を利用すればよい」といった意見もそれぞれにあった。

教育委員会として、公民館の役割や位置づけについて、検討を進める必要があると考える。

## 質問１５　図書館の利用について

図書館の利用目的をたずねた設問であるが、「無回答」（57.52%）の市民が最多の質問項目であった。市内の図書館には、相当数の利用者実績があるはずだが、それらを分析・検証しなおす必要があるとともに、図書館利用のＰＲを行う必要があると考えられる。

利用目的のトップは当然ではあるが「資料借用」。次いで「調べごと」であった。

## 質問１６　図書館への要望について

「蔵書の充実」がトップであり、これは当然のこと。

「レファレンス」が３位であるのは、利用者に対して、レファレンスを含めた図書館の役割を積極的にＰＲできていないことも考えられる。また、市民の要望に応える際は、蔵書構成や購入計画、購入のための考え方をしっかり持つ必要があり、積極的にこれらの計画を市民に知らせていく事も必要ではないか。

**表-8 図書館への要望**

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|---|---|---|---|
| みどり市 | 蔵書の充実 | 講演会映画会 | レファレンスの充実 |
| 女性 | 蔵書の充実 | 講演会映画会 | レファレンスの充実 |
| 男性 | 蔵書の充実 | 講演会映画会 | 郷土資料の充実 |
| 20歳代 | 蔵書の充実 | 児童書の充実 | 講演会映画会 |
| 30歳代 | 蔵書の充実 | 児童書の充実 | 移動図書館の実施 |
| 40歳代 | 蔵書の充実 | 講演会映画会 | レファレンスの充実 |
| 50歳代 | 蔵書の充実 | 講演会映画会 | レファレンスの充実 |
| 60歳代 | 講演会映画会 | 蔵書の充実 | 郷土資料の充実 |
| 70歳以上 | 講演会映画会 | 郷土資料の充実 | 移動図書館の実施 |

ベストセラー本やＤＶＤを望む声が多くあるが、公共図書館はレンタル本屋やレンタルビデオ屋とは異なる。利用者数や貸し出し実績だけに着目することなく、公共図書館としての存在価値を再認識することが必要なのではないか。

**質問１７・１８　岩宿博物館、大間々博物館の利用について**

岩宿博物館に関しては、「体験学習」を望む声が一番大きい。笠懸の“岩宿遺跡”からみどり市の“岩宿遺跡”への転換が必要ではないか。

また、大間々博物館に関しては、「楽しめる企画展」を望む声が多数。

岩宿博物館、大間々博物館共に「郷土の歴史」に関する要望が上位にある。みどり市の“郷土史”を２つの博物館でどう担うのか、調整することが必要である。

**質問１９　笠懸野文化ホールの利用について**

男女間に大きな傾向の違いは見られないが、「体験型事業」への要望は男性に、「乳幼児向け事業」への要望は女性（子育て中の20歳代・30歳代）に多くある。

市民を客席に呼ぶ“催し物”だけでなく、市民がステージを使う“事業”を積極的に実施し、ステージと客席を市民に体験してもらうようにする必要があるのではないか。

**質問２０　日常的な運動（スポーツ）活動の頻度について**

35.17%（255人）の市民は日常的に運動（スポーツ）を行っている。その内容は、手軽に運動できる「ウォーキング」が40歳代以上の市民に人気。「グラウンドゴルフ」は60歳代以上の市民に愛好者が多いようである。また、加齢とともに運動（スポーツ）をする方の割合が高くなっている。

運動の頻度だが、週に１回と回答した市民が22.69%。次いで週２回が19.44%であった。群馬県教育振興計画において、「週１回以上の運動・スポーツ実施率」平成25年度の目標値を50%と設定しているが、みどり市の場合の現状では30%程度と推測できる。

**質問２１　市民体育館への期待について**

「健康・体力づくり」や「トレーニングルームの活用」への要望が多くある。また、「初心者教室」を望む声が多くある事は、やってみたい運動（スポーツ）への挑戦の現れではないだろうか。

しかし体育館から距離が離れるほど関心が薄らぐようである。遠い地域の市民の要望をどこまで活かせるか。また、どれだけ利用してもらえるかが今後の課題ではないだろうか。

アンケート内容や他の設問に関しては巻末資料を参照ください。

## ３．生涯学習への課題の整理と解決に向けて

「市民アンケート」からは、実際に公民館をはじめとする公共施設の利用や主催事業への参加に関する回答者が多いといえる状況ではありませんでした。また、博物館をはじめとする施設で「体験型学習」に力を入れてきている現状にもかかわらず、要望事項として「体験型学習」を挙げる市民が多くいることも事実であり、居住する地域以外の公共施設の利用経験もその割合が極端に落ちる状況も伺えました。これらからは、施設の利用方法をはじめ、主催事業のＰＲが市内に行き届いていない状況と、各地域の情報が十分に共有されていない現状が容易に想像できます。知っている人だけが利用できたり、参加できたりする状況では、活動の広がりを期待することはできません。まず、それぞれの情報を共有することが必要と考えます。

市民の身近なところに公共施設があることは、有益なことであり、自動車という交通手段を持たない市民や子どもたちが手軽に利用できる可能性がありますが、それぞれの地域にすべての施設を設置する訳にはいきません。しかし、このような状況でも、図書館に関しては、公民館図書室を含め各地域に設置され、市民の身近な施設として利用されていることが、「市民アンケート」からも伺えます。図書館の状況を踏まえ、公民館についても、市民に一番身近な施設として整備すべきではないかと考えます。現在、公民館施設の設置がされていない大間々町に関し、その設置を聞いたところ、それぞれの地域において行政区が設置している集会所などの「自治公民館」との混同は見られましたが、《必要》（「必要」＋「できれば必要」）とする市民の回答が、《不必要》（「必要性を感じない」＋「不必要」）とする市民を８ポイントほど上回っていました。この割合は、公民館の利用経験を有する市民で比較すると14ポイントも上回っていました。合併前、それぞれの町村の施策の違いがあったことは事実ですが、みどり市としての考え方が必要になります。

市民の学習・文化・スポーツ活動の現状を参加人数や利用者数だけで評価することはできません。学習の質や深まり、内容、学級や講座、サークル活動などに参加できない市民へのサービス、活動がどのようになっているのかが問われます。また、公共施設を利用しない学習活動がどのように行われているのかも大切な問題です。このことは、生涯学習の目的である「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる生涯学習社会の実現」に向けた振興計画の策定には不可欠な条件といえます。

生涯学習の基本は、市民個々の自発的自主的意志に基づく学習活動であることは繰り返してきましたが、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる」生涯学習社会の実現は、「市民アンケート」の結果や分析などからは、まだ遠い目標であるように感じます。

計画とは、目標に向かってのプロセスであるといわれます。そのために、計画には目標の設定が不可欠となり、その目標達成のために関連する必要事項、解決すべき課題などを体系的に組み込むことで成立します。目標の設定も解決すべき課題の洗い出しも大切なことですが、行政計画の場合「公平性」「一貫性（継続性）」「普遍性」といった独自の枠が加わります。このことで目標

が抽象的になったり、解決すべき課題が公共的課題や今日的課題といわれるものに終始したりと、示された計画が実は市民一人ひとりにとってあまり魅力的なものでなく、市民に無縁な計画になる危険性があります。

この計画は、こうした落とし穴を充分に視野に入れ、着実に実行でき、市民からも支持される生涯学習の振興計画をめざしています。

① 「生涯学習」という言葉はよく耳にする言葉となっているようだが、生涯学習の考え方について、正しく理解している人の割合が３人に１人という現実から、“生涯学習”に対する啓発活動を推進する必要があります。
② ８割を超える市民が学習希望を持っているのに対して、２割程度の市民しか学習行動を行っていないという現実と、身近な施設で学習したいとする要望を踏まえた、学習環境を整備する必要があります。
③ 学習阻害要因、学習希望の調査結果に基づき、市民個々の生涯各時期、各段階におけるきめ細かな学習機会の提供が求められています。
④ 個人の学習を支援するための学習相談事業や学習情報のネットワーク化など、学習活動支援体制の確立が求められています。
⑤ 学習が行われることにより、学習目的の変化、学習の深まり、広がりなど個々の学習に対応した段階的な学習支援体制が求められ、教育関係施設の連携はもとより保健、福祉関係施設などとも連携が不可欠と考えます。
⑥ 行政職員、社会教育関係職員、教員などへの生涯学習に対する理解と学習援助者、支援者としての資質の向上が必要となっています。

# 第３章　　振興計画のねらいと考え方

# １．振興計画策定の基本的考え方

## （1）　計画の目的

近年、人々の生活意識や価値観が多様化し、心の豊かさや生きがいなどを求める傾向が一層高まっています。

みどり市では現在、『みどり市総合計画（平成20～29年度)』に基づいたまちづくりを実施中です。その基本政策の中で生涯学習については、「学習の機会や情報の提供を行い、自主的な活動が行えるよう支援していきます。また、郷土の歴史・文化に身近にふれることができる環境づくりを進めます」としています。この『みどり市生涯学習振興計画』は、総合計画を基盤にし、より豊かな市民のための生涯学習社会[解説18]の実現を図るため、生涯学習を総合行政として全庁的に取り組み、生涯学習の推進体制の整備を図り、その施策を明らかにするために策定するものです。

## （2）　計画の性格

この計画でいう“生涯学習”とは、市民自らが自発的・主体的に自己の充実や生活の向上に資するために、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選択し行う学習をいうものです。したがって、生涯学習の主人公は一人ひとりの市民です。

しかし、関連事業は教育行政や教育機関が行うだけではありません。一般行政でも安全・健康・環境・福祉などの分野で教育・啓発事業を実施しています。本計画は、こうした認識に立ち、多様化、高度化している市民の学習要求や自己の充実、生活の向上のための学習活動、仲間づくり、まちづくり、地域づくりなどの活動のため、生涯学習の条件整備の具現化と方向性を示すとともに、生涯学習振興のための諸施策の推進方向を示すものです。

## （3）　計画の構成

この計画は、総合計画の「基本構想」にあたる「振興計画のねらいと考え方」と「基本計画」に相当する「振興計画の施策」によって構成します。

「振興計画のねらいと考え方」は、生涯学習がめざすべき方向である基本目標とそれを達成するための基本方針によって構成します。

「振興計画の施策」は、「振興計画のねらいと考え方」で示した基本方針に基づいた具体的な計画とし、課題解決やその計画を実現する考え方、方策などを示しています。

---

解説18　**生涯学習社会**：教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念を定義している。

### （４）　計画の期間

この計画の期間は、『みどり市総合計画』との整合性を保つため、平成23年度から27年度までの５か年計画とします。

その後、社会情勢の変化などに応じて再検討を加え、必要あるときは計画の修正などを行い、対応していきます。

### （５）　計画の体系化

この計画は、市民一人ひとりが自己の充実や生活の向上のために、生涯にわたって必要に応じ、学びたいときに自主的意志に基づいて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習できることをめざし、自主学習への支援体制の確立と、生涯学習社会の構築のための環境醸成をめざした体系化を図るものです。

## ２．みどり市市民憲章とのかかわり

みどり市のまちづくりの目標は、平成20（2008）年３月に制定された『みどり市市民憲章』に定められています。

**わたくしたちは、みどり豊かな渡良瀬川の流れを愛し岩宿遺跡やあかがね街道に刻まれた先人の英知を引き継ぎ、未来に向けて希望と調和のあるまちをめざしここに市民憲章を定めます。**

**自然との共存をめざし　環境にやさしいまちをつくります**
**歴史と文化を大切にし　互いに学びあうまちをつくります**
**命を育み共に助け合い　笑顔あふれるまちをつくります**
**心と体の健康につとめ　活気ある産業のまちをつくります**
**人権を尊重し　きまりを守り　平和で住みよいまちをつくります**

これは、本市のまちづくりの目標です。この目標を実現するために、平成20年度から『みどり市総合計画』に沿って、まちづくりの基礎である生活環境や産業・福祉・教育などの整備振興を図っています。

まちづくりの目標である『市民憲章』を具現化するのは、一人ひとりの市民です。乳児期から高齢期までの人生設計は、家庭・地域・学校・職場などでの生活を通じて確立されていきますが、その過程の根本は、教育の力によるところが大きいと考えます。

また、市民憲章が期待する市民像をめざして、みどり市教育委員会では、教育行政の基本理念として、

> **みどり市教育委員会は、高い知性、豊かな情操と徳性、たくましく生きるための健康や体力を備え、社会の変化に主体的に対応できる市民の育成を目指して、教育行政を推進します。**
>
> **そして、郷土を愛する心と社会連帯意識を培い、国際的視野に立った協調の精神を養うとともに、自然と環境を守り、文化や伝統を尊重する未来を展望した教育の振興を図ります。**

を掲げ、教育行政を推進しています。

みどり市生涯学習振興計画は、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる生涯学習社会の実現」への筋道を示したものであり、市民憲章のまちづくり、教育の目標である人づくりに近づくためのものです。

この計画は、生涯学習を振興するための計画ですから、教育行政の基本理念やこれまでの教育関係の部門計画を基本とすることはいうまでもありません。また、一般行政部局や学校教育、社会教育で推進されていたこれまでの活動を否定するものでもありません。あえていえば、これまでそれぞれの行政組織体系で推進してきたものを、生涯学習というマスター・コンセプトに基づいて再構築するものです。その上で、この計画は次のような考え方に立って策定します。

① 『みどり市総合計画』における施策の方向との整合性を図り、かつ総合計画を具現化する計画としました。
② 本市のこれまでの学校教育、社会教育の蓄積、時代の変化と要請、市民の今日的学習ニーズ、教育をとりまく諸問題などを総合的に検討しました。
③ 市民の学習活動の全体を捉えるのではなく、一般行政・学校教育・社会教育で行われている既存事業や活動を中核に据えた公的生涯学習振興のための計画としました。

## ３．振興計画の基本目標

この計画の基本目標として、以下の６つを生涯学習振興計画の基本目標としました。

### （1）　生活を見つめなおし、自然に親しみ共存できる地域社会をめざします

市民が快適な生活を営むためには、道路や下水道をはじめとするインフラストラクチャー[解説19]の整備が大切であることはいうまでもありません。本市でも下水道整備事業をはじめとする生活基盤整備事業を推進しています。民間企業も市内の国道50号線沿線を中心に進出するな

[解説19] **インフラストラクチャー**　：infrastructure。インフラ。都市の基盤となる道路･鉄道･上下水道･電気･通信などの施設。

ど、目を見張るものがあります。しかし、利便性だけを追求した地域開発は人の心を殺伐としたものにしてしまいます。これに対し、自然は人の心を和ませ、生活に安堵感を与えてくれます。

本市には、袈裟丸山や要害山をはじめ緑豊かな山林や豊かな水をたたえる渡良瀬川や阿左美沼など多くの自然を残しています。また、田畑は四季折々にその色を変え、私たちに季節の移り変わりを教えてくれます。自然の美しさによって人間は美しいものに感動する心を育てたり、多くのことを学んだりしています。

私たちの生活は、高度経済成長を経て物質的に大変豊かになりました。しかし、大量生産・大量消費が続けられた結果、本市にとっても生活雑排水やゴミの問題は深刻になっています。こうした問題はひとつの地域や国にとどまらず、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模にまで拡大し、国際的な問題となっています。

今日では、私たちの生活そのものが、知らず知らずのうちに自然破壊や環境破壊を引き起こしているという現実もあります。自然を大切にするということは、緑地の保全運動や野生動植物の保護も大切なことですが、市民一人ひとりが生活そのものを見直し、自然と共存するための生活スタイルをつくり出すことが大切です。

この計画は、市民一人ひとりが自然と共存し心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

### （２）　歴史に学び、豊かな地域文化を創造します

みどり市の公共ホールでは「地方の文化が持つ役割は、そこに住む人々の心を豊かにし、地域を活性化することにある」として、地域文化創造活動の推進を運営の柱のひとつに各種事業を展開しています。文化という言葉は広い意味で用いられるため、一口に“文化”といっても個人によってそのとらえ方が異なります。

文化は一部の個人や団体によって形成されるものではなく、市民の日常生活の中で生まれてくるものです。魅力ある個性的な文化を創りあげていく力は、市民一人ひとりの個性と創造力によります。市民の個性と創造力が学習という自発的な活動を通じて磨き高められることによって地域文化の土壌と基盤ができあがります。

市民一人ひとりが文化の本質を理解し、文化を大切にすることが、地域文化創造の基礎となります。特に、地域の伝統文化の保存や復活は大切であると考えます。また、文化財は、地域の歴史・文化の理解に欠くことのできないものです。本市には国指定史跡（文化財）としての岩宿遺跡や西鹿田中島遺跡をはじめ、県や市指定の文化財が数多くあります。これらの有形無形の文化財が保存・活用されて、文化財に関する関心が高まることにより、郷土の歴史が大切にされ、そこから新たな文化が生まれてきます。

この計画は、市民一人ひとりが郷土の歴史と地域の文化を大切にする地域づくりをめざします。

### （３）　人と人とのふれあいを大切にし、いきいきとした地域づくりをめざします

人が社会生活を営むということは、人間関係を抜きには考えられません。豊かな生活とは、精神的な面からみれば、人と人とのつながりをどれくらい持てるかということではないでしょうか。人間関係の構築こそ豊かな生活の基本条件であると考えます。

多くの転入者がある一方、地域的には過疎化、混住化、都市化とさまざまな問題が同時進行する本市にとって、子どもから高齢者までのすべての市民に知り合う機会を大切にする必要があります。市民の出会いが大切にされることによって、人と人とのふれあいが生まれます。

特に、最近の子どもたちは、遊びによる子ども社会が形成されず、異年齢の子ども同士のふれあいが少なく、同年齢の子どもたちでも友だちのつくり方や集団での遊びが不得意であるとの指摘もあります。また、学校週５日制も平成14年度から完全実施されています。こうした点を重視し、学校の教育課程や学校外の地域活動などでも子ども同士や子どもから高齢者までの出会いの場所（異年齢や世代間交流の場）を積極的につくり出す必要があると考えます。人と人とが豊かにふれあうことにより、一人ひとりの市民の生活が潤い、その潤いがいきいきとした地域社会をつくります。

この計画は、市民一人ひとりが豊かにふれあえる地域づくりをめざします。

### （４）　主体性のある自己の確立をめざし、生涯を通じて豊かに生きる力を養います

人生80年時代を迎え、高齢者の人生の過ごし方が大変重要となってきています。また、成人の労働時間の短縮による余暇時間も徐々に増加しています。加えて、女性の社会参加による男女共同参画社会の形成も必要となっています。

学習権宣言や日本国憲法などを引用するまでもなく、学ぶということは人が人らしく生きることを保障するものです。人と人との出会いが大切なのは、そのことが人の心を動かし、何かを知り、そこから新しい何かを求めていく、人としての“成長”が期待されているからです。“成長”のキーワードは“学習”であるといえます。出会いは、学習を通じてふれあいを生み、市民の生活や地域に潤いをもたらします。

本来、学習という行為は自分自身が成長することであり、楽しいはずのものです。ところが、これまでの教育は知識や技術の教授を重要視するあまり、必ずしも楽しいものとはいえませんでした。特に、これからの学校教育は生涯学習の基礎学習として、学ぶ喜びや学び方を大切にした教育を推進することが大切となります。

市民の学習要求は、その形態も内容も質もさまざまです。今後の生涯学習社会では、市民の学習要求を適確に把握するとともに、できるだけ豊富な資料と学習機会を提供することが大切となります。市民の学習の目的は、教養を高めたり健康増進であったり、余暇時間の活用であったり、とさまざまですが、学習の最終目的は物事を主体的に判断できる人としての成長であり、人間形成を通じて豊かに生きる力を身につけるためのものであると考えます。学習という行為は、常に広がりを持ち、内容や質も段階的に発展するものです。こうした広がりや発展が、

生活課題や地域課題へ向けられた時、私たちの街が大きく変わります。

この計画は、市民が「いつでも、だれでも、どこでも、どんな内容でも、自由に、楽しく」学べる地域づくりをめざします。

### （５）　豊かな感性と自由な発想が生かせる活力ある民主的な地域をめざします

“若さ”は可能性の象徴であり、活力の象徴であると考えます。若さには、年齢的な若さと精神的な若さがあります。

年齢的な若さの問題では、青少年の特徴として、自己中心・消極主義・社会的無関心などが指摘され、少子化による保護者の過干渉や偏差値教育、社会に出てからの管理社会などがその原因であるといわれています。青少年は豊かな感性と自由な発想、行動力など限りない可能性をもっています。

青少年教育の意義は、人格形成の中心的時期にあたるこの時にさまざまな体験や人との交流を通じて“自己形成”をしていく大切な時期にあたります。近年アイデンティティ[解説20]という言葉をよく耳にし、その喪失が問題とされています。自分自身が何であるかを考えると同時に、他人や社会との相互作用、交流を通じて自分自身のあり方を他人と共有するという社会的態度を身につけることが必要といえます。青年期は、アイデンティティの確立に非常に重要な時期ともいえます。

“次代を担う青少年”とよく使われます。次代を豊かに生きる青少年を育てるために発達段階に適応した教育が、生涯学習の観点から推進される必要があります。私たちは、元気、チャレンジ、冒険、活動的、行動力、エネルギッシュなどの言葉から若さをイメージします。地域の活性化の基本は、若さからくるイメージに集約できるのではないでしょうか。可能性の固まりである青年たちが、自由な発想で発言し、活動の場、活躍できる立場などがある。また、そうした試みを地域全体で応援していく環境を持っていることが、若さあふれるいきいきとした地域といえるのではないでしょうか。

この計画は､市民一人ひとりの豊かな感性と自由な発想が活かせる地域づくりをめざします。

### （６）　お互いに尊重しあい、安心して生活が送れる地域社会をめざします

わが国は国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に批准しています。特に平成６（1994）年５月には『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』に、その翌年の12月には『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）』[解説21]にも批准しました。自由・平等・人権の確立は国際的な潮流となっています。市民一人ひとりが個人として尊重されるということは、個人の人権が守られることにほかなりませ

---

解説20　**アイデンティティ**：identity。自己同一性とか自我一体性といわれるも。社会や同時代の人々、または周囲の人々が、与える社会的定義を自分なりに受け止め、それを自己についての定義として確認するところの信頼感に満ちた感覚であるといわれる。

解説21：子どもの権利条約、人種差別撤廃条約のほかに女子差別撤廃条約にも批准。

ん。すべての人々の基本的人権が保障される社会を築き、次代へ引き継ぐことは私たちの責務であると考えます。

学校現場では、いじめ問題が常態化しています。また、登校拒否の児童・生徒も依然として高い比率にあります。思いやりや優しさ、助け合う心など人権を尊重するための基本的な感性を、体験を通じて育てることが大切となっています。

社会教育は、人間として個と個のぶつかり合いの中で自分自身を知り、他人との関係から共同・連帯、そして自立への質的な変化をめざしていく実践の場です。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化などから“学びあい、成長しあう”実践がなかなか展開しにくい状況が生まれています。学校教育、社会教育ともに個人の自主性が育まれ、相手の人権が尊重できる教育を推進する必要があります。

高齢社会を迎えた今日、「高齢者福祉」「地域福祉」といった言葉をよく耳にするようになりました。地域福祉とは、ノーマライゼーション[解説22]の考え方のもと、市民と行政が一体となって援助組織や施設をつくりあげ、障がい者や高齢者が家庭や地域の中でコミュニケーションを保ちながら生活できる地域社会をつくろうとするものです。こうした地域社会の実現のためにも生涯学習の場で、一人ひとりの存在と発言が大切にされ、互いに尊重しあえる人間関係が構築されることが大切です。

この計画では、市民一人ひとりが同じ人間として尊重しあえる地域づくりをめざします。

## ４．基本目標を実現するための基本方針

この生涯学習振興計画の基本目標を達成するため、以下の基本方針を示しこれに基づきさまざまな施策を展開します。

| 基本目標 | 基本方針 |
|---|---|
| **生活を見つめなおし、自然に親しみ、共存できる地域社会をめざします** | ◇自然に親しみ、自然を愛する心が育つような学習機会を提供します。<br>◇消費社会や企業社会の構造を見極められるような社会科学的な学習機会を充実します。<br>◇リサイクル運動など生活環境への理解と活動への参加を促進する地域づくりを援助します。 |
| **歴史に学び、豊かな地域文化を創造します** | ◇日常的な文化活動を振興するとともに、自主的･創造的な活動を推進します。<br>◇多様化、高度化する芸術･文化のニーズに応えられるような文化活動の条件整備を進めます。 |

解説22 **ノーマライゼーション**：normalization。デンマークのバンクミケルセン博士の提唱。高齢者や障がい者などすべての人々が一緒に暮らす社会こそむしろ正常（ノーマル）だという福祉のあり方についての主張。

| | |
|---|---|
| | ◇文化財の保護、保存を通じて、郷土の歴史や文化に対する理解を深め、郷土意識を育むための学習機会を拡充します。 |
| **人と人とのふれあいを大切にし、いきいきとした地域づくりをめざします** | ◇人々の 出会いや交流を深め、地域の連帯感を醸成するための学習機会や活動を推進します。<br>◇地域課題を協力して解決することを通じて、自治能力を高め、地域の諸団体の連携や市民の活動への参加を進めるための環境を整備します。<br>◇青少年の健全育成をめざし、家庭･学校との連携のもと地域の教育力の充実を図ります。 |
| **主体性のある自己の確立をめざし、生涯を通じて豊かに生きる力を養います** | ◇自ら課題を見出し、主体的に行動することができるようにするための資料と学習機会を拡充します。<br>◇多様化、高度化する学習ニーズ に対応した学習機会を拡充し、学習環境を整備します。<br>◇主体的な学習機会を推進するための学習情報の提供、相談機能を充実します。<br>◇豊かな心を育み、暮らしが切り拓かれるよう生活課題･地域課題を解決するための学習や活動に対して積極的な援助体制を確立します。<br>◇生活の質的な向上をめざして、合理性･科学性を養い、生活技術を高めるような学習機会を拡充します。<br>◇社会の変化や労働の変化に対応できる学習機会を拡充します。<br>◇豊かな国際性が育まれるような学習機会の充実を図ります。 |
| **豊かな感性と自由な発想が生かせる民主的な地域をめざします** | ◇学習文化活動が民主的に運営されるように積極的な援助を行います。<br>◇若者の要求や関心を活かした学習、相談機能を充実します。<br>◇青少年の学習と多面的な活動の場を拡充します。 |
| **互いに尊重しあい、安心して生活がおくれる地域をめざします** | ◇互いに生命と人権を尊重しあえる学習機会や活動を促進します。<br>◇福祉に対する啓発活動を推進し、市民主体の地域福祉の確立のための学習や活動を積極的に援助します。<br>◇高齢社会に対応した、学習文化活動の振興を図ります。<br>◇日常的なスポーツ ・レクリエーション 活動の振興を図るとともに、健康を守り、高めるための活動を促進します。 |

# 第４章　　振興計画の施策

# １．施策を展開する上での基本的な考え方

このみどり市生涯学習振興計画は、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる生涯学習社会の実現」への道筋を示したものです。

この振興計画は、第２章の「市民アンケート」の結果と第３章にまとめた考え方に沿って、市民が学校・家庭・職場・地域のあらゆる機会・あらゆる場所を通じ、学習形態を問わず、学習者として参加する実践の方向、市・教育行政の条件整備や推進体制組織の確立、教育機関の学習機会や学習情報の提供など各分野の振興の施策を示したものです。

行政機関や施設、教育委員会や教育機関、公民館などの社会教育関係機関などで行われている学習機会の提供や学習者への各種の支援については、これまでの方法・内容を最低ラインとし、さまざまな部署や関係機関との連携協力のもとに、地域で果たす役割・指標などを位置づけているものです。

みどり市生涯学習振興計画では、具体的な施策を提案しつつも、その具体化にあたっては、市民の主体的な参加・参画と家庭・学校・地域・市行政・教育行政・教育機関などの努力と日常的な連携・協力を期待するものです。

「基本目標を実現するための基本計画」に示した23項目の生涯学習振興のための基本方針は、環境醸成（学習条件の整備）、学習機会の充実、学習・文化活動支援体制の確立、に大別できます。

また、生涯学習を推進し、人々の生涯にわたる学習権をいつでもだれに対しても保障するためには、教育の独立を守ることや市民の参画を保障すること、これまでの“無料の原則”を基本とすることなども必要です。

- **教育の独立を守ること**

  生涯学習の主体はあくまでも市民であり、何を学びたいか、何を必要とするかを決定するのは市民自身でなければなりません。行政が学習機会を提供したり情報を提供したりすることは必要な役割ですが、基本的に何をどういう方法で学ぶかは、市民自身に選択、決定する権利があり、そこに行政が過度に干渉することはしてはいけないことです。

- **市民の参画を保障すること**

  まちづくりにおいて、“市民参加・参画”は必須の条件になっている今日、社会教育がこれまで創り上げてきたさまざまな市民参加のシステム、住民自治の考え方は、生涯学習を充実・発展さていくために、さまざまな場面で市民の意思を反映させる、公民館運営審議会などに代表されるような参加・参画のシステム[解説23]を保障していくことが必要です。

- **“無料の原則”**

  それぞれの学習の場面をみると、学級・講座・講演会、サークル活動など極めて個人的に見

[解説23]：社会教育法第15条や第29条、第30条など社会教育関係法令には市民参加の制度が明記されている。

える活動であっても、新しい出会い、活動の深まり、新しい発見などを繰り返すことで、地域を創っていく力となる“人”づくり、ネットワークづくりにつながっています。「いつでも、どこでも、だれでも、自由に、何でも学ぶ」ことができる社会の実現のための学習や活動などについては、これまでどおり無料を原則[解説24]とします。

## ２．施策展開の柱と方向性

これらの基本的な考え方に基づき、「市民の学び（生涯学習）を拡げる」「市民の学び（生涯学習）を支える」の２つを展開の柱とします。

### （1）　市民の学びを拡げる

人々が「いつでも、どこでも、だれでもが自由に学べる」ことができるようにするためには、まず、人々が生涯にわたって学習活動を継続していくことができるような基礎が確立された上に、学習者のライフスタイルや生活環境、目的などに応じて多様な学習の機会を整備することが必要です。そして、さまざまな学習の機会が整備されることで、人々の学習活動は徐々に拡がったり、深まったりしていくのです。

こうした認識に立ち、「市民の学びを拡げる」では、市民が求めるさまざまな学習機会の提供に関わる施策を次の２つの方向で具体的に示します。

#### １）　生涯学習の基礎づくりを進める

人々が生涯にわたって学習活動を行っていくためには、まず、基礎的・基本的な知識や技術を習得するとともに、そのために必要な健康づくりや体力づくりを進めたり、自らが学ぶ意欲や態度を身につけたりするなど、生涯学習の基礎づくりを進めることが必要です。

振興計画では、生涯学習の基礎づくりを進めるため、さらなる社会教育の振興はもちろん、家庭教育や学校教育、健康づくり、スポーツの振興に関わる具体的な施策を示します。

#### ２）　学習の場を拡げ、さまざまな学習活動を促進する

人々がさまざまな学習に主体的に取り組み、活動の範囲や内容を徐々に拡大したり、深めたりしていくためには、さまざまな学習の場が整備されることが必要です。どのような方法でどんな学習を選択するかは、あくまでも人々の問題です。したがって、学習活動を支援する側の役割は、市民の多様な学習ニーズに可能な限り応えられるよう、さまざまな学習の機会を整備するとともに、企画・運営にも市民が参加できるシステムを持つことも大切です。

---

[解説24]：憲法**第23条**や**第26条**のほかに、社会教育法**第3条**や**第4条**から、無料または減免措置が望まれると解釈される。

このため、振興計画では、「学びの場」を３つに区分することとし、それぞれに関わる具体的な施策を示します。

**①　日常生活の中から学びの場をつくる**

人々が心豊かに健やかな人生を送るためには、高齢化や人権、環境の問題など、だれもが多かれ少なかれ学んでおく必要がある課題があります。また、文化活動など、学んだり、活動したりすることにより、自らの人生をより豊かにしたり、生きがいに満ちたものにしたりという学習もあります。

人々の多様な学習活動を支援するためには、このような生活に密着した学習の機会を整備し、これを基盤として、さまざまな学習に主体的に取り組む意欲を培うとともに、活動の範囲や内容を徐々に拡大したり、深めたりすることが大切です。このため、振興計画では、いわば日常生活の中から学びの場をつくることで、だれもが生涯を通じて豊かな人生を送ることができるよう、学習基盤の整備に努めます。

**②　社会生活を営む上で必要な学びの場をつくる**

人々が地域や職場などで、人々と交流しながら円滑に社会生活を送るためには、防災や消費者問題、交通安全など一定の学習が必要とされる課題があります。また、生活水準の向上を図るとともに、地域や社会全体の発展を図るためには。産業の振興や職業能力の開発向上など、社会の変化に応じて、新しい知識や技術を身に付ける必要がある課題もあります。

これらの学習は、一人ひとりの生活を豊かにすることはもちろんですが、社会全体を発展させ、豊かにするという意味で、極めて重要な課題です。このため、振興計画では、こうした社会生活を営む上で必要な学びの場をつくることで、一人ひとりの生活の向上や地域全体の発展に寄与していきます。

**③　豊かな社会づくりにつながる学びの場をつくる**

人々が行う学習活動の中には、日常生活や社会生活の中での活動のほかに、学習の成果が地域づくりにつながるようなものがあります。例えば、ボランティア活動などは、活動自体が学習としての意味を持っていますが、同時に、学習の成果が地域での活動に生かされたり、活動を通して生まれた新しい人間関係の絆が地域での他の活動に役立てられたりするなど、地域づくりや地域の活性化を促す要因として、大きな意義を持っています。

地域での連帯感や人間関係が希薄化してきている今日、これらの学習活動を支援することは、人々の交流を活発にし、温かな社会をつくる上で、非常に大切なことです。このため、振興計画では、こうした豊かな社会づくりにつながるさまざまな学習機会を整備することで、地域の活性化を促していきます。

### （２）　市民の学びを支える

人々が生涯にわたって多様な学習活動に取り組めるようにするためには、学習の機会の整備

をするだけでは不十分です。人々が学習に取り組むことを容易にしたり、学習を阻害する要因を取り除いたりするなど、学習活動を側面から支援するさまざまな条件整備を行うことが必要です。

例えば、生涯学習推進体制の整備や学習施設の整備・ネットワーク化、学習情報の提供・相談体制の整備などが挙げられます。「市民の学びを支える」では、これらに関する施策を次の２つの方向で具体的に示します。

**１）　生涯学習を推進するための体制を整える**

人々の学習活動を支援し、生涯学習を推進するためには、これを実行する体制の整備が必要です。一口に「体制の整備」といっても、生涯学習を推進する組織を整備する以外にもさまざまな取組みが必要です。特に、生涯学習を推進するためには、生涯学習の意義や重要性について、より多くの人々に正しく理解してもらうための活動が大切です。また、学習の場となる各種施設の整備や連携なども重要な取組みです。

振興計画では、これら多種多様な施策を総合的に講じることで、生涯学習を推進するための体制整備に努めます。

**２）　学習情報の提供や学習相談の体制を整える**

人々が何かを学ぼうとしたり、学習を継続しようとしたりする場合、求めに応じて的確な学習情報を提供し、学習に役立ててもらうことは、極めて重要な支援策です。また学習を行う中で迷ったり、疑問にぶつかったりした場合、適切なアドバイスを行う学習相談は、人々が学習を継続する上で大きな役割を果たします。

振興計画では、このような情報提供や学習相談の重要性を踏まえ、だれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手できるような学習情報提供体制を整備するとともに、市民の具体的な学習活動に結びつくような、一人ひとりの要求に応じたきめ細かい対応ができる学習相談体制の整備充実に努めます。

# ３．振興計画の施策体系

- 学びを拡げる
  - 生涯学習の基礎づくりを進める
    - 子育て支援の推進と家庭教育の充実
      - ○ 子育て支援の総合的推進
      - ○ 家庭教育に関する学習機会の充実
      - ○ 学校や地域との連携の推進
      - ○ 家庭における食育の推進
    - 学校教育の充実と学校・家庭・地域社会との連携
      - ○ 生涯学習の基礎を培う学校教育の充実
      - ○ 学校・家庭・地域との連携の推進
    - 青少年活動の援助
      - ○ 体験活動や社会参加活動、交流活動の促進
      - ○ 青少年の保護育成と住民運動の促進
      - ○ 青少年に関する資料や情報を収集・提供する体制の整備
    - 社会教育の充実
      - ○ 成人教育の充実
      - ○ 家庭教育の充実
      - ○ 青少年教育の充実
      - ○ 教養・趣味を豊かにする学習の充実
      - ○ 施設の整備充実とネットワーク化の推進
      - ○ 指導者の発掘・育成
    - 健康づくりに向けた活動の推進
      - ○ 「食育」への取り組み
      - ○ 総合的な健康づくりの支援
      - ○ 心と体の健康づくりに向けた活動の推進
    - スポーツ・レクリエーション活動の推進
      - ○ 生涯にわたるスポーツ活動の推進
      - ○ 情報提供・相談機能の充実
      - ○ 指導者の養成と活用
      - ○ 活動の場の整備充実
  - 学習の場を拡げ、さまざまな学習活動を促進する
    - 日常生活の中から学びの場をつくる
      - 「食育」への取組み
        - ○ 全体的な「食育」への取組み
        - ○ 年齢に応じた「食育」への取組み
        - ○ 家庭・学校・地域社会における「食育」への取組み
      - 豊かな長寿社会に向けた活動の推進
        - ○ 高齢者に対する学習機会の充実と社会参加の促進
        - ○ 高齢化の問題に関する学習機会の充実
        - ○ 高齢者福祉に関するさまざまな制度への理解を深める

- バリアフリー 社会の実現に向けた活動の推進
  - ○ 障がい者に対する理解を深める学習機会の充実
  - ○ 障がい者に対する支援体制の充実
  - ○ 障がい者福祉に関するさまざまな制度への理解を深める
  - ○ 高齢者に対する理解を深める学習機会の充実、支援体制の充実、制度への理解な
- 人権の尊重と人権教育の推進
  - ○ 学校教育における人権教育の充実
  - ○ 地域における人権教育の充実
- 環境学習･環境教育の推進
  - ○ 環境問題に関する学習機会の提供
  - ○ 身近な環境に関する資料や情報の収集･提供体制の整備･充実
  - ○ 地域の自然保護とその活用
  - ○ 環境保護活動の推進
- 特色ある地域文化の振興と発信
  - ○ 文化にふれる機会や活動に参加する機会の充実
  - ○ 文化活動を支える団体や人材の育成
  - ○ 先人の英知を引き継ぐ

- 社会生活を営む上で必要な学びの場をつくる
  - 産業振興に寄与する活動の推進
    - ○ 情報のネットワーク 化の推進と地域づくりへの活用
    - ○ 労働に関する学習機会の充実
  - 生活の安全を確保するための活動の推進
    - ○ 防火や犯罪に関する学習機会の提供
    - ○ 防火･防犯活動を支える団体や人材の育
    - ○ 交通安全に関する学習機会の提供
    - ○ 情報伝達体制の整備
    - ○ 青少年に関する施策
  - 健全な消費者活動の実現に向けた活動の推進
    - ○ 消費者問題についての情報の提供及び相談事業の充実
    - ○ 消費者問題に関する学習機会の充実
- 豊かな社会づくりにつながる学びの場をつくる
  - 学習成果の発表機会などの充実
    - ○ 学習成果の発表
    - ○ 地域の活動を支える人材の育成
    - ○ 学習成果の実践
  - 男女共同参画社会の形成に向けた活動の推進
    - ○ 男女共同参画社会の実現を促進する学習の機会の充実
    - ○ 自らの問題ととらえ活動する団体や人材の育成

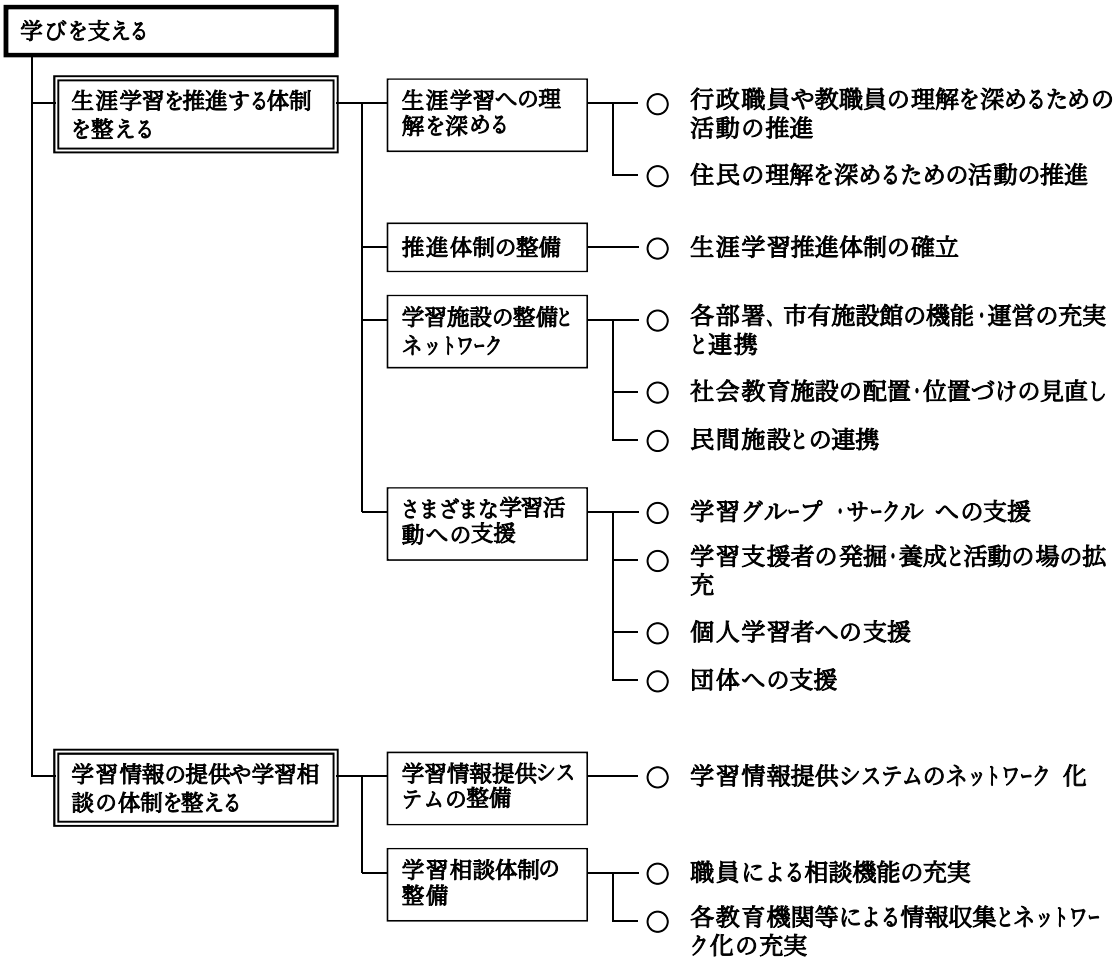
学びを支える
生涯学習を推進する体制を整える
生涯学習への理解を深める
○ 行政職員や教職員の理解を深めるための活動の推進
○ 住民の理解を深めるための活動の推進
推進体制の整備
○ 生涯学習推進体制の確立
学習施設の整備とネットワーク
○ 各部署、市有施設館の機能･運営の充実と連携
○ 社会教育施設の配置･位置づけの見直し
○ 民間施設との連携
さまざまな学習活動への支援
○ 学習グループ ･サークル への支援
○ 学習支援者の発掘･養成と活動の場の拡充
○ 個人学習者への支援
○ 団体への支援
学習情報の提供や学習相談の体制を整える
学習情報提供システムの整備
○ 学習情報提供システムのネットワーク 化
学習相談体制の整備
○ 職員による相談機能の充実
○ 各教育機関等による情報収集とネットワーク化の充実

# ４．施策の展開

## １　学びを拡げる

### （１）　生涯学習の基礎づくりを進める

#### ①　子育て支援の推進と家庭教育の充実

**生涯学習とのかかわり**

近年の少子化や核家族化に加え共働き家庭の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもを育てる環境は大きく変化しています。人々が安心して子どもを産み、育てられるような社会をつくるためには、地域社会全体で協力しさまざまな取り組みを行う必要があります。児童福祉など制度の拡充に加え、地域社会が一体となって取り組むことは大切な要素であり、学校・家庭・地域が緊密に連携・協力をしながら進めることも重要です。

家庭教育の充実は、子どもの基本的な生活習慣を身につけさせ、感性や情操を育む中核的なものとして、最も重要な課題です。家庭教育の中心となる親や家族に加え、地域の人々がそれぞれの立場で子育てについて学ぶことのできる学習機会や情報の提供、ネットワークづくりの支援など、さまざまな条件や環境の整備を通じて家庭の教育力の充実を支援していくことが求められています。

子育てに関わる人々が主体的に学び、活動できる環境を整備することは、子どもの健やかな成長にとっても大切であり、子どもが生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境の整備にもつながります。子どもたちが小さな頃から豊かに学ぶことができる環境をつくることは生涯学習社会の基盤づくりでもあります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **母親学級･両親学級** | 妊娠･出産の悩みや不安の解消、母性･父性の高揚の場とし、育児をしやすい環境づくりを推進し、妊婦同士の仲間づくりを行う。 | 妊婦とその夫 | 健康管理課、笠懸、大間々 保健センター | 桐生市 |
| **乳幼児期における健診などの実施** | 対象月齢の乳幼児の健康診断、健康相談など。 | 対象月齢の乳幼児とその親 | 各保健センター | |
| **離乳食講習会（試食）** | 離乳食の意義と基本的な進め方を知る。 | 生後5ヶ月児とその親 | 健康管理課･保健センター | |
| **離乳食講習会（実習）** | | 生後6~ 11ヶ月児の親子 | 健康管理課･笠懸･大間々 保健センター | 託児も実施 |
| **ぴよぴよ広場** | 身体測定、育児相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談など | 1歳半くらいまでの乳幼児 | 大間々 保健センター | |
| **わんぱく広場** | 身体測定、育児相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談、遊びの広場など | 1歳半~3歳くらいまでの幼児 | 笠懸保健センター、 東保健センター | |
| **保育園での育児相談** | | 市民 | 保育園 | こども課 |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **地域子育て支援センター** | 未就園の乳幼児とその保護者が、地域に密着している保育園を活用し、親子で一緒に遊んだり、親同士、子ども同士のコミュニケーションを図ったりするために利用できる場所。専任の保育士が子育てに関する相談に応じる。 | | 笠懸北保育園、いずみ保育園、たけのこ保育園、二葉保育園 | こども課 |
| **幼稚園での預かり保育、子育て相談** | 預かり保育は、対象園児のみ。毎日14:00~16:00の間。 | 対象園児 | 笠懸幼稚園 | |
| **ブックスタート 事業** 解説25 | 絵本のプレゼントにより、赤ちゃんと保護者が絵本をとおして、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。赤ちゃんと保護者に対し、読み聞かせの指導も行う。 | 生後4ヶ月~ 10ヶ月の子ども | 各図書館、公民館図書室 | こども課、保健センター |
| **保健センター 連携事業** | 母親学級で図書館の利用案内、乳幼児への読み聞かせの重要性など読書活動の推進事業。 | 妊婦 | 笠懸図書館 | 保健センター |
| **家庭教育学級** | 子育ての悩みを抱える母親同士の交流や情報交換を通して、家庭の教育力の向上をねらいとして開講。 | 2･3歳児及びその母親 | 笠懸公民館、大間々 公民館 | |
| **子育てサロン** | 子どもたちが学校に行っている時間帯を利用した子育てサロンとして児童館を開放。楽しい子育てと交流、仲間づくりのお手伝い。お母さん同士の情報交換。 | 就学前の親子 | 社会福祉協議会 | |
| **家庭児童相談室** | 児童に関するあらゆる問題について家庭などの相談に応じ、そのケース に合った指導方針をたて、助言、指導を行う。ＤＶ等の相談も受ける。 | 市民 | こども課 | |
| **子育て講演会** | | 就学前の親子 | 健康管理課 | |
| **思春期体験学習** | 母性･父性の育成、生命の尊さを認識してもらう。妊娠から育児へのイメージ を持たせる性教育を目的に、実習と講座を交えて実施。 | 中学生 | 健康管理課･各保健センター | 学校教育課 |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

現在、子育てに関する学習の機会として、公民館や保健センター、地域子育て支援センターなどを中心に学級・講座や講演会、事業などを実施しています。これらは大別して①子育て支援の側面から行っているもの、②子どもの健康増進の側面から行っているもの、③家庭教育の側面から行っているものに区分することができます。

最近では、公民館や保健センターに加え、地域子育て支援センターの取り組みが充実し、子どもを持つ親どうしの学習や交流の場となっています。一方行政では、子育て支援の取り組みが進められ、体制も整備されてきましたが、平成20年実施の「市民アンケート」からは、幼稚園や保健センターの相談機能の充実を期待する声や、子育てに追われて学びたくても参加できないといった状況もみられ、子育てに関する情報や学習機会の提供について、利用や参加のしやすい環境を整備していくことが重要な課題となっています。

解説25 **ブックスタート 事業** ： 赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート ・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。1992年にイギリス･バーミンガム で取り組みが始まった。日本では平成13（2001）年から市区町村自治体の事業として行われている。地域に生まれた赤ちゃんが集まる0歳児健診を主な会場に、図書館員、保健師、行政職員、住民ボランティアなどが活動に携わっている。平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」も施行。

今後、市民の子育てを支援していくには、それぞれの施設の特色を生かした取り組みを充実させることに加え、関係する部署や施設間の連携を図り、関連する事業を総合的・一体的に展開することが必要です。特に、家庭教育に関する事業は、子育てについての学習や交流の場として重要な役割を担っており、関係する部署や施設との連携や参加しやすい環境の整備など改善拡充を図っていく必要があります。

**振興の施策**

**○　子育て支援の総合的推進**

・　各保健センターで行っている子育て支援事業や子どもの健康増進事業と、公民館や幼稚園・学校、ＰＴＡなどで行っている家庭教育に関する事業などの連携を図ることで、子育て支援のための活動が総合的に展開されるよう工夫します。

・　家庭での子育てを女性（母親）のみに負わせるのではなく、男性（父親）の主体的な参加を促進するため、父親を対象とした育児教室や子育て講座を充実し、参加しやすい環境づくりを進めます。

・　各機関で実施している子育てや学習に関する相談事業を充実させ、情報発信を行うなど、子育てについての情報提供の充実を図ります。

・　子育て支援についての出前講座の充実など、各種制度に関する学習の機会を設け、その理解や活用を図ります。

**○　家庭教育に関する学習機会の充実**

・　これから親になる人から高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした学習の機会を整備するとともに、子どもの年齢や対象者の家族の中の役割などに応じて、学習内容や方法などを工夫することで、学習の体系化を進めます。

・　子どもの基本的生活習慣の育成や情操の涵養、たくましく生きるための健康や体力づくりなど、本来家庭で行うべき教育が確実に行われるよう、特に、乳幼児期の子どもを持つ親を対象とした学級・講座の充実を図ります。

・　親子が同じ経験を持つ機会が減少している現状を踏まえ、親子での生活体験や自然体験、交流活動ができる機会や場の整備に努めます。

・　父親の家庭教育への参加を促進するため、父親を対象とした学級・講座を充実するとともに、父親たちの自主的なサークルづくりを支援します。

・　地域社会が一体となって子育てに取り組むため、地域の人々が世代を超えて交流できるような事業の実施や支援を行います。

・　家庭教育に関する学習の機会を提供する場合には、保育付きで実施するなど、参加しやすい条件の整備に努めます。

・　図書館・保健センターなどが連携してブックスタート事業を行い、読書を通じて親子がふれあうきっかけをつくるとともに、乳幼児期から本に親しむ環境を整備します。

○　**学校や地域との連携の推進**

・　家庭教育の指導者や協力者として、子育て経験者やＰＴＡ役員経験者、青少推委員経験者など、地域の人材と連携し、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

・　保育園や幼稚園、保健センター、公民館など身近な施設を親同士の交流や情報交換の場として提供し、ネットワークづくりを支援します。

・　子育て情報の収集・提供や自主的な活動に取り組む親たちのサークルづくりを促進するとともに、これらのサークルに対する支援に努めます。

・　学校の教育活動では、児童生徒の発達段階に応じて、乳幼児とのふれあい活動や育児ボランティア活動など、体験的な学習機会の充実を図ります。

・　図書館を中心として、読み聞かせ活動や読み聞かせグループの活動支援などを行い、小さい頃から読書に親しめる環境づくりを行います。

○　**家庭における食育の推進**　（　１－（2）－1）－①　（p64）　参照　）

### ②　学校教育の充実と学校・家庭・地域との連携

**生涯学習とのかかわり**

学校教育では、子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」[解説27] を身に付けさせるため、さまざまな改革に取り組んでいます。

学校で学ぶ園児・児童・生徒の教育を充実するためには、地域の教育力を活用することや、学校と家庭、地域の連携が必要であり、今後さらに連携を強めていかなくてはなりません。

生涯学習社会では、学校は地域の教育力を積極的に活用するとともに、学校自身も地域に貢献することにより、地域に開かれ、地域とともに発展していく姿勢が求められています。また、学校、家庭、地域の三者の連携は欠かせない課題ですが、学校を取り巻くさまざまな問題を解決する上でも、こうした取り組みの一層の充実を図っていく必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 子育てサロン | 1-⑴-①　再掲　(p43参照) | 就学前の親子 | 社会福祉協議会 | |
| 家庭児童相談室 | 1-⑴-①　再掲　(p43参照) | 市民 | こども課 | |
| 教育相談 | 子どもたちの悩みを真剣に受け止め、子どもたちの前に立ちはだかる壁を自分の力で乗り越えられるよう、援助する。 | 市民 | 教育研究所 | |
| 適応指導教室 | 登校できずに悩んでいる児童生徒に、仲間とのふれあい、学習、体験活動を通じて、自立心や社会性、人間関係を養い、学校に復帰できるよう援助する。 | 小中学生 | 教育研究所、適応指導教室 | |
| 青少年相談（ヤングテレホン相談） | 友だちや家庭、学校のことなど、青少年の悩みごとの相談に応じる。家族からの相談も受け付ける。 | 市民 | 青少年センター | |
| 心配ごと相談事業 | 市民のあらゆる心配ごとの相談に応じ、適切な助言指導を行う。相談者の社会生活で支援と福祉向上を目的。 | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生委員・児童委員 |
| 学童保育・放課後児童クラブ | 保護者が仕事や病気、介護などの理由により、学校終了後に留守家庭となっている子どもを預かる。保護者が安心して働けるように常勤の指導員が子どもたちの生活を守り、さまざまな「遊び」を通じて、その健やかな成長を援助する。 | 小学1～4年 | こども課 | 社会福祉協議会 |
| 緑の少年団 | 緑化推進の一環として市内全10校の小学校で花の植栽を中心に実施。 | 小学生 | 農林課 | 市内小中学校 |

[解説27] 「生きる力」：第15期中央教育審議会『21世紀を展望した我が国の教育の在り方（第一次答申）・子供に［生きる力］と［ゆとり］を・』（平成8（1996）年7月19日）の中で、自分の課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のことを意味する定義。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **社会を明るくする運動** | すべての国民が、犯罪防止と罪を犯した人たちへの更生活動に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。7月を強調月間とし、実施委員会を組織し、広報活動や市民集会（関係機関・団体・小中学生が中心的に参加し、アトラクションを交えた社会を明るくする運動の啓発）等を開催し、地域社会における犯罪予防活動推進の機運や意識の定着を図る。 | 市民 | 社会福祉課 | 社会福祉協議会 |
| **思春期体験学習** | 1-⑴-①　再掲　（p43参照） | 中学生 | 健康管理課・各保健センター | 学校教育課 |
| **中学生海外研修派遣事業** | 次代を担う中学生に国際的視野を広めさせるとともに語学力の向上と文化的な交流を深めるために、海外に派遣している。 | 中学2・3年生 | 学校教育課 | 市内中学校 |
| **総合的な学習の時間にかかる外部講師の活用** | | 小中学生 | 小中学校 | 社会教育課、社会教育施設 |
| **学校体育施設の開放** | 小中学校の校庭と体育館の開放。 | 市民 | スポーツ振興係 | 市内小中学校 |
| **芸術鑑賞教室の実施** | 演劇や音楽などの芸術鑑賞を授業の一環で行う。9年間の義務教育期間中に3回実施。 | 小中学生 | 小中学校 | 文化ホール |
| **芸術鑑賞教室の実施** | 演劇や音楽などの芸術鑑賞を授業の一環で行う。 | 小学生 | 小学校 | 学校教育課、富弘美術館 |
| **キャリアドリーム事業** 解説28 | 生徒に適切な職業観、勤労観を身に付けるために5日間程度の職場体験活動を実施。 | 中学2年生 | 教育研究所 | 市内中学校 |
| **防犯パトロールの実施** | | 小中学生、市民 | 小中学校PTA | |
| **青少年巡回指導** | 毎月土曜日の「少年の日」などに、青少年の夜間徘徊・非行防止の市内パトロールを実施。 | 市民 | 青少年センター | 青少年センター補導員、青少推 |
| **青少年健全育成のための環境浄化運動** | 浄化運動の一環として、有害看板、ポスター、チラシなどを撤去する。青少推進員からの通報制を取り入れ、迅速に対応。 | 市民 | 青少年センター | 青少推、警察協助員 |
| **こども環境教室** | 桐生市との連携交流事業の一環として、足尾の山に植樹し、環境保全の体験をしてもらう。 | 小学校5・6年生（年1～2校） | みどり市・桐生市の生活環境課 | 足尾に緑を育てる会 |
| **青少年教室** | 親子が共通体験を通してふれあう機会を設けるとともにつくって食べること、遊ぶことなどの体験をすることで、工夫することの楽しさや創造することの面白さを知り、遊びながらの学習を通じて地域の子どもが豊かに成長することを目的として実施。 | 主に小学生 | 笠懸公民館 | |
| **子ども八木節教室** | 地区の子どもたちが八木節を学ぶことを通して、地域文化の伝承や仲間づくり、郷土づくりの醸成を図る。 | 小学生 | 笠懸公民館 | 各行政区子ども会育成会 |
| **笠懸地域こどもまつり** | 子どもたちと地域の青少年健全育成団体で実行委員会を組織し、体験学習を中心に各種イベントを企画実施する。 | 市民 | 笠懸公民館 | 実行委員会を組織 |
| **青少年たいけん教室** | 1回目は、炭焼き体験教室。<br>2回目は、自然体験教室。 | 小学生 | 東公民館 | 東地域子ども会育成会 |

解説28 **キャリアドリーム事業**：みどり市では、生徒が適切な職業観、勤労観を身に付けるために5日間程度の職場体験活動を実施する。従来のチャレンジ事業（大間々）とキャリアスタート事業（笠懸）を統合し、新名称で市内全中学2年生を対象としている。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **東地域子どもまつり** | 旧花輪小学校記念館の長い廊下を使っての雑巾がけレース を実施。また、子どもの遊び体験や、地域交流模擬店など、市内の子どもたちが交流を行う事業。 | 市民 | 東公民館 | 実行委員会を組織 |
| **児童図書展示会** | 児童書を笠懸図書館で展示する。 | 職員･学校司書 | 笠懸図書館 | 小学校 |
| **夏休み企画行事** | 1日図書館員、調べる学習賞コンクール 複製作品展示会、工作教室を行う。 | 小学生 | 笠懸図書館 | |
| **子ども企画行事** | 工作教室･科学教室などを行う。 | 小学生 | 笠懸図書館 | |
| **みどり･桐生地区中高生合同音楽祭** | 吹奏楽部などの生徒の交流を通して学習機会と発表の場を提供する。 | みどり･桐生地区中学生高校生 | 笠懸野文化ホール | |
| **学校等の体験学習** | 体験学習を通じて歴史･文化･技術を学ぶことから能動的な行動･思考を身につける。 | 幼児~ 中学生 | 岩宿博物館 | 保育園、幼稚園、小中学校 |
| **子どもの作品等発表展示「岩宿人になろう」** | 市内の小学校･幼稚園･保育園と博物館とが協力して行った体験学習の成果や、土器や石器などの作品を展示する。 | 子ども~ 一般 | 岩宿博物館 | 市内小学校、幼稚園、保育園 |
| **古代米･ソバの栽培体験学習「岩宿の里　米っこクラブ」** | 古代米やそばを、種まきから収穫、食べることまで通して経験することで、農作業の歴史を経験すると同時に、昔の習慣を学ぶ中で「食」に対する関心を高め、協力しあうことや、食事のマナー を学ぶ。 | 小学生~ 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿の里に古代米を栽培する会、岩宿博物館友の会 |
| **夏休み体験学習教室** | 「岩宿人にチャレンジしよう」というタイトルで、石器づくりや石槍投げ体験、古代料理体験などを行う。岩宿時代の体験を通じて、歴史･文化･技術を学び、また、現在の生活を見直すきっかけとする。 | 小学生以上 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会 |
| **岩宿探検隊** | 小学4年生以上を対象に、石器･土器作りをはじめ郷土の歴史や地質学習など多様な学習を通じて歴史･文化･技術を学ぶことから能動的な行動･思考を身につける。 | 小学4年生以上 | 岩宿博物館 | 小中学校、岩宿博物館友の会 |
| **展示「岩宿人のくらしをさぐる」** | 夏休みに行う小中学生向けの岩宿（旧石器）時代の基礎を学ぶ展示。子ども向けにわかりやすく展示することで、岩宿時代や歴史に興味を持ち、夏休みの自由研究の題材にも利用されている。 | 小中学生（~ 一般） | 岩宿博物館 | |
| **星野富弘氏のビデオ無料貸し出し** | 「生きる力」「負けない気持ち」を養うために、道徳の授業の副教材として、また、美術館来館の事前学習用として、星野富弘氏の生き方を紹介したビデオの無料貸し出しを行う。 | 教育機関等 | 富弘美術館 | |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

学校、家庭、地域の三者の連携と「開かれた学校」の重要さが指摘されて久しい今日、さまざまな社会問題を抱える現状を踏まえ、「学校の安全」の意識を強く持って確保していかなければならない状況にあり、これはみどり市においても例外ではありません。

園児・児童・生徒や教職員が生涯学習について理解を深めるためには、学校だけでなく、家庭や地域との連携を推進することが必要となります。

また、「総合的な学習の時間」への協力体制を検討・整備することも必要になっています。現

状では、市内の図書館や博物館などの社会教育関係機関との連携・協力が十分とはいえない状況にあります。この要因には、学校と関係機関との打合せ不足が大きいと考えます。さらに、地域の人材紹介に関しては、学校独自で持つ情報、社会教育関係機関独自で持つ情報など情報が一元化されていない状況です。今後どうやって情報を収集し、必要とする情報をいかに提供するか、といったシステムを学校や地域、行政で検討する必要があります。

**振興の施策**

**○　生涯学習の基礎を培う学校教育の充実**

・　一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、生涯にわたって学び続けるための基礎を養うとともに、幼児・児童・生徒が豊かな心やたくましく生きる力を身につけられるよう、「生きる力」の育成を重視した教育を進めます。

・　幼児・児童・生徒が、人間としてのあり方や生命の尊さを自覚し、心豊かでたくましく生きていくことができるよう、その基盤となる道徳性の育成を図ります。

・　一人ひとりの児童生徒が、自己の長所を伸ばすことができるよう、新しい学力観に立って、体験的な活動や問題解決型の学習の充実を図り、個を生かす教育を推進します。

・　情報化や国際化など、社会の変化に適切に対応できる人材を育成するため、学校での外国語教育や情報教育、環境教育などの充実に努めます。

・　高齢社会における高齢者等を理解するための学習ができるようにします。

・　児童・生徒の意識や生活のようす、環境などをきめ細かく把握し、温かな愛情を持って接するよう努めることで、児童・生徒の自己実現を図る積極的な生徒指導の充実に努めます。

・　生涯学習社会の学校の役割について、教職員の理解を深め、それらを教育に生かす実践的指導力の充実を図るため、教職員の研修内容の充実に努めます。

・　教科指導や学校行事の支援、校舎内外の補修、清掃、環境整備、登下校の安全確保、社会体験活動の受け入れなど、地域の教育力を有効活用するため、学校支援センター[解説29]の整備・充実に努めます。

・　養護教諭などによる「食」についての積極的な授業を実施したり、「食」の学習にかかわる教材教具を工夫したりするなど、子どもが楽しく「食」について学習できるようにします。

**○　学校・家庭・地域との連携の推進**

・　幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を図るため、「放課後子どもプラン」[解説30]など放

---

[解説29] **学校支援センター**：群馬県教育委員会が平成18（2006）年から取組む事業。従来から学校では、地域や学校の実情に応じてボランティアの方々の協力を得て教育活動が行われてきたが、より一層計画的･組織的にボランティアを活用し、教育活動を充実させるために「学校支援センター」の導入を推進している。

[解説30] **放課後子どもプラン**：平成19年度から文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）とが、一体的あるいは総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）として実施される。「放課後子ども教室推進事業」は放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、地域の人々の参画を得て、子どもたちに学

課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくりを推進するとともに、家庭や地域での自然体験活動や社会体験活動などを促進することで、学校・家庭・地域の教育力の融合をめざします。

- 障がいのある子どもも地域でともに有意義な活動ができるよう一層の努力に努めます。
- 不登校・問題行動、いじめなどの防止を図るため、児童生徒の立場に立った共感的な健全育成活動が行われるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、他者への思いやりの心を育てるため、ボランティア活動などの社会参加活動や青少年団体活動への参加を推進します。
- 本来、家庭で行うべき教育などについての意識を啓発するとともに、保護者との連携を強化するため、家庭訪問や保護者面談などを通じて、保護者との意思疎通に努めます。また、ＰＴＡ活動の家庭教育に関する取り組みを支援する働きかけを積極的に行い、家庭の教育力の向上を促します。
- 学校の教育活動では、児童生徒の発達段階に応じて、乳幼児とのふれあい活動や育児ボランティア活動など体験的な学習機会の充実を図ります。
- 総合的な学習の時間をはじめとして学校の教育活動の中で、地域の社会人を講師として活用するとともに、公民館や図書館、博物館、文化ホールなどの機能をいかした事業を行うなど、地域との連携・協力を進め、地域の教育力の活用を図ります。
- 学校図書室と市立図書館の連携により読書教育の充実を図ります。
- 現在行っている学校体育館や校庭の社会教育活動への開放を続け、さらに特別教室などの開放の方策を検討します。

---

習やスポ-ツ ・文化活動、地域住民との交流活動等の期待を提供する事業。

### ③　青少年活動の援助

**生涯学習とのかかわり**

次代を担う青少年[解説31]が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命と役割をもって自立することは、青少年自身の活動を活発にし、異年齢の人たちとの交流を盛んにするなど、生涯学習の基礎をつくる上で大きな役割を果たします。

青少年の健全育成は、学校、家庭、地域及び関係団体をはじめ、すべての人々の努力で実現されるものですが、行政としてもこれらの取り組みが円滑に行われるよう、積極的な施策を展開していく必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 社会を明るくする運動 | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 市民 | 社会福祉課 | 社会福祉協議会 |
| 防犯パトロールの実施 | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 小中学生、市民 | 小中学校PTA | |
| 非行防止標語コンクール | 非行防止標語を募集し、最優秀賞2名、優秀賞10名を選出する。 | 小学生4～6年生、中学生 | 社会教育係 | 市内小中学校 |
| 少年の主張大会 | 中学生が日頃の生活を通して感じていることや考えていることをまとめた作文を書いてもらい、各中学校の代表者2名の発表を行う。 | 中学生 | 社会教育係 | 市内中学校 |
| 青少年健全育成大会 | 非行防止標語コンクール受賞者の表彰や、少年の主張みどり市大会最優秀賞受賞者による発表、青少年問題について考えるための講演などを行う。 | 表彰対象者、市民 | 社会教育係 | 青少年育成推進員連絡協議会 |
| 青少年相談（ヤングテレホン相談） | 1-⑴-②　再掲　(p46参照) | 市民 | 青少年センター | |
| 青少年巡回指導 | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 市民 | 青少年センター | 青少年センター補導員、青少推 |
| 青少年健全育成のための環境浄化運動 | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 市民 | 青少年センター | 青少推、警察協助員 |
| 青少年教室 | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 主に小学生 | 笠懸公民館 | |
| 笠懸地域こどもまつり | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 当該地区市民 | 笠懸公民館 | 実行委員会を組織 |
| 青少年たいけん教室 | 1-⑴-②　再掲　(p47参照) | 小学生 | 東公民館 | 東地域子ども会育成会 |

---

解説31　**青少年**：法令上の定義は一定でないが、一般的にはわが国の将来を担う若い世代で、人間形成の途上にある人たちを指す。本計画における「青少年」の対象年齢については、「青少年育成施策大綱」（平成15年12月9日　青少年育成推進本部決定）が、おおむね30歳未満の者を対象として、以下の各年齢期に応じて青少年育成施策を推進していることを念頭に置いている。
**乳幼児期**：小学校就学前の時期 - 人間への基本的信頼と愛情を育てていく基礎となる、親や特定少数の人との強い情愛的きずなを形成するとともに、複数の人々とのかかわりを通じて認知や情緒を発達させ人格を形成していくことが重要。
**学童期**：小学生期 - 後の成長の基礎となる体力･運動能力を身に付け、多様な知識･経験を蓄積し、家族や仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得していくことが重要。
**思春期**：概ね中学生～高校生に当たる時期 - 自分らしさを確立するために模索し、社会規範や知識･能力を修得しながら大人への移行を開始することが重要。
**青年期**：概ね高等学校卒業以後に当たる時期 - 親の保護から抜け出し、社会の一員として自立した生活を営み、さらに、公共社会へ参画し、貢献していくことが重要。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **東地域子どもまつり** | 1-⑴-② 再掲 (p48参照) | 市民 | 東公民館 | 実行委員会 |
| **夏休み体験学習教室** | 1-⑴-② 再掲 (p48参照) | 小学生以上 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会 |
| **大人の体験講座** | ボランティア養成講座を兼ねた体験学習。小中学生が中心となる体験学習を指導するボランティアとなる人材を育成する。中学生以上が対象で、青少年と大人との交流の機会にもなる。 | 中学生以上 | 岩宿博物館、岩宿博物館友の会 | |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

## 現状・課題

現在、青少年の健全育成を図るため、研修会や講座、体験的活動などさまざまな事業が実施されていますが、近年の青少年を取り巻く環境は、ゲーム機や携帯電話、パソコンなどの普及により、自然や他の人々と直接ふれあう機会が減少し、他人を思いやる心や自制心が不足しているといった指摘がされています。

また、地域に大学や企業等が少ないため青年期の人口が少なく、また昨今の就職難などの問題もあり、フリーターやニート[解説32]の問題も危惧されています。

人間性が豊かで、創造力に富んだ心身ともにたくましい青少年を育成するには、さまざまな体験活動や社会参加活動、交流活動を一層充実させるとともに、これらの活動を支える施設の整備や指導者などの育成に努めていくことが必要です。また、家庭・学校・地域社会などが一体となって、青少年にとって有害な環境を排除するなど、好ましい環境づくりを進めることも必要です。

みどり市には、体験活動や交流活動を行うのに適した施設（キャンプ場や体験施設など）が数多くあります。これらの施設の積極的なＰＲや施設を活用した学習機会の提供も必要になります。

## 振興の施策

### ○　体験活動や社会参加活動、交流活動の促進

- 青少年が自然や人々とのふれあいを通して、社会性や豊かな人間性などを培うことができる自然体験や集団生活体験活動を推進します。
- 青少年の思いやりの心を育むため、地域づくりや高齢者・障がい者などとの交流、ボランティア活動などに参加できるよう、青少年ボランティア講座の実施や情報の提供など

---

解説32 **フリーター**　：厚生労働省の定義（「労働経済の分析（労働経済白書）」）では、15~34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計としている。平成17年は約201万人。
**ニート**　：ＮＥＥＴ。“Not in Education, Employment or Training”の略で「若年無業者」と称し、厚生労働省の定義（「労働経済の分析（労働経済白書）」）では、15~ 34歳で非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としている。平成17年は約64万人。

に努めます。

・　青少年がさまざまな文化や人々とのふれあいを通して、地域社会の一員としての自覚を育むことができるよう、文化活動、スポーツ活動などの交流活動や世代間の交流活動を促進します。

・　新成人に成人式の運営委員になってもらうなど、式典の企画・運営を通じて連帯感や達成感をもてるよう努めます。

・　研修会などの開催により青少年指導者の育成を図るとともに、地域の青少年関係団体の活動を支援し、青少年の団体加入促進に努めます。

**○　青少年の保護育成と市民運動の促進**

・　家庭、学校、地域及び関係団体などの相互の連携を強化し、青少年問題に取り組む社会全体の機運を高め、春・夏・冬の青少年健全育成運動（三季運動）の効果的な実施や青色回転灯を点灯してのパトロール（青パト）による地域巡回を行うなど、地域ぐるみの健全育成運動を推進します。

・　「少年の日」及び「家庭の日」[解説33] の一層の定着を図るため、少年の主張発表大会の実施や広報など普及啓発活動の拡充に努めるとともに、家庭健全化運動を推進します。

・　青少年の声を行政に反映させるため、青少年と行政機関との意見交換の機会を設けるなど、青少年参加型の健全育成運動を研究・推進します。

・　みどり市青少年問題協議会を中心に、家庭、学校、関係機関・団体などが一体となった市民運動を展開し、有害環境の排除や青少年の非行防止に努めます。

・　携帯電話やインターネット上の有害情報から青少年を守るための情報教育を充実します。

・　いじめ、不登校、問題行動などさまざまな悩みを持つ青少年の親などからの相談はもちろん、日常的な相談事項にも適切に対応して、青少年の健全育成や非行防止に役立てるため、相談機関の機能や役割、利用方法などの周知を図るとともに、学校や関係部署との連携強化に努めます。

**○　青少年活動に関する資料や情報を収集・提供する体制の整備**

・　研修会などに積極的に参加し、資料や情報の収集に努めます。

・　収集した資料や情報を各種教育施設やＩＴ機器などを活用して提供できるよう努めます。

・　青少年活動に活用できる関連施設のＰＲに努めます。

---

[解説33] **「少年の日」、「家庭の日」**：群馬県では、昭和40年度から毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進しています。また、青少年自身が自らの行動に責任を持つとともに、社会の一員としての自覚を深める日として、昭和58年度から毎月第1土曜日を「少年の日」と定め、「家庭の日」と連動した県民運動を展開しています。

### ④　社会教育の充実

**生涯学習とのかかわり**

社会教育は、学校で行われる教育活動以外の活動として、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に行われています。このため、活動の分野や形態は極めて多様であり、また、学校教育とは異なり、必ずしも制度化された教育ではないため、しばしば生涯学習との違いについて混乱が生じています。

生涯学習は個々の学習活動の総称であり、社会教育も生涯学習の一部であることを正しく理解する必要があります。さらに、社会教育は学校外の体系的な教育活動として、学校教育と同様、生涯学習の基礎をつくる上で大きな役割を担っていることも、十分認識する必要があります。

社会教育は、いわば「社会という場で行われる教育」であり、社会が変化すれば、それに応じて変わっていかなければなりません。今後、生涯学習社会を築いていくためには、社会教育のあり方を常に見直し、その充実を図っていくことが必要です。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **家庭教育学級** | 1-⑴-①　再掲　(p43参照) | 2･3歳児及びその母親 | 笠懸公民館、大間々公民館 | |
| **青少年教室** | 1-⑴-②、③　再掲　(p47参照) | 主に小学生 | 笠懸公民館 | |
| **笠懸地域こどもまつり** | 1-⑴-②、③　再掲　(p47参照) | 当該地区市民 | 笠懸公民館 | 実行委員会 |
| **青少年たいけん教室** | 1-⑴-②、③　再掲　(p47参照) | 小学生 | 東公民館 | 東地域子ども会育成会 |
| **東地域子どもまつり** | 1-⑴-②、③　再掲　(p48参照) | 市民一般 | 東公民館 | 実行委員会 |
| **各種学級･講座の実施** | 生活課題や趣味など幅広い分野をテーマに教室を開催する。 | 市民 | 各公民館 | |
| **高齢者大学** | 高齢者の社会参加、役割、生きがい対策を狙いとして開講。社会参加役割を学びその成果を地域に活かす。 | 60歳以上の市民 | 各公民館 | |
| **自主申請学級** | 市内に在住在勤の15人以上の市民が申請した場合、予算の範囲内において、一定の条件を満たせば、公民館主催学級として開設する。 | 市民一般 | 笠懸公民館 | |
| **地区公民館申請学級** | 各区に設置される自治公民館で申請学級が開催できるもの。予算の範囲内において一定の条件を満たせば、公民館と各区公民館の共催で学級を開設する。 | 当該地区市民 | 笠懸公民館 | 同一内容の申請学級は大間々公民館でも実施 |
| **市民講座** | 市民参加による運営委員会を組織し、年度毎にテーマを設定し開講している連続講座。 | 市民 | 笠懸公民館 | |
| **ミニ･イベント** | 公民館のロビーやギャラリーを活用し、ミニ･イベント、ミニ発表会などを開催し、自由なたまり場、市民の広場としての機能の充実をめざす。 | 市民 | 笠懸公民館 | 利用者の会 |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **公民館大会** | 公民館や公民館活動について、利用者や市民が意見を交換することにより公民館のあり方や自分たちの活動のあり方を考え、改善することをめざす。 | 市民 | 笠懸公民館 | 実行委員会を組織 |
| **公民館大清掃** | 公民館や活動についての意見交換や公民館施設の大掃除をすることを通じて、公民館活動や自分たちの活動のあり方について考えるとともに公民館利用者や市民同士の交流を図る。 | 市民（笠懸公民館利用者） | 笠懸公民館 | |
| **利用者懇談会** | 公民館をより使いやすくするために、利用者から意見や要望を聞くとともに、問題点などを協議し、有効かつ効果的な運営を行うため懇談会を実施する。 | 市民（笠懸公民館利用者） | 笠懸公民館 | |
| **地域文化祭** | 各公民館で、公民館や地域で活躍している団体、個人の文化･芸術活動の発表と交流の場として開催。 | 当該地域市民 | 各公民館 | 笠懸･東は実行委員会、大間々は地域文化協会と共催 |
| **ブックスタート事業** | 1-(1)-① **再掲**　(p43参照) | 生後4ヶ月～10ヶ月の子ども | 各図書館、公民館図書室 | こども課、保健センター |
| **読み聞かせ教室** | 読み聞かせの普及と図書利用の促進を図る。 | 市民 | 各図書館、公民館図書室 | |
| **読み聞かせ活動** | 幼児、児童と保護者に読み聞かせの楽しさを体験してもらうと共に読み聞かせグループに発表の場所を提供する。 | 市民 | 笠懸図書館 | 読み聞かせグループ |
| **子ども読書週間記念行事** | 子ども読書週間を記念し、幼児･児童への読書支援を行う。 | 小学生以下 | 各図書館 | |
| **読書週間記念行事** | 読書週間にあわせ記念行事の開催。 | 市民 | 各図書館 | |
| **児童図書展示会** | 1-(1)-② **再掲**　(p48参照) | 職員･学校司書教諭 | 笠懸図書館 | 小学校 |
| **本の森のギャラリー** | 図書館資料を利用した作品の発表のために場所の提供を行う。 | 市民 | 笠懸図書館 | |
| **夏休み企画行事** | 1-(1)-② **再掲**　(p48参照) | 小学生 | 笠懸図書館 | |
| **子ども企画行事** | 1-(1)-② **再掲**　(p48参照) | 小学生 | 笠懸図書館 | |
| **春休み企画行事** | 春休み期間に子ども映画会などを行う。 | 小学生 | 笠懸図書館 | |
| **館内映画上映会** | 名作映画の鑑賞会を一般向けと児童向けに上映。 | 市民 | 各図書館 | |
| **障がい者配本サービス** | 図書館への来館が困難な障がい者へ配本を行う。 | | 各図書館、公民館図書室 | 社会福祉課 |
| **学校との連携事業･配本** | 学校図書館との連携を深め、児童生徒の読書環境整備を援助、図書館利用学習、児童生徒の学習援助。図書館から遠距離にある小学校に配本し、児童の学習や読書活動の援助を行う。 | 幼稚園児～小中学生 | 各図書館、公民館図書室 | 幼稚園、小中学校 |
| **保健センター連携事業** | 母親学級で図書館の利用案内、乳幼児への読み聞かせの重要性など読書活動の推進。 | 妊婦 | 笠懸図書館 | 保健センター |
| **講演会** | 作家やジャーナリストなどによる講演会を開催する。 | 市民 | 笠懸図書館 | |
| **文芸講演会** | みどり市大間々地域文化祭事業の一環で、大間々読書会連絡協議会が共催した。 | 市民 | 大間々図書館 | |
| **文芸講座** | 郷土に縁のある歴史上の人物について講座を開催。 | 市民 | 大間々図書館 | |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **岩宿大学** | 岩宿遺跡の地元で、ある程度専門的な学習をしたいという市民のニーズに応えるために実施している、岩宿（旧石器）時代を中心に学ぶ、年5回の連続講座。 | 一般 | 岩宿博物館 | |
| **岩宿フォーラム** | 岩宿文化賞授賞式と同日に開催する考古学に関する学術的な講演会、シンポジウム。全国的に有名な岩宿遺跡の博物館の地元で、専門的な学習を求める市民のニーズに応えることが目的。また、関心を持った研究者や若い学生などが、地域の人材と交流する機会となっている。 | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿フォーラム実行委員会 |
| **郷土史講座** | 郷土の歴史を学ぶ講座。主にみどり市民に関心の高いテーマを設定して、史跡見学を含め連続講座として企画している。 | 一般 | 岩宿博物館 | 郷土史会 |
| **大人の体験講座** | 1-(1)-③　**再掲**　(p52参照) | 中学生以上 | 岩宿博物館、岩宿博物館友の会 | |
| **史跡見学会** | 話題性のある市外の史跡などを見学。歴史に関心のある市民同士の交流とともに、市外の遺跡を見学することで、みどり市の歴史や文化を見直す機会ともなっている。 | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会 |
| **美術館･イベント** | 富弘氏に関係する音楽家や作家等のコンサート、対談、お茶会等を開催。 | 一般 | 富弘美術館 | |
| **朗読会** | 星野富弘氏の作品及び関連する書物等の朗読会を、ボランティアグループの協力により開催する。 | 一般 | 富弘美術館 | |
| **花の講座** | ボタニカルアート、陶器に絵付け、草花スケッチ、リースづくり、アクセサリーづくり等講座を開催。 | 一般 | 富弘美術館 | |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

現在社会教育は、成人教育、家庭教育、青少年教育などさまざまな形で行われていますが、市民一人ひとりがその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することのみならず、その成果を生かし得る環境を創りあげていくことが求められているなど、社会教育を取り巻く状況は変化してきています。また、多様化、高度化する市民の学習ニーズに対応するため、市民の自主的な学習活動の促進と発表の場の提供、地域活動との連携、指導者の育成、人材の発掘活用などに努める必要があります。

こうした状況に対応するには、体系的・組織的に社会教育を行っていく必要があります。そのためには、みどり市の社会教育の実態を的確に把握し、今後の目標を立て、その実現のめざす施策を明記した「社会教育計画」の策定が重要です。

また、市民の地域社会への参画やコミュニティづくりへの意識を高め、地域独自の課題や公共の課題に対応するなど、公民館、図書館、博物館[解説34]などの社会教育関係施設の機能強化

[解説34] **公民館**：現在市内では、「笠懸公民館」、「東公民館」を有し職員を配置している。「大間々公民館」は社会教育課内にあり、兼務職員の配置がある。
**図書館**：市内には、「笠懸図書館」、「大間々図書館」を有する。東町については、2図書館の協力体勢のもと、「東公民館図書室」が図書館的な役割を担っている。
**博物館**：市内には、それぞれ研究分野の異なる「岩宿博物館」「大間々博物館（コノドント館）」「富弘美術館」が設置され

が望まれています。大間々町には建物としての公民館がないことから、「めざすべきみどり市公民館像[解説35]」に掲げる『住民の自由なたまり場』『住民の集団活動の拠点』などの役割が果たせないばかりか、市役所庁舎内の社会教育課職員が大間々公民館の職員を兼任しているため、だれでも気軽に立ち寄る、といった雰囲気すらもてない状況にあり、課題となっています。

３つの地域では、これまでの経験を生かした社会教育の展開、社会教育関係団体の活動が行われています。今後、それぞれの歴史性や活動をより認め合い、情報交換を繰り返しながらみどり市全体の社会教育を考えていく必要があります。

「市民アンケート」からは、経費が比較的かからない、身近な施設でもある公民館などの教育機関を会場とする「教室・講座」の開設を望む声が多くあり、この傾向は地域に差はありませんでした。しかし実際の参加経験となると、地域内の施設の有無や「教室・講座」内容の違いもあり、多くの市民が参加しているとはいい難い状況です。

**振興の施策**

**○　成人教育の充実**

・　高齢者の学習ニーズの多様化に対応するとともに、豊かな知識・経験を生かした社会参加を促進するため、「高齢者教室」「介護予防教室」の内容の見直しを行うとともに、高齢者教室に類する学習事業との連携のあり方を検討します。

・　成人一般を対象とした現代的課題[解説36]に関する学習機会の充実を図るとともに、学習者の高度化したニーズに対応できるよう、各種行政・機関・施設との連携協力体制づくりに努めます。また、青少年の健全育成や高齢者の見守り等といった大人が果たす役割の重要性について認識を深めてもらうための学習など、一般社会人を対象とした学習機会の充実に努めます。

**○　家庭教育の充実（　１－（１）－①　(p42)　参照　）**

**○　青少年教育の充実（　１－（１）－③　(p51)　参照　）**

**○　教養・趣味を豊かにする学習の充実**

・　各部署、教育機関でその関係する分野の専門家などを招き講演会を開催し、専門知識の提供や興味を広げる機会の提供に努めます。

・　社会教育のさまざまな場面で、ボランティア活動などへの意識の向上を図るための学習や養成講座的な学習機会の提供に努めます。

・　博物館では講座・体験学習などを通して、文化ホールでは音楽・映画・演劇などを通し

---

ている。いずれも博物館法に規定する登録博物館である。また、石原和三郎や童謡に関する資料を展示する「童謡ふるさと館」、松嶋健壽氏寄贈の書や陶磁器を展示する「陶磁器と良寛書の館」も有する。

解説35　**めざすべき公民館像**：公民館が地域の生涯学習･社会教育の拠点となるために、5つの役割と機能の充実に努めます。1. 住民の自由なたまり場としての公民館　2. 住民の集団活動の拠点としての公民館　3.「私の大学」としての公民館　4. 文化創造の広場としての公民館　5. 世論形成と地域づくりの場としての公民館　「みどり市公民館　運営計画」から

解説36　**現代的課題**：科学技術の高度化、情報化、国際化、高齢化の進展などの社会の急激な変化に対応するため、人々が社会生活を営む上で、理解し、体得しておくことが望まれる課題をいう。具体例として、健康、少子･高齢社会、男女共同参画社会、防災、環境、交通、過疎、まちづくり、国際理解などがあり、その領域は広範囲にわたっている。

て市民の心豊かな生活実現に努めます。

**○　施設の整備充実とネットワーク化の推進**

・　公民館、図書館、博物館、文化ホールなどの市有施設について、計画的な施設の整備（改修）と高機能化を進めるとともに、大間々公民館の問題解決に努めます。

・　旧町村の事業に関する情報交換などを通じて、社会教育施設間相互の連携を密にすることで、ネットワーク化を推進します。

・　学校教育関係者の協力のもと、学校で利用可能な活動プログラムを開発したり、社会教育活動への学校施設の利用や教職員の活用、専門職員の指導力の向上を図ったりすることなどで、学校と社会教育施設との一層の連携を推進します。

**○　指導者の発掘・養成**

・　長年にわたって培ってきた知識や技術、経験を有する地域の人材が、各種事業の指導者や協力者として活躍できるよう、潜在的な人材の発掘に努めるとともに、必要な研修プログラムの開発研究や養成事業の充実を図ります。

・　各種団体、グループの指導者養成のための学習機会の提供に努めます。

### ⑤　健康づくりに向けた活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

健康は、人々が心豊かな生活を送るための最も基本的な課題です。生涯を通じて心身ともに健康であるためには、家庭や学校、地域などでさまざまな学習機会を利用して健康づくりに関する知識や理解を深め、行動していくことが大切です。

健康づくりは基本的に、市民一人ひとりの日頃からの行動、心がけにかかっていますが、行政としても、人々が幸福で心豊かな生活を送ることができるよう、各個人のライフステージに応じて、その時々に必要な健康づくりに関する知識や技術を習得するための機会、活動を提供するなど、一人ひとりの主体的な健康の保持・増進活動に寄与するような総合的な支援策を講じていく必要があります。

近年では、『食育』[解説37] を知育、徳育及び体育の基礎と位置づけることで、各年代の「食事」「健康」「自然」などを見直す取り組みがされてきています。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 各種検(健)診 | 特定健診やがん検診など | 市民 | 健康管理課 | |
| 健康相談 | | 成人 | 健康管理課 | |
| 骨粗しょう症予防教室 | 自らの健康状態を知り、健康管理ができると共に健康増進を図る。 | 要指導者 | 健康管理課 | |
| 地区別健康学習会 | 自らの健康状態を知り、健康管理ができると共に健康増進を図る。 | 市民 | 健康管理課 | 食生活改善推進員 |
| 健康づくり講座 | 健康づくりを仲間づくりとして行う。 | 市民 | 健康管理課 | 桐生大学 |
| 健康福祉まつり | 健康づくりを関係課との協働により行う。市民の健康づくりの啓発運動。 | 市民 | 健康管理課 | 民生部各課、社会福祉協議会 |
| 介護予防教室･介護講座 | 要支援及び要介護状態の高齢者を抱えた家族等が介護の知識を得る。<br>高齢者が要支援及び要介護状態とならないよう運動機能の向上･栄養改善･口腔機能の向上プログラムで介護予防を図る。 | 市民 | 介護高齢課 | 桐生大学、健康管理課、社会福祉協議会 |
| 生きがいと健康づくり事業 | 高齢者が生涯を健康で生きがいを持って社会活動ができるよう支援する。 | 高齢者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 老人クラブ連合会健康づくり事業 | 料理教室やニュースポーツなどの教室などを開催し、健康づくりを進める。 | 高齢者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 学校体育施設の開放 | 1-(1)-②　再掲　(p47参照) | 市民 | スポーツ振興係 | 市内小中学校 |
| 各種スポーツ大会･教室 | 市民の生涯スポーツの振興を図るため各種スポーツ大会や教室を開催する。ナイター陸上、ニュースポーツ教室、区対抗親善大会(軟式野球･ソフトボール･ソフトバレーボール)、市民親善グラウンドゴルフ大会　等 | 市民 | スポーツ振興係 | 体育協会競技団体、体育指導委員 |

[解説37] **食育**：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである。平成17(2005)年6月に成立した『食育基本法』においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの、と位置づけられている。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **草木湖一周マラソン全国大会** | 全国のマラソン競技者を対象に初秋の草木湖一周をコース（1.5･4･12･19㎞）設定し開催している。 | 一般 | スポーツ振興係 | 実行委員会 |
| **市民体育館･トレーニング室運営事業** | 市民の健康保持･増進及び体力づくりを目的に、老若男女が個々の目的により気軽に楽しく継続して運動する機会を提供する。 | 一般 | 市民体育館 | 委託事業 |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

## 現状・課題

毎日の生活を健康に過ごすことはすべての人々の願いですが、現代社会では健康を阻害するさまざまな要因が存在します。また原因不明の病気や、治療方法が確立していないものや、長期の療養を必要としたりする疾病が後を絶たず、さらには、ストレスや社会生活への不適応などから心の病に悩んでいる人も増えています。

現在本市では、保健センターを中心にさまざまな教室や講演会などを実施し、人々の健康づくりのための学習の機会の提供に努めています。今後も、人々が生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう、健康や体力を保持・増進するための正しい知識の普及を図ったり、疾病予防についての注意を喚起したり、関係機関が連携したりするなど、健康づくりに向けた学習の機会の充実に努めていく必要があります。

また、健康を考える上で基本となる『食事』についても、その安全教育などを含めて幅広く学び活動していく必要があります。

「市民アンケート」からは、みどり市民体育館（桐生大学グリーンアリーナ[解説38]）や保健センターへの期待をきく設問に、“健康・体力づくり”を望む声が多く、学びたい理由でも“健康・体力づくり”のためとする多くの意見があったことから、市民の健康への関心の高さがうかがえます。

## 振興の施策

**○　「食育」への取り組み　（　1－（2）－1）－①　（p64）参照　）**

**○　総合的な健康づくりの支援**

・　人々が明るく健やかな人生を過ごすことができるよう、「バランスの取れた栄養」、「適度な運動」、「十分な休養」という三要素の調和がとれた生活の確立を目指して、健康づくり運動を推進し、総合的な健康づくりに努めます。

・　身近な保健サービスの拠点として保健センターの機能強化を図るとともに、保健福祉事務所との連携を強め、健康づくりのための活動の基盤整備に努めます。

・　保健センターと社会教育課スポーツ振興係との連携により、住民健診と体力測定のそれ

---

解説38　**桐生大学グリーンアリーナ**：平成21（2009）年1月6日に開館したみどり市民体育館。命名権（ネーミングライツ）を桐生大学が獲得したことにより「桐生大学グリーンアリーナ」の名称となる（今期は、平成25年3月31までの契約）。

ぞれの結果を利用しながら行う健康づくりの方法を検討します。

・　来所や電話、Ｅメールを利用したさまざまな形態の健康相談事業を行い、市民個々の健康を支えます。

・　さまざまな個別健診や住民健診の実施を通じ、市民の健康状態を把握し、生活習慣の見直しや病気の予防、治療などに役立てます。

**○　心と体の健康づくりに向けた活動の推進**

・　心と体の健康づくりに関する講演会や学習会を開催するなど、人々の学習や教育の機会の充実に努め、健康の保持・増進及び精神保健に関する知識の普及啓発を図ります。

・　母親の育児不安を軽減し、親と子の心身ともに健やかな育成をめざして、父親の育児参加や心の健康づくり、乳幼児の事故の防止などに関する知識の普及を図るとともに、生涯を通じた女性の健康教育を進めます。

・　幼児が遊びや生活体験を通して、健康で安全な生活を送る上で必要な習慣や態度を身につけることができるよう、家庭や地域との連携のもと、保育園や幼稚園での指導の充実を図ります。

・　児童生徒が望ましい人間関係を育み、健康な生活を営むために必要な事柄を体得し、積極的に健康の保持増進ができる能力を身につけ、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、学校の教育活動全体を通じて、健康教育の充実を図ります。

・　児童生徒の心と体の健康の保持・増進が図られるよう、学校給食を通して正しい食生活を身につけさせるとともに、体育の授業や体育的行事などの改善・工夫を図るなど、学校での指導の充実を図ります。

・　日常的に行える手軽な運動の普及を図り、市民の健康づくりに向けた活動の推進を行います。

・　高齢者が要介護状態となることなく、住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防や生きがい活動に取り組む施策を講じます。

### ⑥　スポーツ・レクリエーション活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

健康を守り、高めるためのスポーツ・レクリエーション活動は、健康で明るい豊かな生活の実現につながる、いわば生涯学習の基礎となるべき活動です。

スポーツ・レクリエーション活動の推進は、精神的欲求の充足や健康の保持・増進など、学習活動のための健康な体をつくるだけでなく､活動そのものにも学習としての意義があります。また、世代や地域の枠を超えたコミュニティの形成に効果的です。

今後さまざまな施策を通じて、スポーツ・レクリエーションの振興を一層図る必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 福祉スポーツ大会 | 福祉分野で活動している市民が一堂に会し、スポーツやゲームを通して一体感の醸成と相互交流を深めることで福祉コミュニティの輪を広げる。 | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生部各課 |
| 学校体育施設の開放 | 1-(1)-②､⑤　再掲　(p47参照) | 市民 | スポーツ振興係 | 市内小中学校 |
| 総合型地域スポーツクラブへの支援 | クラブの立ち上げから組織、運営などについての支援。 | 市民 | スポーツ振興係 | |
| 各種スポーツ大会･教室 | 1-(1)-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | スポーツ振興係 | 体育協会競技団体、体育指導委員 |
| 草木湖一周マラソン全国大会 | 1-(1)-⑤　再掲　(p60参照) | 一般 | スポーツ振興係 | 実行委員会 |
| 市民体育館･トレーニング室運営事業 | 1-(1)-⑤　再掲　(p60参照) | 一般 | 市民体育館 | 委託事業 |
| どこでも出前講座 | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

生活様式の変化や健康に対する意識の向上などにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動への要望は多様かつ高度になっており、より充実したサービスを求める傾向が強くなっています。

本市では、各種スポーツ大会や初心者教室などの事業が実施され、スポーツは幼児から高齢者まで、すべての人々の日常生活に身近な活動になっています。みどり市民体育館も建設整備され、トレーニング室を中心に市民の自発的なスポーツ活動を支援しています。また、「健康づくりに向けた活動の推進」でもふれたように、市民の“健康”への関心は非常に高いものがあります。これらを踏まえ、既存のスポーツ施設の補修、再整備とともに、情報提供・相談機能

の整備充実や指導者の育成を図り、スポーツ・レクリエーション活動を進めることも大切な課題です。

振興の施策

○　生涯にわたるスポーツ活動の推進

・　年間を通じて各種のスポーツ行事の開催に努めます。
・　市民のだれもが身近な地域で日常的にスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツへの参加の機会を拡充します。
・　市民体育館に設置するトレーニングルームの活用を図り、体力測定などを行い、市民一人ひとりに合った健康づくりの支援に努めます。
・　幼児から高齢者、障がいを持つ方など、だれもが参加できるニュースポーツなどの普及を図り、幅広い人々の参加機会の拡大を図ります。
・　地域交流促進の一環として、世代や地域の枠を越えて市民が一体となって参加できるスポーツ事業を開催します。
・　体育協会やスポーツ少年団への活動援助を通して、スポーツを楽しむ環境の整備に努め、スポーツ活動を支援します。
・　学校体育の充実に努めます。

○　情報提供・相談機能の整備充実

・　スポーツに関する情報提供事業の充実を図るとともに、市民からの問合せに対応できるよう、スポーツ情報の提供・相談機能の整備について検討します。

○　指導者の養成と活用

・　既存の指導者研修会やニュースポーツの指導者養成の研修会を実施します。
・　生涯スポーツにかかわる指導者の組織化を図るとともに、スポーツ施設への指導者の配置について検討します。
・　地域スポーツ振興のため、指導者のレベルアップに向けて支援するとともに、地域指導者バンクの創設をめざします。
・　スポーツ教室などの参加者が、その後も継続的に活動できるよう、参加者のグループ化や指導者の育成などについて積極的に支援し、スポーツ人口の底辺拡大を推進します。

○　活動の場の整備充実

・　みどり市民体育館と周辺の体育施設については、市民ニーズへの対応と、施設運営の効率化を踏まえ、市民体育館の活用と合わせた計画的な整備を行います。
・　自然とふれあい、自然を大切にしたスポーツ・レクリエーション活動の場の整備を促進します。
・　利用者の多様なニーズに対応するため、社会体育関係施設の利用方法の改善や設備の整備充実などを進め、より利用しやすい施設の管理運営に努めます。

## （２）　学習の場を拡げ、さまざまな学習活動を促進する

### １）　日常生活の中から学びの場をつくる

#### ①　「食育」への取り組み

**生涯学習とのかかわり**

私たちが生きていくためには、「食」が欠かせません。「食」は命の源であり、「食」がなければ命は成り立ちません。

例えば、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることはもちろん、子どもへの食育を通じて大人自身も食生活を見直すことに通じます。また、高齢者が生き生きと生活していくうえでも、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であり、運動習慣の徹底などとともに健全な食生活を心がける必要があります。さらに、地域や社会を挙げて「食育」に取組むことは、「健康」や「食料」に関することのみならず、「環境」や「自然」などへの活動のひろがりを期待できます。

「食育」への取り組みは、そのものが基本的な学習活動の一つであり、生涯学習の柱の一つといっていいものだと考えます。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 離乳食講習会（実習） | 1-⑴-①　再掲　(p42参照) | 生後6～11ヶ月児の親子 | 健康管理課･笠懸･大間々保健センター | 託児も実施 |
| 離乳食講習会（試食） | | 生後5ヶ月児とその親 | 健康管理課･保健センター | |
| 骨粗しょう症予防教室 | 1-⑴-⑤　再掲　(p59参照) | 要指導者 | 健康管理課 | |
| 地区別健康学習会 | 1-⑴-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 食生活改善推進員 |
| 健康づくり講座 | 1-⑴-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 桐生大学 |
| 健康福祉まつり | 1-⑴-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 民生部各課、社会福祉協議会 |
| 介護予防教室･介護講座 | 1-⑴-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | 介護高齢課 | 桐生大学、健康管理課、社会福祉協議会 |
| ひとり暮らし高齢者などへの配食サービスの実施 | 在宅の高齢者のみ世帯で、調理が十分できない人へバランスのとれた食事を定期的に届ける。 | 高齢者･障がい者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 介護予防事業 | 高齢者食生活改善のための集団的な栄養教育の事業。 | 高齢者 | 介護高齢課 | 食生活改善推進協議会 |
| 老人クラブ連合会健康づくり事業 | 1-⑴-⑤　再掲　(p59参照) | 高齢者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 岩宿ムラまつり | 石器づくり、まが玉づくり、火おこし、弓矢･槍投げ体験などとともに、古代料理の体験をする。昔の道具を使った脱穀、古代米でのもちつき、石臼で粉をひくなどの体験を通し、「食」に対する関心と意識も高める。 | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会、古代米を栽培する会 |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **岩宿の里　米っこクラブ** | 1-(1)-②　再掲　(p48参照) | 小学生~ 一般 | 岩宿博物館 | 古代米を栽培する会、岩宿博物館友の会 |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

社会経済構造の急激な変化や、ライフスタイルや価値観の多様化などにともない、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。加えて、食に関する情報が氾濫し、その受け手である市民が正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。今や食をめぐる現状は、危機的な状況を迎えているといえます。例えば、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもも含めて見受けられます。これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加、低年齢化が見られ、過度の痩身などの問題も指摘されるようになってきています。

食生活に関する市内の状況は調べていませんが、群馬県が実施した「食育に関するアンケート」（平成17年3月。幼稚園児、保育園児とその親が対象）と「群馬県児童生徒の食生活等実態調査」（平成16年3月。小学5年生・中学2年生・高校2年生対象）からは、学年があがるに従い朝食を摂らない児童生徒が増えている状況があり、その要因に“夜更かし”や“夜食の摂り過ぎ”などが挙げられています。市内の傾向もこれらの調査と大差ないと考えられ、規則正しい生活、栄養バランスのとれた食事の大切さなど、対象の児童生徒だけでなく、その保護者へのアプローチが重要です。

基本的な生活を営むうえで「食育」は、食事、健康、農業、環境など、さまざまな問題を身近なものとして捉え、考え、学び、行動していけるような取り組みをするきっかけとしては、老若男女を問わず取組める事柄であり、積極的に取組む必要があると考えます。

**振興の施策**

**○　全体的な「食育」への取組み**

・　「食」を健康・心・社会性の面から広く捉え、「食育」への共通理解を図る取り組みを実施します。

・　市民の「食」に対する関心と意識を高め、「食育」に関する理解を深める取り組みを実施します。

**○　年齢に応じた「食育」への取組み**

・　生活習慣の基礎をつくる乳幼児期が、その後の生活に及ぼす影響が大きいことから、乳幼児やその親を対象に栄養指導を行います。

・　適切な食生活や運動習慣を身につけることは、生活習慣病につながるおそれのある肥満

防止につながることから、各年代の状況を踏まえ、栄養と運動の両面からの肥満防止対策を推進します。

・ 高齢者が健康に過ごせる期間をできるだけ長くするために、運動習慣の徹底と健全な食生活に関する学習の機会を提供します。

**○ 家庭・学校・地域社会における「食育」への取組み**

・ 朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

・ 家族が「食」を楽しみながら望ましい食習慣や知識、食事のマナーを身につけられるような取り組みを実施します。

・ 保育園や学校などの給食を活用し、望ましい食習慣の形成や「食」に関する理解の促進のための取り組みを実施します。

・ 「食育月間」、「食育の日」[解説39]、「給食記念日」、「全国学校給食週間」[解説40]、「学校給食ぐんまの日」[解説41]などを活用し、「食育」への理解・関心を高める取り組みを実施します。

---

解説39 **「食育月間」、「食育の日」**：『食育推進基本計画』（平成18（2006）年3月）により毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定めた。

解説40 **「給食記念日」、「全国学校給食週間」**：食糧難の戦後、アメリカの宗教団体や慈善団体から救援物資が届けられ、東京、千葉、神奈川で試験給食が実施されたのが昭和21（1946）年12月24日。そのひと月遅れの1月24日を多くの人たちの「善意」を忘れてはならない日として、「給食記念日」を設け、この日より1週間を「全国学校給食週間」と定めた。

解説41 **「学校給食ぐんまの日」**：群馬県は、平成13（2001）年に10月24日を「学校給食ぐんまの日」として定めている。

### ②　豊かな長寿社会に向けた活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

近年の高齢化の急速な進展に伴い、高齢社会[解説42]の問題は単に高齢者だけでなく、他の年齢層を含むあらゆる人々に共通する課題であり地域全体で取り組む必要があります。

高齢社会に対応する上で生涯学習が果たす役割は、高齢者が生きがいを持って生活することができるよう、多様な学習機会を整備するとともに、その成果を生かした社会参加を推進することです。また、あらゆる年齢層の人々を対象に、高齢化の問題に関する学習の機会を整備することも大切な課題です。

もとより、豊かな長寿社会をつくるためには、健康づくりや働く場の提供など、総合的な生きがい対策を講じることが必要です。こうした取り組みと一体的に、学習機会の充実などに努めていく必要があります。

また、高齢者福祉や障がい者福祉を中心とした福祉社会を築いていくためには、それぞれの制度の理解とともに、市民自らが生活の中で地域の福祉を支える意識を持つことも求められています。地域でこれらの人を支えていくことは、豊かな地域づくりにもつながっていきます。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 各種検(健)診 | 1-(1)-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | |
| 健康相談 | 1-(1)-⑤　再掲　(p59参照) | 成人 | 健康管理課 | |
| 地区別健康学習会 | 1-(1)-⑤、1-(2)-①　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 食生活改善推進員 |
| 健康づくり講座 | 1-(1)-⑤、1-(2)-①　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 桐生大学 |
| 健康福祉まつり | 1-(1)-⑤、1-(2)-①　再掲　(p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 民生部各課、社会福祉協議会 |
| 地域住民グループ支援事業 | 高齢者の介護予防や生きがい活動をボランティアで支えようとする地域住民の自主グループを育成支援する。 | 5名以上のボランティアで組織された自主グループ | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 認知症サポーター養成講座 | 認知症の基礎知識･ボランティア活動について　等。 | 市民 | 介護高齢課 | |
| 介護予防サポーター養成講座 | 初級は介護予防の基礎知識について。<br>中級は初級修了者を対象に介護予防の全般的な知識･ボランティア活動について。<br>上級は介護予防教室での実習･介護予防体操等。 | 市民 | 介護高齢課 | 希望の家 |
| 介護予防教室･介護講座 | 1-(1)-⑤　再掲　(p59参照) | 市民 | 介護高齢課 | 桐生大学、健康管理課、社会福祉協議会 |

[解説42] **高齢社会**：高齢化社会という用語は、1956(昭和31)年の国際連合の報告書において、当時の欧米先進国の水準を基に、7%以上を「高齢化した(aged)」人口と呼んでいたことに由来するのではないかとされているが、必ずしも定かではない。
一般的には、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)によって分類される。
・　高齢化社会　高齢化率7%～14%
・　高齢社会　同14%～21%
・　超高齢社会　同21%～　(他に20%以上、25%以上という記述も見られる。)
日本は昭和45(1970)年に高齢化社会、平成6(1994)年に高齢社会、平成19(2007)年には超高齢社会となった。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 生きがいと健康づくり事業 | 1-(1)-⑤ 再掲 (p59参照) | 高齢者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 老人クラブ連合会健康づくり事業 | 1-(1)-⑤ 再掲 (p59参照) | 高齢者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 福祉スポーツ大会 | 1-(1)-⑥ 再掲 (p62参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生部各課 |
| 地域福祉活動推進事業 | | 行政区 | 社会福祉協議会 | |
| 介護予防教室(サロン) | 一般高齢者に介護予防の知識の普及啓発及び介護予防を図る。 | 市民 | 社会福祉協議会 | 介護高齢課 |
| はつらつ教室･はつらつ訪問 | 介護保険法の規定する要介護状態及び要支援状態となることの予防と要介護状態等の軽減と悪化の防止を目的とする。 | 65歳以上の生活機能評価を受けた特定高齢者 | 介護高齢課 | 健康管理課 |
| 高齢者総合相談 | 高齢者の在宅サービス及び高齢者の権利擁護等適切な制度やサービスにつなげる。 | 市民 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 心配ごと相談事業 | 1-(1)-② 再掲 (p46参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生委員･児童委員 |
| 人権相談事業 | | 市民 | 社会福祉協議会 | 人権擁護委員 |
| 行政相談事業 | | 市民 | 社会福祉協議会 | 行政相談員 |
| ひとり暮らし高齢者などへの配食サービスの実施 | 2-(1)-1)-① 再掲 (p64参照) | 高齢者･障がい者 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 高齢者などへの在宅福祉事業 | 紙おむつ支給･タクシー券配布･訪問理容サービス･緊急通報装置の設置･介護慰労金の支給など。 | 高齢者･障がい者 | 介護高齢課、社会福祉課 | 社会福祉協議会 |
| シルバー人材センターの活用 | 就業を通じて高齢者の能力活用を図り、高齢者の希望と健康、生きがいの高揚とともに活力ある地域社会をめざす。 | 60歳以上の市民 | 社会福祉協議会 | |
| 生きがい対策事業 | 老人クラブ活動助成、老人クラブ連合会活動助成。 | 60歳以上の市民 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| 消費者相談 | 訪問販売や契約トラブル、架空請求はがきなど消費者に関わる相談を受け、解決のための手伝いをする。 | 市民 | 消費生活センター | |
| 高齢者大学 | 1-(1)-④ 再掲 (p54参照) | 60歳以上の市民 | 各公民館 | |
| 学校体育施設の開放 | 1-(1)-②、⑤、⑥ 再掲 (p47参照) | 市民 | スポーツ振興課 | 各小中学校 |
| 郷土史講座 | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 岩宿博物館 | 郷土史会 |
| 大人の体験講座 | 1-(1)-③、④ 再掲 (p52参照) | 中学生以上 | 岩宿博物館、岩宿博物館友の会 | |
| どこでも出前講座 | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

高齢化の急速な進展に対応して、現在本市（平成21年4月30日現在、高齢化率は21.34%）でも高齢者を対象としたさまざまな学習や教育に関する事業が実施されています。またその内容も、健康づくりや介護予防、スポーツ、職業能力開発、文化・教養、生きがいづくりなど、さまざまな分野にわたっています。

今後、高齢化が一段と進展する中で、豊かな長寿社会をつくっていくためには、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や技術、経験をいかして、主体的に社会参加をしていくための学習や教育の機会を整備することが必要です。また、高齢者以外のあらゆる年齢層の人々に対しても、高齢化の問題に関する学習や教育の機会を提供していくことも重要な課題です。

また、介護保険制度[解説43]や後期高齢者医療制度[解説44]をはじめとする各種制度の説明会などは、必要に応じ行われていますが、更なる理解を深めるために、説明会の開催や学習機会などの提供は重要です。

「市民アンケート」からは、身近な施設で「健康・体力づくり」や「人間関係を豊かに」、「生きがい」を持てる活動を希望する高齢者の声が多く寄せられました。

**振興の施策**

**○　高齢者に対する学習機会の充実と社会参加の促進**

・　健康づくりやスポーツ、職業能力開発、文化・教養、交通安全、消費生活など、高齢者に対する多様な学習機会の充実に努めるとともに、高齢者が身近な場所でこれらの活動を行うことができるよう、学習の機会と場の拡充を促進します。

・　高齢者の学習ニーズの多様化に対応するとともに、豊かな知識・経験を生かした社会参加を促進するため、「高齢者教室」の内容の見直しを行うとともに、高齢者教室に類する学習事業との連携のあり方を検討します。

・　老人クラブをはじめとする自主的団体が行う学習活動を引き続き支援・奨励するとともに、高齢者の自主的組織活動が自立的に展開できるよう支援します。

・　高齢者が社会参加できる場の設定を促進するため、ボランティア養成をはじめとする各種の養成講座の充実や、人材情報の提供など、さまざまな支援策を講じます。

・　学習の成果やこれまでの人生経験を生かした社会参加を促進するため、ボランティア活動を含めた幅広い活動分野や活動の場の開拓を行います。

・　学校の教育活動の中で、地域の高齢者を必要に応じてボランティアとして活用する新たなシステムの構築について検討します。

**○　高齢化の問題に関する学習機会の充実**

・　青少年から高齢者までの幅広い年齢層の人々が、高齢化の問題についてさまざまな角度から学ぶことができ、かつ、世代間の交流が図られるような学習機会の充実に努めます。

・　高齢者への理解を促進するため、地域での世代間交流事業の充実を図ります。

---

[解説43] **介護保険制度**：社会の高齢化に対応し、平成12（2000）年4月1日から施行された日本の社会保険制度。要介護状態又は要支援状態にある人が介護サービス を利用する際、その費用（給付費）を被保険者から徴収する保険料だけでなく、国・都道府県・市町村が負担する特徴を持つ。

[解説44] **後期高齢者医療制度**：75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度。通称は長寿医療制度。
国の医療制度改革の一環として、第3次小泉改造内閣が提出し成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18（2006）年6月21日公布）により、法律名を従来の「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更。その内容を全面改正すると共に制度名を「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に改めた。制度施行は平成20（2008）年4月1日。

・　学校教育で、高齢者への思いやりの心や奉仕の精神を育成するため、社会福祉協議会などとの連携を図りながら、福祉教育やボランティア教育などの充実を図ります。
・　高齢者が調和のとれた良い生活習慣を身につけて生活習慣病などを予防し、いつまでも健康でいきいきと生活できるよう、健康教育や健康相談などを積極的に促進します。

**○　高齢者福祉に関するさまざまな制度への理解を深める**

・　介護保険制度をはじめとする各種制度の説明会などを実施します。
・　各種制度の相談窓口をつくり、相談業務にあたります。
・　各種制度について出前講座の内容を充実させ、情報提供に努めます。

### ③　バリアフリー社会の実現に向けた活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

今日、すべての人々が協力しながら生きる社会の実現が求められていますが、社会の仕組みや人々の心の中には、依然として障がいのある人（障がい者）に対するバリア（障壁）が残されています。こうしたバリアをなくし、「あたたかな社会」を実現することは、これからの社会に生きるすべての人々の責務です。

バリアフリー[解説45] 社会の実現のために生涯学習が果たす役割は、人々が障がい者に対して正しい理解と認識を持つことができるよう、多様な学習や教育の機会を整備することです。また、障がい者に対しては、自らの可能性を引き出し、活かすための学習や教育の機会を整備するとともに、自発的に学習活動に取り組むことや地域で働くなど社会参加ができるよう、さまざまな条件整備を通じて、障がい者にやさしい環境づくりを進めることが大切です。

また、障がい者福祉や高齢者福祉を中心とした福祉社会を築いていくためには、それぞれの制度の理解とともに、市民自らが生活の中で地域の福祉を支える意識を持つことも求められています。地域で障がい者や高齢者を支えていくことは、豊かな地域づくりにもつながっていきます。

さらに、高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという、ノーマライゼーションという考え方を普及していくことが必要です。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **健康福祉まつり** | 1-(1)-⑤、1-(2)-1）-①、② 再掲 (p59参照) | 市民 | 健康管理課 | 民生部各課、社会福祉協議会 |
| **はつらつ教室・はつらつ訪問** | 1-(2)-1）-② 再掲 (p68参照) | 特定高齢者 | 介護高齢課 | 健康管理課 |
| **高齢者総合相談** | 1-(2)-1）-② 再掲 (p68参照) | 市民 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会 |
| **認知症サポーター養成講座** | 1-(2)-1）-② 再掲 (p67参照) | 市民 | 介護高齢課 | |
| **介護予防サポーター養成講座** | 1-(2)-1）-② 再掲 (p67参照) | 市民 | 介護高齢課 | 希望の家 |
| **福祉スポーツ大会** | 1-(1)-⑥、1-(2)-1）-② 再掲 (p62参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生部各課 |
| **地域福祉活動推進事業** | 1-(2)-1）-② 再掲 (p68参照) | 行政区 | 社会福祉協議会 | |
| **介護予防教室（サロン）** | 1-(2)-1）-② 再掲 (p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 介護高齢課 |
| **朗読奉仕員養成講座** | 5回程度の初心者向けの養成講座。 | 市民 | 社会福祉協議会 | 朗読ボランティアグループ |

[解説45] **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられることが多い。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 手話講習会 | 20回程度の初心者向けの講座。 | 市民 | 社会福祉協議会 | みどり市ろう者協会、手話サークルさくら草の会 |
| 心配ごと相談事業 | 1-(1)-②、1-(2)-1)-② 再掲 (p46参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生委員･児童委員 |
| 人権相談事業 | 1-(2)-1)-② 再掲 (p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 人権擁護委員 |
| 行政相談事業 | 1-(2)-1)-② 再掲 (p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 行政相談員 |
| 福祉作業所の運営 | | 障がい者 | 社会福祉協議会 | |
| 笠懸公民館喫茶コーナー“ぺちゃくちゃ”の運営 | 健常者も障がい者もともに学べる広場をめざし、平成11年から障がい者による喫茶店を運営している。 | | 社会福祉協議会 | 笠懸公民館、地域活動支援センター、身体障害者連盟 |
| 障がい者配本サービス | 1-(1)-④ 再掲 (p55参照) | 対象者 | 各図書館、公民館図書室 | 社会福祉課 |
| 国際交流･理解事業 | 市内在住外国人を講師に、国際交流･理解事業として料理教室を開催。 | 市内在住、在勤、在学の18歳以上の人 | 企画課 | |
| 星野富弘氏のビデオ無料貸し出し | 1-(1)-② 再掲 (p48参照) | 教育機関等 | 富弘美術館 | |
| どこでも出前講座 | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

## 現状・課題

現在、障がい者に対する理解を深める学習や教育として、講演会や交流会、講座などを実施しているほか、朗読奉仕員の養成など人材育成に関する事業を行っています。

今後ノーマライゼーションの視点から、すべての人々が協力しながら生きる「あたたかな社会」をつくるためには、こうした事業を一層拡大し、地域や家庭、学校などあらゆる場所で、多くの人々を対象とした学習や教育の機会の充実を図っていく必要があります。

また、障がい者に対しても、各種の訓練や研修、講座などの機会を引き続き整備するとともに、生活をさまざまな形でサポートする人材育成を進めるなど、支援体制の充実を図っていくことも大切です。

現在本市では、『みどり市障害者計画2007』[解説46] に基づいた事業を実施中ですが、それらの諸事業を効果的に進めていくためには、調整と協力が不可欠になります。

さらに、今後、企業や医療・福祉などの分野で外国籍の人々の雇用が増えることも予想されます。行政がさまざまに発信する情報なども各母国語を併記したり、それぞれの母国語で作成したりする必要が増すと思われます。

## 振興の施策

### ○　障がい者に対する理解を深める学習機会の充実

・　障がい者に対する理解と認識を深めてもらうため、幅広い人々を対象とする学習機会の

解説46 **『みどり市障害者計画2007』**：平成19(2007)年3月策定。

充実を図り、ノーマライゼーションの普及に努めます。

・　障がい児と障がいのない児童・生徒との交流・ふれあいにより、相互の正しい理解と認識を深めることができるよう、学校における福祉教育や交流教育を推進します。

・　地域の社会教育活動を通じて、障がい者に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、障がいのある人もない人も地域のさまざまな活動にともに参加できるよう、活動内容の改善・工夫を図ります。

・　福祉パレードや「知的障害者福祉月間」[解説47]、「障害者の日」、「障害者週間」[解説48]などをきっかけに、障がいのある人への理解を深めるための啓発・事業を実施します。

**○　障がい者に対する支援体制の充実**

・　障がいをもつ子どもに関する相談事業も充実を図ります。

・　障がい者が自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練などの各種の訓練や研修、講座などの学習や教育の機会の充実に努めます。

・　朗読奉仕員など障がい者をサポートするボランティア養成を引続き進めるとともに、主体的な活動を支援する人材の育成に努めます。

・　障がい者スポーツ活動の充実を促すとともに、文化・レクリエーション活動などさまざまな分野で、活動の機会が十分提供されるよう、支援体制の整備に努めます。

**○　障がい者福祉に関するさまざまな制度への理解を深める**

・　各種制度の説明会などを実施します。

・　各種制度の相談窓口をつくり、相談業務にあたります。

**○　高齢者に対する理解を深める学習機会の充実、支援体制の充実、制度への理解　など**
**（　１－（２）－１）－②　（p67）参照　）**

**○　外国籍の人々への対応**

・　各母国語に応じた情報発信に努めます。

---

解説47　「**知的障害福祉月間**」：毎年9月期。

解説48　「**障害者の日**」、「**障害者週間**」：政府は、昭和56（1981）年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、記念の集いを中心に啓発広報に努めてきた。その後、平成5（1993）年12月3日に公布された『障害者基本法』（資料編p115～ p117参照）に12月9日を「障害者の日」とすることが明記された。また、平成7（1995）年度から12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とすることが定められた。

### ④　人権の尊重と人権教育の推進

**生涯学習とのかかわり**

すべての人々の人権が尊重され、私たち一人ひとりが自分自身や他者を尊重し、差別や偏見のない平等な社会をつくることは、私たちの切実な願いであり責務でもあります。人権の尊重は私たちが生活する上で根本的な問題であり、生涯を通じて学び考えていかなくてはならない基本的なことです。

生涯を通じた学習は、「知ることを学ぶ」「為すことを学ぶ」「共に生きることを学ぶ」「人間として生きることを学ぶ」の４つの柱を基として行われるものだといわれています[解説49]。これらの柱を基に、生涯を通じて行われるさまざまな教育活動や学習・文化活動が、自己を知るとともに、さまざまな違いを大切にし、相互理解と平和の精神に基づいて他者を理解し、人々が互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現へとつながります。

人権問題は、正しく理解することも大切ですが、単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を養うことが重要です。

人権尊重の精神や態度は生涯にわたる学びを通して培われる基本的なものであり、生涯学習は人権尊重の社会づくりに大きな役割を果たしています。

**現在実施している事業**

| 事業名 | 事業内容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **国際交流･理解事業** | 1-(2)-1)-③　再掲　(p72参照) | 市内在住、在勤、在学の18歳以上の人 | 企画課 | |
| **高齢者虐待対応･認知症高齢者支援ネットワーク** | 高齢者虐待の防止や虐待及び認知症高齢者の早期発見のために、見守りや支援などのネットワークを充実する。 | 市民 | 介護高齢課 | 社会福祉協議会など |
| **人権相談事業** | 1-(2)-1)-②、③　再掲　(p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 人権擁護委員 |
| **中学生人権作文コンテスト** | 全国中学生人権作文コンテスト東毛地区大会への作品応募。 | 中学生 | 中学校、市民課 | 前橋地方法務局、人権擁護委員協議会 |
| **人権集中学習の取り組み** | 人権週間を中心とした取り組み。 | 小中学生 | 小中学校、幼稚園、養護学校 | 社会教育係 |
| **人権展** | 市内幼稚園、小中学校、養護学校などの人権に関する取り組みや児童生徒の作文、標語、ポスターなどの作品の展示。 | 市民 | 社会教育係 | 人権教育推進協議会 |
| **人権講座** | 市民や教職員を対象にした、生活に密着した身近な問題を通してさまざまな角度から人権について考える講座。 | 市民、職員、小中学校教職員 | 社会教育係 | |
| **人権教育資料の収集、配布** | 人権教育に関する図書資料やビデオなどを収集し人権教育に役立てる。人権展出品作品の紹介を含め、人権についての基本的知識や情報を載せたパンフレットを作成し、全戸に配布。 | 市民 | 社会教育係、学校教育課 | 小中学校、幼稚園、養護学校、各社会教育機関 |

[解説49] **「知ることを学ぶ」「為すことを学ぶ」「共に生きることを学ぶ」「人間として生きることを学ぶ」の4つの柱**：ユネスコ21世紀教育国際委員会報告書『学習：秘められた宝』1997年から。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **星野富弘氏のビデオ無料貸し出し** | 1-(1)-②、1-(2)-1)-③ **再掲** (p48参照) | 教育機関等 | 富弘美術館 | |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

「世界人権宣言」[解説50] の採択から60年が過ぎ、21世紀は「人権の世紀」といわれています。近年では「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが行われてきました。みどり市でも市民憲章に「人権の尊重」が謳われ、人権が尊重される社会の実現がますます重要な課題となっています。生涯学習実態調査では、回答者の過半数が人権問題に対して関心を示しており、特に身近な問題について関心が高まっています。

人権問題はすべての市民に共通する基本的なものであり、極めて重要な課題です。また、社会の変化に応じて新たな人権問題も発生しています。しかし、人権問題そのものに関する学習や教育の場は、十分とはいえない状況です。

市民が互いの人権を尊重し、豊かな生活を送るためには、家庭や地域、学校など社会のあらゆる場において、市民の学びの場や人権に関する学習の機会を拡充するとともに、全ての人の権利が守られるように互いの見守りなどを通じた人権教育の推進に努めていくことが不可欠です。

**振興の施策**

**○　学校教育における人権教育の充実**

・　学校での教育活動全体を通じて、差別や偏見のない真に平等な社会の実現をめざした人権尊重の教育を推進します。

・　学校での日常の教育実践の中で、幼児・児童・生徒と互いに人権意識を磨き合うとともに、校内研修などの充実に努めることで、教職員自らの人権意識の高揚と指導力の向上を図ります。

**○　地域における人権教育の充実**

・　人権問題について、幅広い人々の理解と関心を高めるため、講座や講演会を開催するなど、人権問題に関する学習機会の充実に努めます。

・　家庭や地域で、日常生活の中で人権意識の高揚が図られるよう、社会教育のさまざまな機会を通じて、人権を尊重するための活動の推進に努めます。

---

[解説50] **世界人権宣言** ： 1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権についての宣言である。正式名称は、人権に関する世界宣言。これを記念して、1950（昭和25）年の第5回総会で、毎年12月10日を「世界人権デー」とし、世界中で記念行事を行うことが決議された。日本は、この日に先立つ1週間を人権週間としている。

また、地域において、高齢者等の人権が守られるよう、隣近所などにおける互いの見守り活動ができるネットワークの充実を図ります。

- 市民が人権教育を正しく理解できるよう、公民館主催の学級・講座などの中に人権問題に関する学習を適切に位置づけ、実施するよう努めます。
- 公民館や各教育機関で行われる集団学習や団体・グループ活動などを通して、他者との関わりの中で自他の人権尊重の意識や態度を育てられるような支援に努めます。
- 人権問題がより多くの人々に正しく理解されるよう、人権問題に関する深い認識と理解、実践力を身につけた熱意ある市民の育成に努めます。
- 人権に関する資料の作成・活用を通じて人権意識の向上に努めます。
- 人権教育推進協議会が、地域ぐるみの推進体制として機能するよう、その活性化を図ります。

### ⑤　環境学習の推進と取り組み

**生涯学習とのかかわり**

環境問題は、身近な生活環境や自然環境から地球規模の問題まで極めて広範な分野にわたっています。この問題は、私たちの生活や価値観、産業経済の動向などと深く関わっているもので、私たち人類が直面している最も大きな問題の一つです。

産業活動の大規模化や人々の生活水準の向上は、資源やエネルギーを大量に消費するようになり、深刻な環境問題を引き起こしています。この問題の解決には、一人ひとりの省資源、省エネルギー、３Ｒ（リデュース：減量、リユース：再使用、リサイクル：再生）など環境に配慮した行動が必要であり、環境保全に努めるというライフスタイルを確立することが大切です。

環境問題解決のためには、こうしたライフスタイルを確立する上で必要となる学習や教育の機会を提供することです。家庭、学校、地域、事業所などあらゆる場面で、学習や教育の機会を提供することは、人々の理解を深め、一人ひとりが環境に配慮した行動を始めたり、自発的な活動や運動へ広がりを持ったりなど、大きな意義があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **環境保全ポスター展** | 環境保全に関する作品を募集し、地球環境について関心を持ってもらう。優秀作品は、桐生市シルクホールで展示。 | 小中学生 | 生活環境課 | 小中学校、桐生市生活環境課 |
| **緑のカーテン事業** | つる性植物を栽培し、夏季に建物の遮光を行うとともに、$CO_2$吸収源としても活用する。 | 市民 | 生活環境課 | |
| **植林体験** | 水源涵養林･$CO_2$吸収源対策としての森林の役割を体験。 | 市民 | 農林課 | |
| **緑の少年団** | **1-(1)-②　再掲　(p46参照)** | 小学生 | 農林課 | 小中学校 |
| **水に関する絵のコンクール** | 水道週間に合わせ、水に関する作品を募集。優秀作品は、市内施設で展示。 | 小学4年生 | 水道局 | 小中学校 |
| **岩宿ムラまつり** | **1-(2)-1)-①　再掲　(p64参照)** | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会、古代米を栽培する会 |
| **岩宿の里　米っこクラブ** | **1-(1)-②、1-(2)-1)-①　再掲　(p48参照)** | 一般 | 岩宿博物館 | 古代米を栽培する会、岩宿博物館友の会 |
| **体験企画** | 現地での「探鳥会（バードウオッチング）」や館内での「昆虫飼育教室」など、大間々博物館の展示とも関連した体験学習の機会を提供する。 | 一般 | 大間々博物館 | |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

環境問題に対する人々の関心は、日常的なゴミ処理の問題や３Ｒ運動を通じて高まってきていますが、具体的な学習や教育の機会の提供は十分とはいえません。今後、環境保全に責任の

ある行動が取れる人づくりや、エコロジー[解説51]など環境への負担の少ない循環型社会システムへの転換を図るなど、人々のライフスタイルを変えていく必要があります。

それには、家庭、地域、学校、事業所などさまざまな場面で、省資源、省エネルギー、リサイクルなど環境問題に対する人々の関心を高め、日常生活における実践活動に結びつけるとともに、地域の自然保護などに関する学習や教育の機会を充実させていくことが必要です。

**振興の施策**

**○　環境問題に関する学習機会の提供**

・　家庭や学校、地域などにおいて、幅広い人々を対象としたさまざまな環境問題に関する学習機会の提供に努めます。

・　児童生徒の環境問題に対する関心を高め、主体的に取り組むことができる態度を養うため、各教科の指導内容と連携を図り、「身近な環境」に目を向けた具体的な指導を推進します。

**○　身近な環境に関する資料や情報の収集・提供体制の整備・充実**

・　環境についての資料や情報を収集し、提供できる体制の整備に努めます。

・　市民や事業者の主体的な環境学習に対する支援を充実します。

・　環境教育の講師・指導者となれる、地域に根ざした人材の育成や活用に努めます。

**○　地域の自然保護とその活用**

・　地域の自然を活用したイベントの開催などを通じ、環境や地域を考えるきっかけになるような事業や学習機会の提供に努めます。

・　自然環境を活かした緑地保全や公園づくりに努めます。

・　市民や来訪者が市の優れた歴史や文化に親しめる環境の整備に努めます。

・　不法投棄防止の啓発に努めます。

**○　環境保護活動の推進**

・　エコロジーに基づく「地球に優しい」企業活動や市民活動を支援します。

・　エコロジーを奨励することにより、省資源・省エネルギー・３Ｒなどの取り組みを推進し、地球温暖化の抑制に努めます。

・　市民団体などによる環境美化や緑化活動を支援するとともに、自然保護や景観保全などさまざまなテーマについて自主的な活動が展開できるよう支援します。

---

解説51　**エコロジー・エコ**：ecology。本来の意味は、「生態学」。ところが、環境破壊や公害問題が表面化するにつれ、それを解決する学問分野であるとして生態学が注目を受けるようになった。そこから、生態学的判断によって、それらの問題に対して必要と考えられる対抗策や、それまでの方法論への変更、見直し等を行なう運動が起こり、それらをまとめて表す言葉としてエコロジー運動（エコロジズム、エコロジスト）といった言葉が使われるようになった。そこから、次第にそれらの方向における運動や活動にエコロジーという言葉が使われるうちに、次第に生態学そのものとは必ずしもかかわらない言葉として一人歩きするようになり、現在に至る。

### ⑥　特色ある地域文化の振興と発信

**生涯学習とのかかわり**

近年、人々は生活の中に、物質的な豊かさだけではなく、ゆとりや潤いといった心の豊かさを求めるようになり、文化に対する関心や期待が高まってきています。

人々の文化活動は、それ自体に学習としての意義があるだけでなく、地域への愛着を生んだり、人生を豊かにしたり、生きがい感の充足につながったりするとともに、人と人との新しい交流を生み出し、地域の活性化にもつながるなど、生涯学習社会をつくる上で大きな役割を果たすものです。

文化の振興のために生涯学習が果たす役割は、文化にふれる機会や活動に参加する機会を整備するなど、人々の活動を支援するための条件整備を進めることです。新しい文化の創造や伝統文化の保存継承は、基本的に一人ひとりの自発的な取り組みにかかっていますが、行政もこうした活動が積極的に行われるよう、その支援に努めていく必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **子ども音楽活動発表会** | 日頃の音楽活動の発表の機会とするとともに、事業を通した交流の機会として事業を実施する。 | 市内園児、小中学生　など | 社会教育係 | 保育園、幼稚園、小中学校 |
| **地域文化祭** | 1-(1)-④　再掲　(p55参照) | 当該地域市民 | 各公民館 | 実行委員会を組織 |
| **子ども八木節教室** | 1-(1)-②　再掲　(p47参照) | 小学生 | 笠懸公民館 | 各行政区子ども会育成会 |
| **講演会** | 1-(1)-④　再掲　(p55参照) | 市民 | 笠懸図書館 | |
| **文芸講演会** | 1-(1)-④　再掲　(p55参照) | 市民 | 大間々図書館 | |
| **文芸講座** | 1-(1)-④　再掲　(p55参照) | 市民 | 大間々図書館 | |
| **みどり市合唱祭** | 市民が参加交流し、ふれあい、文化活動を支援するもの。 | 市民 | 笠懸野文化ホール | |
| **みどり･桐生地区中高生合同音楽祭** | 1-(1)-②　再掲　(p48参照) | みどり･桐生地区中学生･高校生 | 笠懸野文化ホール | |
| **催物開催事業(鑑賞型)** | 多くの市民が楽しむことができ、かつ質の高い公演を実施する。管弦楽、吹奏楽、演劇、映画、講演会など。 | 市民 | 笠懸野文化ホール | |
| **催物開催事業(教育型)** | 群馬交響楽団員が講師になり、楽器セミナーを実施する。 | 中学生吹奏楽部 | 笠懸野文化ホール | |
| **アズマの春芸能発表会** | 音楽･芸能文化関係団体を中心に発表の機会を提供するとともに、市民の芸能文化の振興と交流を図ることを目的に開催する。 | 市民 | 童謡ふるさと館 | 東地域文化協会 |
| **岩宿文化賞** | 岩宿文化賞及び岩宿文化研究奨励賞を選考委員会を設置して選考を行う。<br>研究奨励賞は一般部門と学生部門とにわけて行い、学生部門はみどり市周辺地域の小･中･高校生を対象とする。 | 一般 | 文化財課 | |
| **横町太々神楽の保存** | 市指定重要無形民俗文化財の保存及び保存会の運営に対する指導･助言。 | 保存会員 | 文化財課 | 横町太々神楽保存会 |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 小中獅子舞の保存 | 市指定重要無形民俗文化財の保存及び保存会の運営に対する指導･助言。 | 保存会員 | 文化財課 | 小中獅子舞保存会 |
| 小夜戸小正月飾りの保存 | | | | 小夜戸小正月飾り保存会 |
| 大間々祇園まつりお囃子の保存 | | | | 大間々祇園祭おはやし保存会 |
| 発掘現場説明会 | 発掘調査現場の現場説明会を行い、埋蔵文化財保護の理解を深める。 | 一般 | 文化財課 | |
| 遺跡見学会 | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 文化財課 | 岩宿博物館友の会 |
| 企画展示 | 年5回の企画を開催する。また子どもを対象とした収蔵資料展示などを開催し、岩宿時代、地域文化の教育普及･啓発を図る。特に春期に行っている「みどり市の歴史と文化財」は、郷土の歴史の全体像でわかる展示となっている。 | 一般 | 岩宿博物館 | |
| 岩宿ムラまつり | 1-(2)-1)-①、⑤ 再掲 (p64参照) | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会、古代米を栽培する会 |
| 郷土史講座 | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 岩宿博物館 | 郷土史会 |
| 大人の体験講座 | 1-(1)-③、④、1-(2)-1)-② 再掲(p52参照) | 中学生以上 | 岩宿博物館友の会、岩宿博物館 | |
| 学校等の体験学習 | 1-(1)-② 再掲 (p48参照) | 幼児～中学生 | 岩宿博物館 | 保育園、幼稚園、小中学校 |
| 岩宿の里　米っこクラブ | 1-(1)-②、1-(2)-1)-①、⑤ 再掲 (p48参照) | 小学生～一般 | 岩宿博物館 | 古代米を栽培する会、岩宿博物館友の会 |
| 夏休み体験学習教室 | 1-(1)-②、③ 再掲 (p48参照) | 小学生以上 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会 |
| 岩宿探検隊 | 1-(1)-② 再掲 (p48参照) | 小学4年生以上 | 岩宿博物館 | 小中学校、岩宿博物館友の会 |
| サロンコンサート | 施設の多目的な利用をはかるため、また、考古学にあまり関心のない人にも展示に触れる機会を持ってもらうための企画。年に3～4回、2階の常設展示室で100人程度の規模で、お茶とお話つきのコンサート。 | 一般 | サロンコンサート友の会、岩宿博物館 | |
| 岩宿大学 | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 岩宿博物館 | |
| 岩宿フォーラム | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿フォーラム実行委員会 |
| 企画展示 | 市民の多様化･高度化する知的情報サービスへの要求に応えるため、総合博物館ならではの幅広い分野にわたる多彩でタイムリーなテーマの企画や、地域を越えた質の高い資料を展示することにより、文化的情報を提供する。 | 一般 | 大間々博物館 | |
| 特別展示(ミニ企画) | 主にみどり市周辺地域に関するテーマで、常設展示では展示していない資料や、新たに市内から発見された資料などを紹介する。 | 一般 | 大間々博物館 | |
| 体験企画 | 1-(2)-1)-⑤ 再掲 (p77参照) | 一般 | 大間々博物館 | |
| 美術館･イベント | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 富弘美術館 | |
| 朗読会 | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 富弘美術館 | |
| 花の講座 | 1-(1)-④ 再掲 (p56参照) | 一般 | 富弘美術館 | |
| どこでも出前講座 | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

人々の文化活動に対する関心は年々高まりをみせています。市内には拠点となる文化ホールやながめ余興場、博物館（岩宿博物館・コノドント館・富弘美術館）などが設置されているとともに、特色のあるさまざまな活動が行われています。また、“みどり市”を県内外に発信するための拠点としても、これら施設の事業内容は期待されています。

今後も、市民一人ひとりが暮らしの中で文化に親しみ、文化を楽しみ、また伝統文化の継承や新たな文化を創造していくために、さまざまな文化にふれる機会や活動に参加する機会の充実が求められています。

さらに、史跡岩宿遺跡をはじめとする多くの文化財に関しては、その意義や内容をわかりやすく示し、市民にとって“みどり市の財産”として誇れるものにしていく必要があります。また、「市民アンケート」からは、体験型学習の実施を望む声が多くありました。

加えて、各種芸術文化団体などの育成や活動のための場の整備、伝統文化の継承や指導者の育成など、文化振興のための条件整備も進めていく必要もあります。

**振興の施策**

**○　文化にふれる機会や活動に参加する機会の充実**

・　文化ホールや博物館の事業の充実を図り、多くの人々が優れた芸術を鑑賞したり、市の歴史などにふれたりすることができる機会を提供します。

・　より多くの追体験型学習（疑似体験学習）[解説52] を取り入れ、市民はもとより多くの方々が歴史や文化を体感できるような事業の展開に努めます。

・　各公民館で開催している地域文化祭に多くの市民が参加、参観できるよう運営の工夫やＰＲに努めます。

・　市民が、公民館や地区集会所など身近な場所で文化活動に参加し、その成果を発表できるよう、活動機会の充実と活動成果の発表の場の拡大を図ります。

**○　文化活動を支える団体や人材の育成**

・　地域の伝統文化を振興するため、民俗芸能や伝統行事の保存や継承、後継者の育成活動の支援を行います。

・　３地域に伝わる民俗芸能や伝統行事をみどり市内全域に拡げるための条件整備や活動支援などを行います。

・　公民館などを中心に地域で活動しているグループ・サークル活動に対してさまざまな支援を行います。

**○　先人の英知を引き継ぐ**

・　史跡岩宿遺跡を“みどり市の財産”として誇れるものにできるよう、最大限の活用を図

---

[解説52] **追体験型学習**：書物などで学んだものを、体験（疑似体験）を通して再確認をしたり理解を深めたりする学習を指す。

ります。

- 市内にある文化財を保護･活用し、日常生活の中で価値あるものとして認識できるよう、実際に文化財にふれ、体験することができる機会の充実に努めます。
- 郷土資料を収集し、さまざまな視点からみどり市を見つめ直すための資料提供を行います。

## ２）社会生活を営む上で必要な学びの場をつくる

### ①　産業振興に寄与する活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

近年の厳しい経済情勢や高度な技術革新などの急激な変化により、事業所数や従業員、製造品出荷数が減少傾向にある中小事業所、情報化や市場の国際化などに加え、住宅の郊外化や消費者ニーズの多様化などから厳しさを増している既存商店街、高齢化・後継者不足が深刻な農・林業と、みどり市の産業・経済は大きな問題を抱えています。

産業振興のために生涯学習の果たす役割は、さまざまな学習や教育の機会を整備するとともに、産業界を支える人々の生涯学習活動を支援・奨励することです。技術開発や生産基盤の強化並びに企画力や販売力の向上に対する支援策と一体的に、人材の育成などに努めていく必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| シルバー人材センターの活用 | 1-(2)-1)-②　再掲　(p68参照) | 60歳以上の市民 | 社会福祉協議会 | |
| 福祉作業所の運営 | 1-(2)-1)-③　再掲　(p72参照) | 障がい者 | 社会福祉協議会 | |
| 公民館喫茶コーナー“ぺちゃくちゃ”の運営 | 1-(2)-1)-③　再掲　(p72参照) | | 社会福祉協議会 | 笠懸公民館、地域活動支援センター、身体障害者連盟 |
| まちづくり大学･大間々ゼミ | 大間々中心市街地の活性化をテーマとして参加者自らが実践的なまちづくり活動に取り組み、その手法や知識の習得を図る。 | 市民 | 都市計画課 | |
| 植林体験 | 1-(2)-1)-⑤　再掲　(p77参照) | 市民 | 農林課 | |
| 産業祭 | 農産物共進会の開催や野菜などの即売、各種イベントなどを開催。 | 市民 | 農林課 | JAぐんまみどり |
| 観光写真コンテスト | 観光PRを兼ねたコンテスト。 | 一般 | 観光政策課 | |
| 岩宿ムラまつり | 1-(2)-1)-①、⑤、⑥　再掲　(p64参照) | 一般 | 岩宿博物館 | 岩宿博物館友の会、古代米を栽培する会 |
| 岩宿の里　米っこクラブ | 1-(1)-②、1-(2)-1)-①、⑤、⑥　再掲　(p48参照) | 一般 | 岩宿博物館 | 古代米を栽培する会、岩宿博物館友の会 |
| よりどりみどり<br>みどり市ブランド | みどり市が認証した市内で製造された優れた商品や工芸品などのことで、市が自信をもってお勧めする自慢の商品。 | | 企画課 | |
| 国際交流･理解事業 | 1-(2)-1)-③、④　再掲　(p72参照) | 市内在住、在勤、在学の18歳以上の人 | 企画課 | |
| キャリアドリーム事業 | 1-(1)-②　再掲　(p47参照) | 中学2年生 | 教育研究所 | 中学校 |
| どこでも出前講座 | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

農・林業の従事者の減少と高齢化・後継者不足、商業の個人店舗の売り上げの減少、工業の事業所数・従業員数・製造品出荷数の減少など、それぞれの産業がさまざまな問題を抱えている一方で、みどり市ブランドに代表されるように、今まで培われてきた技術や地域の特性を活かした商品開発も進んでいます。

これら優れている産業や技術を生かし、活力ある地域をつくるためには、市民自身がそのことを学び、理解する機会と、特性を活用した地域づくりを行う必要があります。

従事者の高齢化・後継者不足は今後、外国籍の人々の雇用増加にも繋がると考えられます。仕事を覚えてもらうことが最も重要なことですが、彼らの地域での生活を支えることは、働き続けるために必要不可欠な問題です。

また、労働者の権利を学ぶことも必要なことではないでしょうか。

**振興の施策**

**○　情報のネットワーク化の推進と地域づくりへの活用**

・　経済・産業団体の育成とネットワーク化を図り、人・物・情報の交流を図ります。

・　地域産業を理解し、その特性を活用した地域づくりに努めます。

**○　労働に関する学習機会の充実**

・　勤労者の能力向上や雇用の安定を図るため、職業訓練施設の活用による職業訓練や技能取得、新産業創出の支援を行います。

・　外国籍の人々の生活を支えるための学習機会の提供や互いの理解を深めるような事業の開催に努めます。

・　さまざまな労働者の権利について、学ぶ機会の提供を行います。

・　学校でのキャリアドリーム事業により、働くことの尊さを学び、活力を培う機会をつくります。

### ②　生活の安全を確保するための活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

安全で住みよい生活環境は、一人ひとりが豊かな生活を営む基盤となるものであり、すべての人々の願いです。

近年は経済社会や地域社会の変化に伴い犯罪が多発、また、異常気象や地震などによる災害の多発など、安全に対する関心は一段と高まっています。

犯罪や災害は突発的に起こるものですが、地域の人々のつながりや一人ひとりの日ごろの注意や備えにより、被害を小さくすることは可能です。

生活の安全を確保するために生涯学習が果たす役割は、人々が安全に対して常に高い関心を持ち続けることができるよう、学習や教育の機会を提供することです。地域の人々の連帯意識を高めるとともに、防犯システムの導入や災害を想定した訓練など、安全を確保するためのあらゆる取り組みを一体的に展開することが必要です。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **社会を明るくする運動** | 1-(1)-②、③　再掲　(p47参照) | 市民 | 社会福祉課 | 社会福祉協議会 |
| **心配ごと相談事業** | 1-(1)-②、1-(2)-1)-②、③　再掲　(p46参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生委員･児童委員 |
| **避難訓練の実施** | | 園児、小中学生、一般 | 小中学校、その他施設 | 消防署　など |
| **防犯パトロールの実施** | 1-(1)-②、③　再掲　(p47参照) | 小中学生、一般 | 小中学校PTA | |
| **交通安全運動の推進･** | 広報･啓発活動、街頭監視活動の実施など。 | 市民 | 総務課 | |
| **交通安全イベントの開催** | 広報･啓発、参加･体験･実践型の交通安全教育の実施。 | 市民 | 総務課 | |
| **青少年健全育成大会** | 1-(1)-③　再掲　(p51参照) | 市民 | 社会教育係 | 青少推 |
| **青少年巡回指導** | 1-(1)-②、③　再掲　(p47参照) | 市民 | 青少年センター | 青少年センター補導員、青少推 |
| **青少年健全育成のための環境浄化運動** | 1-(1)-②、③　再掲　(p47参照) | 市民 | 青少年センター | 青少推、警察協助員 |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

防災や防犯に対する人々の関心の高まりに対応して、地域や学校などでの講演会や研修会、体験的活動などが増えてきましたが、十分な状況とはいえません。市民に防災や防犯に対する関心を持ち続けてもらうためには、これらの課題に関する学習機会を継続的に提供していくことが必要であり、地域における自主的な活動を担う団体や人材の育成、自主防災組織の組織化

などが今後の重要な課題です。

また、交通安全に関しては、幼児・児童・生徒・高齢者などを対象に、学校や地域などで学習機会を提供する事業を実施しています。その内容は講習や講座のほか、体験的活動など参加型の学習も取り入れるなど工夫されています。交通事故の防止のためには、こうした学習機会を人々の年齢やライフスタイルに応じて継続的に提供していくことが必要であり、今後ともこれらの一層の充実に努めていく必要があります。

今後は、防災・防犯・交通などに関するさまざまな組織の横の連携を強化し、地域の安全を確保する活動が求められています。

**振興の施策**

**○　防災や防犯に関する学習機会の提供**

・　あらゆる災害から人命や財産を守るための防災に対する意識の高揚を目指した啓発活動の充実を図ります。また、災害発生時の避難場所の周知徹底を図ります。

・　災害の未然防止や災害時の安全管理などの学習の機会を提供するとともに、防災訓練や救急・救護講習などの実施に努めます。

・　防犯に対する意識を高揚するための啓発活動や学習機会の提供に努めます。

**○　防災・防犯活動を支える団体や人材の育成**

・　行政区並びに消防団などを核とした自主防災組織の育成及び指導に努めます。

・　防犯委員や青少年育成推進員、青少年センター補導員などを中心に、学校や行政区と連携して防犯活動を支える団体や人材の育成に努めます。

**○　交通安全に関する学習機会の充実**

・　学校・家庭・地域などあらゆる場面で、交通安全に関する多様な学習や教育の機会の充実に努めます。

・　学校・家庭・地域の連携により、児童生徒に対する交通事故防止のための安全教育を推進します。

**○　情報伝達体制の整備・充実**

・　緊急情報を伝達する手段として、電子メール配信などの体制整備・充実を図ります。

**○　青少年に関する施策　（　１－（１）－③　（p51）参照　）**

### ③　健全な消費者活動の実現に向けた活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

健全な消費者活動は豊かな生活の基礎となるものですが、近年の規制緩和や経済社会の急激な変化により取引の形態が多様化し、悪質商法など消費者がトラブルに巻き込まれたり、被害に遭ったりするケースが増加しています。また、消費者金融やクレジットカードの不適切な利用による多重債務の問題も増えてきています。

このように消費者を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、私たちはこれまで以上に自己責任の考えに立ち、広く情報を集めるなど、主体的、合理的に判断し行動することが求められています。

健全な消費者活動を実現するために生涯学習が果たす役割は、一人ひとりが自立した賢い消費者として行動できるよう、学習機会の充実を図ることです。消費者活動は、基本的には一人ひとりの自発的な活動ですが、行政としても市民の豊かな暮らしを守るため、その支援に努めていく必要があります。

また、納税についてもその仕組みや必要性に関し、理解を深める必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **心配ごと相談事業** | 1-(1)-②、1-(2)-1)-②、③、1-(2)-2)-② 再掲 (p47参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生委員･児童委員 |
| **行政相談事業** | 1-(2)-1)-②、③ 再掲 (p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 行政相談員 |
| **消費者相談** | 1-(2)-1)-② 再掲 (p68参照) | 市民 | 消費生活センター | |
| **高齢者大学** | 1-(1)-④、1-(2)-1)-② 再掲 (p54参照) | 60歳以上の市民 | 各公民館 | |
| **諸税教室の実施** | 身近な税に関する講話。 | 小中学生 | 小中学校、税務課 | 税務署 |
| **税に関する標語などの募集** | | 小中学生 | 小中学校、税務課 | 税務署 |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

現在、消費者問題については、地域や学校などでさまざまな教室や講座のプログラムの一つとして取り組まれていますが、経済社会の変化に伴い、“オレオレ詐欺”や電話勧誘による商品販売、通信販売やネットオークションなどでの商品購入に関し、多くのトラブルが発生しています。このため、今後も経済社会の状況変化に応じて、消費者問題に関する適切な学習機会の提供に努めるとともに、関係機関や団体とネットワークを組むなど、消費者活動を支援するための環境整備に努める必要があります。

また、経済や社会を学ぶきっかけとして、すべての年代の市民に対して、消費税をはじめとする税に関する知識やその仕組みを学ぶ機会を提供することも必要となります。

振興の施策

**○　消費者問題についての情報の提供及び相談事業の充実**

・　みどり市消費生活センターと連携・協力し、多様化する消費者問題についての情報を提供するとともに、相談員による相談事業の充実に努めます。

**○　消費者問題に関する学習機会の充実**

・　消費者として知りたいと思う情報を得られるような講習会の実施など、市民のニーズに応じた学習機会を提供するとともに、公民館などで行う各種講座に消費者問題を取り入れるよう努めます。

・　各種消費者情報の提供をはじめ、図書館などで関係資料の充実を図ります。

・　税務担当部署や地域の税務署との連携・協力のもと、納税の仕組みやその必要性についての情報や学習機会の提供、事業の実施に努めます。

### ３）　豊かな社会づくりにつながる学びの場をつくる

#### ①　学習成果の発表機会などの充実

**生涯学習とのかかわり**

市民が個人や団体で、日頃から行っているさまざまな学習や活動に関し、その発表の機会や場所が多様な形態で確保されていること、さらに、市民自らが確保可能な状況であることは、学習で得た知識・情報を活動、行動することで自らのものにできる作用があり、それぞれの活動にあわせた「発表の機会」を選択し、目標設定することで学習や活動をより豊かにするとともに、やりがいを生み、活動を活性化させることができます。また、身近に存在する自他の「発表の機会」を通した数多くの交流の場が、お互いの活動に刺激を与え、新たな活動を生むことになります。これらの結果が地域全体の活性化にも繋がる可能性を秘めています。

また、学習成果を実践する際にボランティア活動として実践する市民もいます。この活動は、個々の動機や目的も重要ですが、活動自体に行動と学習の相互作用があり、参加者どうしが交流することに意味があり、さらには個人の生きがいにもつながります。また学習の成果を社会参加活動につなげるものであり、活動を通して人々の新しい関係づくりや地域づくり、新たな学習活動などにつながるなど、生涯学習社会をつくる上で大きな役割を担っています。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **環境保全ポスター展** | 1-(2)-1)-⑤　再掲　(p77参照) | 小中学生 | 生活環境課 | 小中学校、桐生市生活環境課 |
| **水に関する絵のコンクール** | 1-(2)-1)-⑤　再掲　(p77参照) | 小学4年生 | 水道局 | 小中学校 |
| **税に関する標語などの募集** | 1-(2)-2)-③　再掲　(p87参照) | 小中学生 | 小中学校、税務課 | 税務署 |
| **明るい選挙ポスターコンクール** | | 小中学生 | 選挙管理委員会 | |
| **産業祭** | 1-(2)-2)-①　再掲　(p83参照) | 市民 | 農林課 | JAぐんまみどり |
| **観光写真コンテスト** | 1-(2)-2)-①　再掲　(p83参照) | 一般 | 観光政策課 | |
| **夏祭りに関するポスター展** | 大間々祇園祭、笠懸まつり、草木湖まつりのPR用ポスターの募集及び優秀作品の展示。 | 市民 | 観光政策課 | 各まつり実行委員会 |
| **朗読奉仕員養成講座** | 1-(2)-1)-③　再掲　(p71参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 朗読ボランティアグループ |
| **手話講習会** | 1-(2)-1)-③　再掲　(p72参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | ろう者協会、手話サークルさくら草の会 |
| **地域活動への補助** | 社会教育･生涯学習活動に対する補助金の支出。 | 行政区　など | 社会教育係 | |
| **生涯学習大会** | 生涯学習を実践･推進している関係者が一堂に会し、日頃の活動と成果を発表し合うことで、生涯学習の重要性を認識するとともに、各団体相互の理解を深めることを目的とする。教育委員会表彰併催。 | 市民 | 社会教育係 | 教育総務課 |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 非行防止標語コンクール | 1-(1)-③ 再掲 (p51参照) | 小学生4~6年生、中学生 | 社会教育係 | 小中学校 |
| 少年の主張大会 | 1-(1)-③ 再掲 (p51参照) | 中学生 | 社会教育係 | 中学校 |
| 青少年健全育成大会 | 1-(1)-③、1-(2)-1)-② 再掲 (p51参照) | 市民 | 社会教育係 | 青少推 |
| 人権展 | 1-(2)-1)-④ 再掲 (p74参照) | 市民 | 社会教育係 | 人権教育推進協議会 |
| 子ども音楽活動発表会 | 1-(2)-1)-⑥ 再掲 (p79参照) | 市内園児、小中学生 など | 社会教育係 | 保育園、幼稚園、小中学校 |
| 地域文化祭 | 1-(1)-④、1-(2)-1)-⑥ 再掲 (p55参照) | 当該地区市民 | 各公民館 | |
| ミニ･イベント | 1-(1)-④ 再掲 (p54参照) | 市民 | 笠懸公民館 | 利用者の会 |
| みどり市合唱祭 | 1-(2)-1)-⑥ 再掲 (p79参照) | 市民 | 笠懸野文化ホール | |
| みどり･桐生地区中高生合同音楽祭 | 1-(1)-②、1-(2)-1)-⑥ 再掲 (p48参照) | みどり･桐生地区中学生･高校生 | 笠懸野文化ホール | 実行委員会 |
| アズマの春芸能発表会 | 1-(2)-1)-⑥ 再掲 (p79参照) | 市民 | 童謡ふるさと館 | 東地域文化協会 |
| 岩宿文化賞 | 1-(2)-1)-⑥ 再掲 (p79参照) | 一般 | 文化財課 | |
| 子どもの作品等発表展示「岩宿人になろう」 | 1-(1)-② 再掲 (p48参照) | 子ども~ 一般 | 岩宿博物館 | 市内小学校、幼稚園、保育園 |
| 朗読会 | 1-(1)-④ 再掲 (P56参照) | 一般 | 富弘美術館 | |
| 富弘美術館サポーター 活動 | 知識や経験を生かしながら、富弘美術館のサポーター として、活動する。 | 一般 | 富弘美術館 | |
| 富弘美術館を囲む会 | ボランティアとして富弘美術館の運営やPR等を外部から支える。 | 一般 | 富弘美術館 | |
| 各種スポーツ大会 | 1-(1)-⑤、⑥ 再掲 (p59参照) | 一般 | スポーツ 振興係 | 体育協会競技団体、体育指導委員 |
| 草木湖一周マラソン全国大会 | 1-(1)-⑤、⑥ 再掲 (p60参照) | 一般 | スポーツ 振興係 | 実行委員会 |

**現状・課題**

個人の学習活動やグループ・サークル活動に関する「発表の機会」に関しては、各公民館で秋に実施している『地域文化祭』、文化ホールが主催する『合唱祭』や『合同音楽祭』などが代表的なものです。このほか、グループ・サークルが独自に、または合同で開催するグループ展などが、公共施設の展示スペースや市内外の展示スペースを利用して行われています。また、行政が中心となり各種ポスターや標語などを募集し、その際に優秀作品を公共施設で展示しています。

これまで、唯一の「発表の機会」が『地域文化祭』というグループ・サークルなども少なくなく、選択の余地がない状況ともいえます。

今後は、『地域文化祭』など既存事業の充実を図るとともに、新たな「発表の機会」を創造していくことが必要となります。この場合、市民との協働（事業実施に関しては実行委員会や運

営委員会などを組織）で行えるよう配慮する必要があります。さらに、グループ展などの開催を受け入れられる施設（場所）のＰＲとともに、運営・開催に関する支援内容を検討する必要もあります。

また、ボランティア活動についても、活動しやすい環境整備が必要となります。

**振興の施策**

**○　学習成果の発表**

・　地域文化祭の開催のほか、地域の枠を超えた全市的な発表の機会を検討し、その開催に努めます。

・　学習者が日常的に成果発表を行える場の提供に努めます。また、その企画・運営に対しても支援に努めます。

**○　地域の活動を支える人材の育成**

・　長年にわたって培ってきた知識や技術、経験を有する人々が、地域づくりの指導者や協力者として活躍できるよう、地域の潜在的な指導者人材を発掘するとともに、その活用に努めます。

**○　学習成果の実践**

・　ボランティア活動のしやすい環境の整備に努めます。

・　ボランティア活動の支援、調整などを行なう窓口の整備を図ります。

・　特色ある活動や指導者の紹介を行うことにより、主体的な学習活動の支援に努めます。

### ②　男女共同参画社会の実現に向けた活動の推進

**生涯学習とのかかわり**

男女平等の理念は、日本国憲法や男女共同参画社会基本法[解説53]など法的に保障され、制度的にも整備が進められてきましたが、それまでの社会的通念や価値観を変える概念であることから、男女共同参画社会[解説54]の理念の普及は十分とはいえず、人々の意識や生活の中には、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といったこれまでの固定的な役割分担意識や慣習が残されています。

一人ひとりの生き方や考え方が尊重され、人々が協力しながら生きる豊かな社会を築くためには、男女共同参画社会の実現が不可欠な課題であり、このような社会をつくるためには、一人ひとりが意識を変えていくことが大切です。

男女共同参画社会の実現のために生涯学習が果たす役割は、人々が慣習や社会的役割分担にとらわれず、自ら考え、判断する力をつけることをめざして、さまざまな情報提供を行うことや学習の機会を整備することです。男女共同参画社会をつくるためには、女性の社会参加をすすめ、働き方の見直しなど社会構造や社会全体の意識を変えることや、ドメスティック・バイオレンス[解説55]やセクシャル・ハラスメント[解説56]など人権侵害の問題解決など、さまざまな取り組みと一体的に施策を推進することが必要です。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 母親学級･両親学級 | 1-(1)-①　再掲　(p42参照) | 妊婦とその夫 | 健康管理課･笠懸･大間々保健センター | 桐生市 |
| 家庭児童相談室 | 1-(1)-①　再掲　(p43参照) | 市民 | こども課 | |
| 心配ごと相談事業 | 1-(1)-②、1-(2)-1)-②、③、1-(2)-2)-②、③　再掲　(p46参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 民生委員･児童委員 |
| 人権相談事業 | 1-(2)―1) -②、③、④　再掲　(p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 人権擁護委員 |
| 行政相談事業 | 1-(2)-1)-②、③、1-(2)-2)-②　再掲　(p68参照) | 市民 | 社会福祉協議会 | 行政相談員 |
| 人権集中学習の取り組み | 1-(2)-1)-④　再掲　(p74参照) | 小中学生 | 小中学校、幼稚園、養護学校 | 社会教育係 |
| 人権展 | 1-(2)-1)-④、1-(2)-3)-①　再掲　(p74参照) | 市民 | 社会教育係 | 人権教育推進協議会 |

---

解説53　**男女共同参画基本法（基本法）**：基本法（平成11（1999）年6月制定）とは、行政の重要分野について、制度、施策に関する基本方針などを明らかにした法律で、その対象とする分野の施策を方向づけるもの。基本法は、男女が「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担にとらわれずに、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会をつくるために、5つの柱（基本理念）をたて、国･県･国民がそれぞれ果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めている。

解説54　**男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が保障され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと（男女共同参画審議会答申(平成8年7月)から）。

解説55　**ドメスティック･バイオレンス（Domestic Violence･DV）**：夫やパートナーが妻や恋人に対して振るう暴力。家庭内で起こる暴力のため、なかなか表面化しない。しかし、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ男性が、弱い立場にある女性を精神的･肉体的な暴力で支配しようとする行為は、女性の人権を侵害する犯罪である。

解説56　**セクシュアル･ハラスメント**：「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれる。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **人権講座** | 1-(2)-1)-④ **再掲** (p74参照) | 市民、職員、小中学校教職員 | 社会教育係 | |
| **人権教育資料の収集、配布** | 1-(2)-1)-④ **再掲** (p74参照) | 市民 | 社会教育係、学校教育課 | 小中学校、幼稚園、養護学校、社会教育機関 |
| **どこでも出前講座** | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

男女共同参画社会基本法の制定から10年が経過し、さまざまな学習の機会の提供や情報発信が行われてきましたが、体系的な整備は十分とはいえず、男女がともに解決に向けて取り組む課題であるという意識は高いとはいえません。

市では男女共同参画社会実現のため総合的・計画的に進めていく指針として、みどり市男女共同参画プラン[解説57]を平成21年度に策定しました。このプランにもとづき、学習や教育の機会を計画的に整備するとともに、自らの問題ととらえ活動する団体や人材の育成を進めていくことが必要です。

**振興の施策**

**○　男女共同参画社会の実現を促進する学習機会の充実**

・　男女平等をテーマとする事業の開催などを通じ、幅広い年齢層を対象に、性による固定的な役割分担意識や偏見・差別の解消などに向けた学習機会の充実を図ります。

・　子どもたちが、幼少時から男女平等について正しい理解を身につけられるよう、家庭での取り組みの充実を図ります。また、子育てについての父親の認識を深め、家庭教育への参加を促進するため、父親を対象とした学級や講座などの拡充を図ります。

・　教科や特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、男女平等に関する指導や取り組みの改善充実を図ります。また、研修の充実などを通して教職員の男女平等に関する理解を促進します。

・　地域でのさまざまな機会を通して、男女平等に関する理解を深めるための社会教育活動を推進します。

・　広報やリーフレットの作成などを通じて、男女共同参画社会に関する理解を深めるための情報提供を行います。

**○　自らの問題ととらえ活動する団体や人材の育成**

・　女性リーダー養成講座や女性に対する学習機会の提供や学習支援などを重点的に行うことで、女性による自主的な活動を推進する人材の育成に努めます。また、自主的な活動

[解説57] **みどり市男女共同参画プラン**：『基本法』第14条第3項に基づくみどり市の「基本計画」。平成22（2010）年3月策定。

に取り組む各種女性団体の活動を奨励･支援します。

・　男女がともに自らの課題ととらえ、主体的に学習し活動するための人材育成や団体の活動を奨励・支援します。

## 2　学びを支える

### （1）　生涯学習を推進する体制を整える

#### ①　生涯学習への理解を深める

**生涯学習とのかかわり**

人々の学習ニーズの高まりや学習基盤の整備などに伴い、「生涯学習」という言葉は市民の生活にかなり定着してきました。今後、みどり市がめざす「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる生涯学習社会の実現」のために、これまでに示してきたさまざまな施策を継続的に展開していく必要があります。

しかし、こうした取り組みを効果的に進める上で何よりも重要なのは、より多くの人々が生涯学習の意味や必要性について理解し、自発的な学習活動に取組む意欲を持つための活動を推進することです。特に、いわゆる現代的課題については、人々の学習活動を盛んにするための活動を積極的に展開していく必要があります。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| 施設めぐり | みどり市及び桐生市の施設を巡り、行政への認識や理解を深める。 | 市民、小学生 | 広域調整室 | 桐生市 |
| 国際交流･理解事業 | 1-⑵-1)-③、④　再掲　(p72参照) | 市内在住・在勤･在学の18歳以上の人 | 企画課 | |
| 地域活動への補助 | 1-⑵-3)-①　再掲　(p89参照) | 行政区　など | 社会教育係 | |
| 生涯学習大会 | 1-⑵-3)-①　再掲　(p89参照) | 市民 | 社会教育係 | 教育総務課 |
| 自主申請学級 | 1-⑴-④　再掲　(p54参照) | 市民 | 笠懸公民館 | |
| 地区公民館申請学級 | 1-⑴-④　再掲　(p54参照) | 当該地区市民 | 笠懸公民館 | 大間々公民館でも同様制度あり |
| 市民講座 | 1-⑴-④　再掲　(p54参照) | 市民 | 笠懸公民館 | |
| 公民館大会 | 1-⑴-④　再掲　(p55参照) | 市民 | 笠懸公民館 | 実行委員会を組織 |
| 大人の体験講座 | 1-(1)-③、④、1-(2)-1)-②　再掲　(p52参照) | 中学生以上 | 岩宿博物館友の会（主催）、岩宿博物館 | |
| 岩宿ムラまつり | 1-(2)-1)-①、⑤、⑥、1-(2)-2)-①　再掲　(p64参照) | 一般 | 岩宿博物館友の会（主催）、岩宿博物館 | 岩宿の里に古代米を栽培する会 |
| 子どもの作品等発表展示「岩宿人になろう」 | 1-(1)-②、1-(2)-3)-①　再掲　(p48参照) | 子ども～一般 | 岩宿博物館 | 市内小学校、幼稚園、保育園 |
| どこでも出前講座 | | 市民、桐生市民 | 社会教育係 | 関係各課、桐生市 |

**現状・課題**

現在、「生涯学習」という言葉は、市民の生活にかなり定着してきていますが、まだまだ十分とはいえません。また、「生涯学習」の意味やそれが求められている背景については、依然とし

て「社会教育」との混同や高齢者の「趣味の活動」といった誤解があるようです。

今後、本市がめざす「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる生涯学習社会の実現」のためには、さまざまな学習機会や情報の提供などの施策を講じる必要がありますが、同時に生涯学習そのものについての理解を深める活動を、継続的に行っていく必要があります。

**振興の施策**

**○　行政職員や教職員の理解を深めるための活動の推進**

・　県などが主催する生涯学習に関する講座やセミナーに積極的に参加し、生涯学習の意義や必要性の理解に努めます。

・　職員の生涯学習に対する関心を高めるとともに、生涯学習の実践者としての活動の場を拡げるため、行政職員を出前講座など各種講座の講師に積極的に登用します。

・　生涯学習社会での学校の役割について教職員の正しい理解を深めるため、教職員の研修で、生涯学習と学校のかかわりについての研修内容の充実を図ります。

・　「（仮称）生涯学習推進本部」のもとに設ける実務担当者の会議を積極的に活用し、日頃から関係部局間の意思疎通を図り、職員の意識の醸成に努めます。また、この一環として、公民館図書資料室や図書館で行う予定の現代的課題に関する図書資料の収集にあたり、関係部局の意向を把握し、それを反映した図書の収集に努めます。

**○　市民の理解を深めるための活動の推進**

・　市内の各施設における発表会や展示会などの開催を盛んにすることなどにより、市民の生涯学習への理解を深め、学習や活動を始めるきっかけづくりに努めます。

・　各施設での広報活動や利用者に対する情報提供の充実に努めます。特に広報活動については、各種情報紙の発行やリーフレットの作成、新聞などのメディアの活用を引き続き進めるとともに、インターネットなどの新しいメディアを活用した広報活動も検討します。

・　市内の各施設の特徴を生かし、学習活動の成果の発表や学習情報の提供、学習相談の実施などを内容とする事業を開催します。

・　公民館を中心に、現代的課題に関する講座や事業を行うことにより、これらの問題に対する人々の学習意欲の喚起に努めます。

・　生涯学習の一層の普及を図るため、既存の生涯学習関連行事の改善・充実と市民の自発的な参加を得られるような、生涯学習大会などを開催します。

### ②　推進体制の整備

**生涯学習とのかかわり**

現在、国・県・市町村では、それぞれの行政目的に沿って、教育・文化・スポーツ・産業振興などさまざまな学習機会の充実に努めています。また、生涯学習の浸透に伴い、行政機関だけでなく、民間団体や企業などによる学習事業も行われるようになってきました。

今後､生涯学習社会をつくるためには､個々の学習機会の充実を図ることはもちろんですが､学習者に対して､さまざまな学習の機会や場が効果的に提供されるようにすることが大切です。そのためには、行政内での生涯学習推進体制や市民代表からなる組織などを設置し、生涯学習を総合的に推進する体制を整備することが必要です。

**現在実施している事業**

| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 主な対象者 | 主な担当 | 連携協力など |
|---|---|---|---|---|
| **地域活動への補助** | 1-⑵-3)-①､2-(1)-3)-①、 **再掲** (p89参照) | 行政区　など | 社会教育係 | |
| **生涯学習大会** | 1-⑵-3)-①､2-(1)-3)-① **再掲** (p89参照) | 市民 | 社会教育係 | 教育総務課 |

**現状・課題**

市民の学習意欲を喚起し、生涯にわたる主体的な学習活動を促進して､“生涯学習のまち”をめざすには、生涯学習推進のための総合的な企画･調整、連携・協力などの体制づくりが必要です。

このため、行政と機関とが連携を確立させ、行政内部の連絡・調整や幅広い市民参加のもとに生涯学習が効果的に推進されるよう、必要な組織機構の整備、充実を図る必要があります。

**振興の施策**

**○　生涯学習推進体制の確立**

- 生涯学習の総合的かつ計画的な推進を図るために、市長部局・教育委員会などの関係者を委員とする「(仮称) みどり市生涯学習推進本部」を設置し、関連事業の総合的な企画・調整や行政各部局、教育委員会などの役割分担と連携を組織しながら、積極的な情報提供や啓発・奨励などを進め、市民の学習活動を支援します。
- 「(仮称) みどり市生涯学習推進本部」のもとに、関係部局の職員で構成する「幹事会」を設置し、生涯学習に関する調査、研究、企画立案など行い、円滑な執行を図ります。また必要に応じ、幹事会に市民の声を直接反映できるようなシステムを検討します。
- 市民代表者を含めた「(仮称) みどり市生涯学習推進協議会」を設置し、生涯学習諸施策に市民の声を反映させます。

### ③　学習施設の整備とネットワーク

**生涯学習とのかかわり**

公民館や図書館、博物館などの社会教育施設では、地域社会における生涯学習の中心的な場として活発な活動が展開されています。これらの施設は、文化・スポーツ施設とあわせ、市民の多様な学習ニーズに応え多種多様な学習機会や学習の場を提供しており、このことを通じて市民の幅広い学習活動を支える基盤的な役割を担っています。これらの施設は、これからも生涯学習振興の上で重要な役割を担うものであり、一層の機能の充実と活性化が求められています。

**現状・課題**

本市では、公民館や図書館などの社会教育施設を整備し、地域における学習の場や機会を提供しています。また、市内には文化ホールや岩宿博物館を中心とした岩宿遺跡周辺体験学習施設、大間々博物館、富弘美術館など特色ある学習・文化施設が整備されています。加えて、市民体育館周辺のスポーツ施設についても整備を進めています。これらの施設は、人々の主体的な学習・文化活動の拠点となるものであり、今後も整備を進めていくことが必要です。

新しい施設を整備するだけでなく、既存の施設や学校施設についても多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、それぞれの特色を生かした運営の改善や充実を図り、施設の機能を拡充させていくことが必要です。

公民館や図書館は、市民の自主的・主体的な学習・文化活動の地域における拠点として中核的な役割を果たす社会教育機関ですが、大間々公民館は教育庁舎内に置かれており、庁舎以外の場所への施設配置や専任の職員配置が求められています。また、東公民館図書室は、図書館の機能を担いながらも、図書館の分室に位置づけられていないため、市民が受けられるサービスに制限が生じており、図書館ネットワークの観点からの見直しが必要です。加えて、他の公民館図書室や博物館にある資料の活用方法と合わせ課題となっています。これらの施設は、市民にとって身近な学習の場であり、早急な課題解決や施設・職員配置計画が必要です。

社会教育施設については、市民に安全な学習の場を提供するため、計画的に施設や設備の改修を行う必要があります。

社会教育施設や学習・文化、スポーツ施設のネットワーク化や学校施設の開放、他の福祉施設などとの連携も大切な課題です。

**振興の施策**

**○　各部署、市有施設間の機能・運営の充実と連携**

・　生涯学習推進の基幹となる社会教育施設、文化・スポーツ施設及び福祉施設などの一層の整備に努め、身近な学習環境づくりを図るとともに、市民が積極的に活用できるよう施設利用についての情報発信や利用条件の改善に努めます。

・　市民の多様なニーズに応え、自主的・主体的な学習活動を支援するため、運営審議会や協議会など各附属機関の意見や施設利用者の要望などを積極的に取り入れるとともに市民との協同企画を進めるなど、利用しやすい施設運営や魅力ある事業展開に努めます。
・　社会教育施設、文化・スポーツ施設及び福祉施設などの相互連携に基づく事業や企画を推進し、多様な学習機会や情報の提供など学習環境の整備に努めます。
・　各施設が特色ある施設運営や事業展開を行い、市民の自主的・主体的な学習・文化活動を支援できるよう計画的な職員配置や職員養成に努めます。
・　学校の施設や設備、教育機能を社会教育活動などに活用した事業・企画を推進し、学校と地域の連携を深めるとともに、学校が地域の教育資源を積極的に取り入れるなど相互活用を図ります。
・　公民館や図書館、博物館などの社会教育機関については、それぞれの施設間のネットワーク化を進め、情報交換や連絡調整を行うとともに、施設運営や事業実施などのあるべき姿について研究を行い、その充実に努めます。
・　社会教育施設、学習・文化施設のネットワーク化を進め、学習プログラムの共同開発や合同イベント・事業の企画、その他の連携事業について協議が行えるような体制を検討し、整備を図ります。
・　市有施設や関連施設など、部局を越えた施設間のネットワーク化に努め、情報交換や連絡調整、連携事業の推進などについて協議できるような体制を検討し、その整備を図ります。
・　県有施設や他市町村の社会教育施設とのネットワーク化を検討し、情報・資料の交換ができるよう努めます。

**○　社会教育施設の配置・位置づけの見直し**

・　市民の「自由なたまり場」や「集団活動の拠点」としての役割を推進し、市民の学び合いの場である公民館の機能を充実するため、既存施設を利用した大間々公民館の配置を進めます。
・　『みどり市社会教育計画』を策定し、施設や職員配置、改修などを計画的に行い総合的に市民の学習支援を行うよう努めます。
・　図書館の機能を充実し、市民へのサービス向上を図るため、東公民館図書室の位置づけやあるべき姿、資料検索システムのあり方について検討します。

**○　民間施設との連携**

・　民間の生涯学習関連施設や企業の教育事業などとの具体的な連携の方法を調査･研究し、全体的な生涯学習の推進に努めます。

### ④　さまざまな学習活動への援助

**生涯学習とのかかわり**

生涯学習は人々の自主的な学習活動を前提としたものであり、その活動を支援することは行政の基本的な役割です。

人々の学習活動は、個人で行われるものやグループで行われるもの、企業や団体などの組織の中で行われるものなど、その形態は極めて多様です。本市ではこれまで、施設整備や各種団体の育成、学習機会の提供などを通じてこれらの活動を支援してきました。

今後もこうした取り組みを継続していく必要がありますが、同時に、人々の学習ニーズの多様化などに対応するため、より幅広い分野にわたって支援策を講じるとともに、個人やグループの自発性を尊重した支援策を工夫することも必要です。

**現状・課題**

現在本市では、市民の自発的な学習活動を支援するため、学習機会の提供や情報提供などさまざまな支援策を講じています。

今後、市民の学習活動や学習形態はますます多様化・高度化することが予想されます。こうした状況に適切に対応するためには、これまでの取り組みに加えて、地域の潜在的な指導者の発掘・養成と活動の場の拡充やさまざまな学習形態に対応できる支援など、より幅広い支援策を講じていく必要があります。

また、市民の中には、これまでの経験や学習の成果を地域にいかしたいと望んでいる人々も少なくないようです。

**振興の施策**

**○　学習グループ・サークルへの支援**

- 学級・講座などの受講生のグループ化を援助し、地域での自主学習グループ・サークルへの成長を図るとともに、関係諸団体やグループ・サークル相互の交流の機会・場の提供に努めます。
- 自主的な学習グループ・サークルの活動を支援するため、公民館をはじめとする市内の学習・文化・スポーツ施設で、学習支援者に関する情報提供、学習場所の確保、教材や学習方法に関する助言などを積極的に行います。
- 公民館などの公共施設で、学習グループ・サークルが自主性、自発性を発揮して活動することができるよう、市民参加型の施設運営などを促進します。
- 各社会教育機関において、館報などを発行しさまざまな情報提供に努めます。

**○　学習支援者の発掘・養成と活動の場の拡充**

- 指導者バンクの作成し、学習支援者として指導・協力が得られるように努めます。
- 生涯学習の推進にあたり、多種多様な指導者を登録・確保し、活用を図るため人材バン

クを設置するとともに、人材活用にかかる情報の整備充実に努めます。

・　学習支援者の発掘・養成のため、各種指導者養成講座を開催し、その養成に努めます。

・　学習支援者の活動の場を広げるために積極的な情報提供に努めるとともに、関係機関や事業での人材活用の方法を検討し、その推進を図ります。

**○　個人学習者への支援**

・　公民館や図書館、体育館など市内の学習・文化・スポーツ施設で、学習情報の提供や学習相談などに応じ、個人学習者への支援を行います。

・　個人学習者からの求めに応じ、集会学習や集団学習の情報を提供し、また、学習グループづくりなどへの支援を行います。

**○　団体の支援**

・　社会教育関係団体や各行政分野関係団体などの活性化を図るため、情報提供、相談など適切な指導・助言に努めます。また、各団体の指導者に対して、定期的に研修会などを実施し、自主的な運営や活動が行えるよう援助します。

## （２）　学習情報の提供や学習相談の体制を整える

### ①　学習情報提供システムの整備

**生涯学習とのかかわり**

市民の多様な学習活動を支援するためには、学習の機会や場所、内容、指導者などに関する情報を幅広く収集し、求めに応じて、身近な場所で、手軽な方法で提供する体制づくりを進めることが必要です。

特に、人々の学習ニーズが高度化・多様化している今日、いわゆる現代的課題に関する情報を、積極的に収集・提供することが求められています。また、個々の機関がすべての人々の学習ニーズに対応することは困難なことから、関係機関のネットワーク化を図り、市民がいつでも、どこでも必要な学習情報を入手できるようなシステムをつくることも大切な課題です。

**現状・課題**

現在の学習情報の提供方法は、広報『みどり』によるものやそれぞれの教育機関が行う広報活動、窓口での対応などが主なものですが、最近はホームページによる情報提供も始まってきました。

人々の学習活動を支援するためには、常に新しい情報を最も効果的な方法で提供することが必要です。また、必要とする情報を手軽に入手できるシステムを創り出す必要があります。

**振興の施策**

**○　学習情報提供システムのネットワーク化の推進**

- 生涯学習に必要な情報の範囲を明らかにし、その収集体制や連携方法を検討・整備します。
- 指導者の情報を把握し、指導者バンクづくりを進め、情報の提供に努めます。
- 市民が必要とする情報を身近なところで気軽に入手できるような情報提供のネットワークを検討し、その整備に努めます。また、団体やグループ・サークルの情報についてもその提供方法を検討します。
- 『公民館だより』や『広報みどり』などを活用し、学習機会の提供の充実に努めます。
- 生涯学習に必要な学習資料の整備充実に努めます。
- 『みどり市どこでも出前講座』の周知を図るとともに、市民のニーズに応えるために講座メニューの増加に努めます。

### ②　学習相談体制の整備

**生涯学習とのかかわり**

学習相談は、学習を始めたくても、何を、どこで、どのような方法で学べばよいのかわからない人や、学習活動の過程で悩んでいる人、学習を続けていく上で問題を抱えている人などに対して、情報提供や適切なアドバイスなどを行う支援活動です。

一人ひとりがその生涯にわたり、あらゆる機会あらゆる場所において自主的・主体的に学習することができる社会の実現には、学習機会の提供や情報提供体制の整備のみならず、学習相談体制の整備が重要です。

**現状・課題**

市民が継続して自主的・主体的に学習活動に取り組むためには、学習相談の場や体制を整備することが必要です。しかし、現在の学習相談に関する体制は、学習情報を提供する体制とともに必ずしも十分とはいえません。「市民アンケート」では、市民が学習活動を始められない理由の一つにも挙げられ、学習情報提供とともに、学習相談体制の充実が求められています。加えて、市民の学習ニーズは多様化・高度化しており、それぞれの教育機関や施設の特徴や専門分野を生かした相談体制の構築が必要です。

学習相談活動には、学習機会や学習のしかたなどについての適切な学習情報の提供や、学習者のさまざまな悩みや問題を聴き、その解決に向けたアドバイスを行うなどの機能があります。相談の方法はさまざまですが、多くは窓口による相談です。相談窓口は、学習者にとって身近で気軽に相談できる場所がよく、公民館や図書館などの各教育機関や施設などでの相談体制を整備充実していくことが重要です。

学習相談には、コミュニケーション能力やコーディネート能力、学習プログラム編成やサークル運営の方法に関する知識など、多岐にわたる能力や知識が求められ、これらの能力は、各教育機関や施設の専門的分野の知識と並び不可欠なものとして、学習相談にあたる職員の資質向上に努めることが必要です。加えて、学習者の悩みや問題解決に向けて適切な情報提供やアドバイスを行うためには、各教育機関や施設において日ごろから学習者のニーズや活動の実態を把握するなど、情報収集を行うことが必要不可欠です。

学習相談機能を充実し、多角的な情報提供やアドバイスを行うため、相談機関の連携やネットワーク化を進め、連携や情報の共有化を行い相談体制の向上を図ることも重要な課題です。

**振興の施策**

**○　職員養成による相談機能の充実**

・　各教育機関･学習･文化施設で学習相談にあたる職員に必要な能力や資質の向上に努め、学習相談機能の充実を図ります。

**○　各教育機関等による情報収集とネットワーク化の充実**

・　学習相談にあたる機関として中心となる各教育機関において、学習情報の収集や市民の学習活動の実態やニーズの把握に努めるとともに、機関・施設間のネットワーク化を進め、情報を集約・共有化し、学習相談体制の充実を図ります。

# 資　料

# １．生涯学習に関する実態調査の実施

## （１）　実施の目的

この『みどり市生涯学習振興計画』を策定するにあたり、市民のみなさんの学習活動の実態を把握するとともに、生涯学習に対する意見・要望などを聴取することを目的に、実態調査を実施する。

## （２）　調査の対象者

平成20年４月末日現在において、16歳以上の2,000人を住民基本台帳から無作為に抽出。各地域の抽出数については、市内32行政区の人口の割合を参考に算出する。

## （３）　調査方法・期間

郵送配布、郵送回収による郵送調査方式を採る。

調査は無記名。また、回答は極力選択肢から指定数以内を回答するものとした。

調査期間は、平成20年５月28日から６月10日に設定。６月末日の消印のものを有効とし、集計を行う。

## （４）　調査の集計・分析

調査の集計・分析は、みどり市教育委員会社会教育課の職員が行う。

# 2．「生涯学習に関する実態調査」単純集計

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表

1/11

| | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 725 | 36.25% | ※2,000に対する割合 |
| **質問1　回答される方についておたずねします。** | | | |
| **ア．あなたの性別は。** | | | |
| ①　女性 | 233 | 32.14% | ※回答数に対する割合 |
| ②　男性 | 482 | 66.48% | |
| 無回答 | 10 | 1.38% | |
| **イ．あなたの年齢は。** | | | |
| ①　19歳以下 | 0 | 0.00% | |
| ②　20～29歳 | 25 | 3.45% | |
| ③　30～39歳 | 81 | 11.17% | |
| ④　40～49歳 | 101 | 13.93% | |
| ⑤　50～59歳 | 179 | 24.69% | |
| ⑥　60～69歳 | 191 | 26.34% | |
| ⑦　70歳以上 | 144 | 19.86% | |
| 無回答 | 4 | 0.55% | |
| **ウ．あなたの家族構成は。また、一緒にお住まいの家族人数は。** | | | |
| ①　ひとり暮らし | 79 | 10.90% | |
| ②　夫婦のみ | 163 | 22.48% | |
| ③　二世代世帯（親子） | 312 | 43.03% | |
| ④　三世代世帯（親・子・孫） | 89 | 12.28% | |
| ⑤　その他 | 53 | 7.31% | |
| 無回答 | 29 | 4.00% | |
| 家族構成　1人 | 79 | 10.90% | |
| 2人 | 199 | 27.45% | |
| 3人 | 127 | 17.52% | |
| 4人 | 88 | 12.14% | |
| 5人 | 63 | 8.69% | |
| 6人 | 33 | 4.55% | |
| 7人 | 9 | 1.24% | |
| 8人 | 2 | 0.28% | |
| 9人 | 2 | 0.28% | |
| 10人以上 | 0 | 0.00% | |
| 無回答 | 123 | 16.97% | |
| **エ．あなたのお住まいの地域はどちらですか。また、行政区はどちらになりますか。** | | | |
| ①　東町 | 50 | 6.90% | |
| 1区 | 8 | 1.10% | |
| 2区 | 8 | 1.10% | |
| 3区 | 8 | 1.10% | |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表

2/11

| | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| **質問1　エ．** 4区 | 12 | 1.66% | |
| 5区 | 4 | 0.55% | |
| 無回答 | 10 | 1.38% | |
| ②　大間々町 | 300 | 41.38% | |
| 1区 | 11 | 1.52% | |
| 2区 | 5 | 0.69% | |
| 3区 | 2 | 0.28% | |
| 4区 | 8 | 1.10% | |
| 5区 | 8 | 1.10% | |
| 6区 | 12 | 1.66% | |
| 7区 | 34 | 4.69% | |
| 8区 | 44 | 6.07% | |
| 9区 | 26 | 3.59% | |
| 10区 | 6 | 0.83% | |
| 11区 | 6 | 0.83% | |
| 12区 | 7 | 0.97% | |
| 13区 | 57 | 7.86% | |
| 14区 | 11 | 1.52% | |
| 15区 | 15 | 2.07% | |
| 16区 | 17 | 2.34% | |
| 17区 | 7 | 0.97% | |
| 無回答 | 24 | 3.31% | |
| ③　笠懸町 | 374 | 51.59% | |
| 1区 | 17 | 2.34% | |
| 2区 | 56 | 7.72% | |
| 3区 | 25 | 3.45% | |
| 4区 | 21 | 2.90% | |
| 5区 | 34 | 4.69% | |
| 6区 | 50 | 6.90% | |
| 7区 | 40 | 5.52% | |
| 8区 | 31 | 4.28% | |
| 9区 | 49 | 6.76% | |
| 10区 | 25 | 3.45% | |
| 無回答 | 26 | 3.59% | |
| 無回答 | 1 | 0.14% | |
| **オ．現在お住まいのところには、どれくらい住んでいますか。** | | | |
| ①　5年未満 | 98 | 13.52% | |
| ②　5～9年 | 57 | 7.86% | |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 質問1　オ． | ③　10～14年 | 65 | 8.97% | |
| | ④　15～19年 | 51 | 7.03% | |
| | ⑤　20～29年 | 143 | 19.72% | |
| | ⑥　30年以上 | 309 | 42.62% | |
| | 無回答 | 2 | 0.28% | |
| カ．　あなたの現在の職業は何ですか。 | | | | |
| | ①　自営業 | 100 | 13.79% | |
| | ②　農業・林業 | 27 | 3.72% | |
| | ③　会社員 | 204 | 28.14% | |
| | ④　公務員・団体職員 | 40 | 5.52% | |
| | ⑤　専業主婦 | 60 | 8.28% | |
| | ⑥　主婦（パートなどをしている） | 68 | 9.38% | |
| | ⑦　学生 | 1 | 0.14% | |
| | ⑧　無職 | 198 | 27.31% | |
| | ⑨　その他 | 22 | 3.03% | |
| | 無回答 | 5 | 0.69% | |
| キ．　カでお答えになった勤務先・通学先はどちらですか。 | | | | |
| | ①　みどり市内 | 188 | 25.93% | |
| | ②　桐生市内 | 98 | 13.52% | |
| | ③　太田市内 | 51 | 7.03% | |
| | ④　伊勢崎市内 | 39 | 5.38% | |
| | ⑤　その他群馬県内 | 43 | 5.93% | |
| | ⑥　群馬県外 | 14 | 1.93% | |
| | 無回答 | 292 | 40.28% | |
| 質問2　「生涯学習」という言葉・意味をご存知ですか。 | | | | |
| | ①　よく知っている | 130 | 17.93% | |
| | ②　だいたい知っている | 293 | 40.41% | |
| | ③　聞いたことはあるが、意味はよく知らない | 218 | 30.07% | |
| | ④　よく知らない | 47 | 6.48% | |
| | ⑤　わからない | 30 | 4.14% | |
| | 無回答 | 7 | 0.97% | |
| 質問3　「生涯学習」と聞いた時のあなたのイメージに合うものを、次の中から3つ以内でお選びください。 | | | | |
| | ①　趣味の活動 | 284 | 39.17% | |
| | ②　スポーツ | 68 | 9.38% | |
| | ③　芸術・文化活動 | 172 | 23.72% | |
| | ④　余暇活動 | 121 | 16.69% | |
| | ⑤　地域活動 | 253 | 34.90% | |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 質問3 | ⑥　ボランティア活動 | 118 | 16.28% | |
| | ⑦　学校 | 37 | 5.10% | |
| | ⑧　職業教育 | 29 | 4.00% | |
| | ⑨　通信教育 | 29 | 4.00% | |
| | ⑩　資格取得 | 43 | 5.93% | |
| | ⑪　地域活動 | - | - | ※設問が重複。⑤と調整済み |
| | ⑫　健康づくり | 129 | 17.79% | |
| | ⑬　定年退職後の趣味・学習 | 158 | 21.79% | |
| | ⑭　生涯にわたって行う学習活動 | 243 | 33.52% | |
| | ⑮　その他 | 5 | 0.69% | |
| | 無回答 | 29 | 4.00% | |
| 質問4　あなたは最近1年間で、次に掲げるみどり市の施設を利用したことがありますか。（地域にこだわることなく、いくつでもけっこうです）。 | | | | |
| 《東町》 | ①　東公民館 | 31 | 4.28% | |
| | ②　公民館図書室 | 25 | 3.45% | |
| | ③　童謡ふるさと館 | 22 | 3.03% | |
| | ④　旧花輪小学校記念館 | 11 | 1.52% | |
| | ⑤　陶器と良寛書の館 | 5 | 0.69% | |
| | ⑥　社会体育館 | 18 | 2.48% | |
| | ⑦　弓道場 | 3 | 0.41% | |
| | ⑧　学校体育館 | 16 | 2.21% | |
| | ⑨　花輪体育館 | 4 | 0.55% | |
| | ⑩　東運動公園グラウンド | 26 | 3.59% | |
| | ⑪　東運動公園野球場 | 13 | 1.79% | |
| | ⑫　東運動公園テニスコート | 0 | 0.00% | |
| | ⑬　東運動公園プール | 3 | 0.41% | |
| | ⑭　花輪地区運動広場 | 9 | 1.24% | |
| | ⑮　沢入グラウンド | 6 | 0.83% | |
| | ⑯　学校校庭 | 15 | 2.07% | |
| | ⑰　保健センター | 31 | 4.28% | |
| | ⑱　地域内の集会施設 | 37 | 5.10% | |
| | ⑲　その他 | 3 | 0.41% | |
| | 無回答 | 613 | 84.55% | |
| 《大間々町》 | ①　往来センター | 42 | 5.79% | |
| | ②　福岡記念館 | 5 | 0.69% | |
| | ③　厚生会館 | 66 | 9.10% | |
| | ④　いきいきセンター | 31 | 4.28% | |
| | ⑤　大間々図書館 | 126 | 17.38% | |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 質問4 | ⑥ 大間々博物館（コノドント館） | 38 | 5.24% | |
| | ⑦ ながめ余興場 | 137 | 18.90% | |
| | ⑧ 大間々弓道場 | 3 | 0.41% | |
| | ⑨ 学校体育館 | 38 | 5.24% | |
| | ⑩ 大間々グラウンド | 40 | 5.52% | |
| | ⑪ 大間々グラウンドテニスコート | 11 | 1.52% | |
| | ⑫ 福岡中央グラウンド | 7 | 0.97% | |
| | ⑬ グンエイ神梅グラウンド | 38 | 5.24% | |
| | ⑭ 学校校庭 | 93 | 12.83% | |
| | ⑮ 保健センター | 105 | 14.48% | |
| | ⑯ 地域内の公民館、集会所 | 3 | 0.41% | |
| | ⑰ その他 | 22 | 3.03% | |
| | ⑱ 桐原グラウンド | 7 | 0.97% | ※選択肢番号が重複。調整済み |
| | 無回答 | 432 | 59.59% | |
| 《笠懸町》 | ① 笠懸公民館 | 149 | 20.55% | |
| | ② 笠懸図書館 | 183 | 25.24% | |
| | ③ 笠懸野文化ホール | 61 | 8.41% | |
| | ④ 岩宿博物館 | 29 | 4.00% | |
| | ⑤ 笠懸体育館（旧社会体育館） | 33 | 4.55% | |
| | ⑥ 学校体育館 | 65 | 8.97% | |
| | ⑦ 笠懸運動場グラウンド | 7 | 0.97% | |
| | ⑧ 笠懸運動場テニスコート | 14 | 1.93% | |
| | ⑨ 笠懸運動場球技場 | 0 | 0.00% | |
| | ⑩ 笠懸運動場弓道場 | 29 | 4.00% | |
| | ⑪ グラウンドゴルフ場 | 8 | 1.10% | |
| | ⑫ ゲートボール場 | 37 | 5.10% | |
| | ⑬ 西鹿田運動場（旧農村広場） | 42 | 5.79% | |
| | ⑭ 学校校庭 | 96 | 13.24% | |
| | ⑮ 保健センター | 129 | 17.79% | |
| | ⑯ 地区公民館（分館） | 5 | 0.69% | |
| | ⑰ その他 | 0 | 0.00% | |
| | 無回答 | 352 | 48.55% | |

**質問5** あなたは最近1年間で、講座やサークル活動に継続的に参加しましたか（市内外、主催者は問わず）。また差しさわりなければ、その内容もご記入ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ① はい | 129 | 17.79% |
| | ② いいえ | 572 | 78.90% |
| | 無回答 | 24 | 3.31% |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 質問6 | 現在、講座やサークルに参加していない人にお聞きします。参加しない理由で最も当てはまるものを、1つお選びください。 | | | |
| 質問6 | ① 仕事や家事が忙しくて時間がない | 254 | 35.03% | |
| | ② 子育てや介護のため | 22 | 3.03% | |
| | ③ きっかけがつかめない | 89 | 12.28% | |
| | ④ 未経験なので不安である | 22 | 3.03% | |
| | ⑤ 費用がかかる | 17 | 2.34% | |
| | ⑥ 必要な情報が得られない | 53 | 7.31% | |
| | ⑦ 近くに適当な実施施設がない | 24 | 3.31% | |
| | ⑧ めんどう | 22 | 3.03% | |
| | ⑨ 関心がない | 85 | 11.72% | |
| | ⑩ その他 | 28 | 3.86% | |
| | 無回答 | 164 | 22.62% | |

**質問7** あなたが今、最も関心のあるものは何ですか。2つ以内で挙げてください。

**質問8** あなたが学んでみたい（学習活動をしたい）理由を、2つ以内でお選びください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ① 生きがいを持つため | 192 | 26.48% |
| | ② 趣味を豊かにできるから | 190 | 26.21% |
| | ③ 教養を高められるから | 70 | 9.66% |
| | ④ 家庭生活・日常生活に必要な知識を得るため | 86 | 11.86% |
| | ⑤ 健康・体力づくりをしたいから | 275 | 37.93% |
| | ⑥ 人間関係を豊かにできるから | 169 | 23.31% |
| | ⑦ 仕事に必要だから | 26 | 3.59% |
| | ⑧ 社会に役立つ活動をするため | 69 | 9.52% |
| | ⑨ 活動場所が便利だから | 4 | 0.55% |
| | ⑩ 何となく魅力的だから | 9 | 1.24% |
| | ⑪ お金がかからないから | 20 | 2.76% |
| | ⑫ 時間のゆとりがあるから | 24 | 3.31% |
| | ⑬ その他 | 12 | 1.66% |
| | 無回答 | 106 | 14.62% |

**質問9** あなたは学習する時にどのような方法を希望しますか。2つ以内でお選びください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ① 県、市町村、公民館などの講座・行事などで | 351 | 48.41% |
| | ② 民間で行う講座・講演会・行事などで | 120 | 16.55% |
| | ③ 高等学校、大学などの公開講座で | 25 | 3.45% |
| | ④ 訓練所、専修学校、各種学校に入って | 25 | 3.45% |
| | ⑤ 大学・短大に入学または再入学して | 7 | 0.97% |
| | ⑥ 婦人会、老人会、PTA、育成会などの団体活動で | 105 | 14.48% |
| | ⑦ 同好会のサークルやグループなどを利用して | 212 | 29.24% |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 質問9 | ⑧ 本やテレビ、ラジオなどを利用してひとりで | 147 | 20.28% | |
| | ⑨ 職場、農協、商工会などの研修で | 35 | 4.83% | |
| | ⑩ 通信教育で | 38 | 5.24% | |
| | ⑪ 個人的に先生について | 33 | 4.55% | |
| | ⑫ その他 | 7 | 0.97% | |
| | 無回答 | 64 | 8.83% | |

質問10 あなたが生涯学習に活用したい時間帯は、主にいつですか。1つお選びください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 平日の午前中 | 133 | 18.34% |
| ② | 平日の午後 | 128 | 17.66% |
| ③ | 平日の夜間 | 183 | 25.24% |
| ④ | 休日の午前中 | 108 | 14.90% |
| ⑤ | 休日の午後 | 94 | 12.97% |
| ⑥ | 休日の夜間 | 20 | 2.76% |
| | 無回答 | 67 | 9.24% |

質問11 あなたは生涯学習を充実させていくために、特に力を入れるべきことは何だと思いますか。次の中から主なものを3つ以内でお選びください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 学習相談の充実 | 96 | 13.24% |
| ② | 子どものころからの体験学習 | 262 | 36.14% |
| ③ | 小・中学校での教育 | 134 | 18.48% |
| ④ | 学校外での教育 | 97 | 13.38% |
| ⑤ | 公民館などでの教室・講座の充実 | 287 | 39.59% |
| ⑥ | 学校講座の実施 | 33 | 4.55% |
| ⑦ | 図書館など社会教育施設の充実 | 130 | 17.93% |
| ⑧ | 大学などとの連携・協力 | 56 | 7.72% |
| ⑨ | 民間企業との連携協力 | 126 | 17.38% |
| ⑩ | 情報の一元化 | 86 | 11.86% |
| ⑪ | インターネットの活用 | 97 | 13.38% |
| ⑫ | その他 | 9 | 1.24% |
| | 無回答 | 91 | 12.55% |

質問12 最近1年間に公民館に行ったことのある方におたずねします。あなたはどのような目的で公民館を利用しましたか（いくつでもけっこうです）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | サークル・団体活動 | 117 | 16.14% |
| ② | 学級・講座への参加 | 22 | 3.03% |
| ③ | 公民館を利用した会議 | 208 | 28.69% |
| ④ | イベント（文化祭・子ども祭等）参加 | 149 | 20.55% |
| ⑤ | その他 | 16 | 2.21% |
| | 無回答 | 357 | 49.24% |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 質問16 | 無回答 | 246 | 33.93% | |

質問17 あなたは、岩宿博物館にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 岩宿遺跡のことについて知識を深める | 118 | 16.28% |
| ② | 郷土の歴史について知識を深める | 191 | 26.34% |
| ③ | 子どもたちが体験学習を通して学ぶ機会の提供 | 259 | 35.72% |
| ④ | 自ら石器・土器作りなどを学ぶ（友の会活動への参加） | 49 | 6.76% |
| ⑤ | 岩宿遺跡を通して市を全国にアピールする | 187 | 25.79% |
| ⑥ | 特に期待することはない | 176 | 24.28% |
| ⑦ | その他 | 26 | 3.59% |
| | 無回答 | 78 | 10.76% |

質問18 あなたは、大間々博物館(コノドント館)にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 郷土の歴史や昔の暮らしに関する資料の充実 | 182 | 25.10% |
| ② | 化石や恐竜に関する資料の充実 | 76 | 10.48% |
| ③ | 家族や子どもでも楽しめる企画展の開催 | 235 | 32.41% |
| ④ | 参加・体験型事業の実施 | 73 | 10.07% |
| ⑤ | 立体映像プログラムの増加 | 41 | 5.66% |
| ⑥ | ホームページの充実 | 31 | 4.28% |
| ⑦ | 特に期待することはない | 204 | 28.14% |
| ⑧ | その他 | 31 | 4.28% |
| | 無回答 | 124 | 17.10% |

質問19 あなたは、笠懸野文化ホール(パル)にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 市民が参加型事業の実施 | 163 | 22.48% |
| ② | 乳幼児向け事業の実施 | 59 | 8.14% |
| ③ | 小中学生が体験できる事業の実施 | 105 | 14.48% |
| ④ | 講演会や映画会の実施 | 264 | 36.41% |
| ⑤ | 古典芸能等の事業実施 | 64 | 8.83% |
| ⑥ | コンサートの実施 | 244 | 33.66% |
| ⑦ | 特に期待することはない | 121 | 16.69% |
| ⑧ | その他 | 24 | 3.31% |
| | 無回答 | 86 | 11.86% |

質問20 あなたは、日頃なにか運動(スポーツ)をしていますか。またどのくらいの頻度でどのような運動をしていますか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | している | 255 | 35.17% |
| ② | 特にしていない | 440 | 60.69% |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| **質問13 公民館に対して要望はありますか（いくつでもけっこうです）。** | | | | |
| ① | 教室・講座内容の充実（具体的な希望があればご記入ください） | 76 | 10.48% | |
| ② | 公民館の事業やサークルについての情報発信 | 174 | 24.00% | |
| ③ | 気軽に入りやすい雰囲気の工夫 | 230 | 31.72% | |
| ④ | サークル活動や作品を発表する場の提供 | 69 | 9.52% | |
| ⑤ | 資料の提供や活動に対する職員の助言などの支援 | 63 | 8.69% | |
| ⑥ | 特に要望はない | 182 | 25.10% | |
| ⑦ | その他 | 22 | 3.03% | |
| | 無回答 | 133 | 18.34% | |
| **質問14 現在、大間々地域に公民館としての独立した建物、職員体制がありませんが、この状況をどう思いますか。また、その理由があれば具体的にご記入ください。** | | | | |
| ① | 東・笠懸両地域に公民館があるので、大間々地域にもぜひ必要である | 78 | 10.76% | |
| ② | できれば、大間々地域にも必要である | 176 | 24.28% | |
| ③ | あまり必要性を感じない | 131 | 18.07% | |
| ④ | 必要ない | 65 | 8.97% | |
| ⑤ | わからない | 162 | 22.34% | |
| | 無回答 | 113 | 15.59% | |
| **質問15 最近1年間に図書館に行ったことのある方におたずねします。あなたはどのような目的で図書館を利用しましたか（いくつでもけっこうです）。** | | | | |
| ① | 本・視聴覚資料の借用 | 190 | 26.21% | |
| ② | 調べごと | 133 | 18.34% | |
| ③ | 図書館を利用した会議 | 33 | 4.55% | |
| ④ | 図書館主催の学級・講座 | 8 | 1.10% | |
| ⑤ | （受験・テスト）勉強 | 4 | 0.55% | |
| ⑥ | 講演会や映画会 | 35 | 4.83% | |
| ⑦ | その他 | 17 | 2.34% | |
| | 無回答 | 423 | 58.34% | |
| **質問16 図書館に対して要望はありますか（いくつでもけっこうです）。** | | | | |
| ① | 蔵書やCD・DVDなどの資料を増やす（具体的な希望があればご記入ください） | 154 | 21.24% | |
| ② | 読書に関する案内や相談業務の充実 | 51 | 7.03% | |
| ③ | 児童書の充実 | 41 | 5.66% | |
| ④ | 郷土に関する資料の充実 | 47 | 6.48% | |
| ⑤ | 自動車による地域巡回貸出の実施 | 35 | 4.83% | |
| ⑥ | 講演会や映画会などの開催 | 93 | 12.83% | |
| ⑦ | 特に要望はない | 156 | 21.52% | |
| ⑧ | その他 | 36 | 4.97% | |

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表



| | | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| **質問20** | 無回答 | 30 | 4.14% | |
| **質問21 あなたは、今秋に完成する社会体育館にどのような期待をしますか（いくつでもけっこうです）。** | | | | |
| ① | 初心者向けの各種スポーツ教室の開催 | 243 | 33.52% | |
| ② | ハイレベルなスポーツ教室の開催 | 22 | 3.03% | |
| ③ | ニュースポーツ・軽スポーツ教室の開催 | 60 | 8.28% | |
| ④ | トレーニングルームの活用 | 135 | 18.62% | |
| ⑤ | 年代別（親子や高齢者　など）を対象としたスポーツ教室の開催 | 223 | 30.76% | |
| ⑥ | 放課後の児童生徒を対象としたスポーツ教室の開催 | 212 | 29.24% | |
| ⑦ | 健康・体力づくりをテーマとした教室の開催 | 66 | 9.10% | |
| ⑧ | 週末の余暇や平日昼間の時間帯を利用した教室の充実 | 266 | 36.69% | |
| ⑨ | スポーツ観戦の機会拡充 | 76 | 10.48% | |
| ⑩ | 特に期待することはない | 124 | 17.10% | |
| ⑪ | その他 | 35 | 4.83% | |
| | 無回答 | 47 | 6.48% | |
| **質問22 あなたは、学校にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。** | | | | |
| ① | 運動場・体育館・図書館などを地域住民にもっと開放する | 249 | 34.34% | |
| ② | 大学・短大などで社会人を対象とした科目・コースを増やす | 82 | 11.31% | |
| ③ | 公開講座を増やす | 133 | 18.34% | |
| ④ | 教員に講師や指導者になってもらう | 57 | 7.86% | |
| ⑤ | 特に期待することはない | 202 | 27.86% | |
| ⑥ | その他 | 26 | 3.59% | |
| | 無回答 | 104 | 14.34% | |
| **質問23 あなたは、保健センターにどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。** | | | | |
| ① | 母子保健活動について（例：子育て支援、子育てボランティア、健診時のサポート　など） | 227 | 31.31% | |
| ② | 病気の予防について（例：高血圧予防、糖尿病予防、寝たきり予防　など） | 347 | 47.86% | |
| ③ | 健康づくり（例：体操、食生活、更年期障害、健康ボランティア　など） | 362 | 49.93% | |
| ④ | 体力づくり（例：ウォーキング、水泳、マラソンなど） | 216 | 29.79% | |
| ⑤ | 特に関心がない | 85 | 11.72% | |
| ⑥ | その他 | 14 | 1.93% | |
| | 無回答 | 54 | 7.45% | |

# 3．「生涯学習に関する実態調査」アンケート用紙

## 生涯学習に関する実態調査

### 調査についてのお願い

市民のみなさまには，日ごろより，みどり市の生涯学習推進にご協力いただきましてありがとうございます。
さて，みどり市ではこの度，『生涯学習振興計画』を策定するために“生涯学習”について，市民のみなさまの活動の実態を調査するとともに，ご意見・ご要望をお伺いすることにいたしました。
つきましては，ご多用のところ誠に恐縮ですが，「生涯学習に関する実態調査」にご協力いただけますよう，お願いいたします。

平成20年5月28日

みどり市教育委員会
教育長　　岡　﨑　紀　夫

### 記入にあたってのお願い

1　この調査は，16歳以上の市民の中から地区別・男女別に合計2,000人を無作為に選ばせていただき，市民のみなさまの生涯学習活動に関する実態を把握させていただくとともに，さまざまなご意見をお伺いし，『生涯学習振興計画』策定や今後の生涯学習推進施策の基礎資料とするために行うものです。各ご家庭でどなたかお１人が質問にお答えください。

2　質問については，いずれかに○をつけてください。「その他」を選んだ方は，〔　　〕の中に，できるだけ具体的に内容をご記入ください。

3　回答については，6月10日（火）までに，**同封の返信用封筒に入れて，お近くの郵便ポストに投函してください（切手は不要です）。**

4　記入内容については，統計的に処理いたしますので，回答者の氏名や意見などの個人情報が外部に公表されることはありません。ありのままをお聞かせください。

5　住所・氏名を記入する必要はありません。

みなさまのご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先　みどり市教育委員会社会教育課
電話　　0277-76-9846（直通）
担当　　園田　・　割田

## 『生涯学習に関する実態調査』単純集計表

11/11

| | 回答数 | 割合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| **質問24** あなたは幼稚園・保育園などが実施する子育て支援として、どのようなことを望みますか（いくつでもけっこうです）。 | | | |
| ① 体験保育 | 171 | 23.59% | |
| ② 園庭開放 | 119 | 16.41% | |
| ③ 子育て相談 | 225 | 31.03% | |
| ④ 預かり保育 | 238 | 32.83% | |
| ⑤ 家庭教育学級の開催 | 130 | 17.93% | |
| ⑥ その他 | 22 | 3.03% | |
| 無回答 | 186 | 25.66% | |
| **質問25** あなたは、人権問題について関心がありますか。また、どのような内容に関心がありますか（いくつでもけっこうです）。 | | | |
| ① 非常にある | 104 | 14.34% | |
| ② 多少はある | 421 | 58.07% | |
| ③ あまりない | 153 | 21.10% | |
| ④ まったくない | 18 | 2.48% | |
| 無回答 | 29 | 4.00% | |
| **関心のある内容** | | | |
| ① 女性の人権 | 132 | 18.21% | |
| ② 子どもの人権 | 191 | 26.34% | |
| ③ 高齢者の人権 | 311 | 42.90% | |
| ④ 障害者の人権 | 223 | 30.76% | |
| ⑤ 外国籍の人々の人権 | 95 | 13.10% | |
| ⑥ 同和問題 | 62 | 8.55% | |
| ⑦ その他 | 20 | 2.76% | |
| **質問26** 地球温暖化が叫ばれていますが、あなたは環境問題について関心がありますか。また、どのような内容に関心がありますか（いくつでもけっこうです）。 | | | |
| ① 非常にある | 279 | 38.48% | |
| ② 多少はある | 375 | 51.72% | |
| ③ あまりない | 32 | 4.41% | |
| ④ まったくない | 6 | 0.83% | |
| 無回答 | 33 | 4.55% | |
| **関心のある内容** | | | |
| ① 生活排水 | 229 | 31.59% | |
| ② ゴミの分別 | 325 | 44.83% | |
| ③ リサイクル | 387 | 53.38% | |
| ④ CO2の削減 | 315 | 43.45% | |
| ⑤ 省エネルギー | 315 | 43.45% | |
| ⑥ エコ活動 | 285 | 39.31% | |
| ⑦ その他 | 20 | 2.76% | |

# 生涯学習に関する実態調査

**質問1　回答される方についておたずねします。**

**ア．あなたの性別は。**

①　女性　　②　男性

**イ．あなたの年齢は。**

①　19歳以下　　②　20～29歳　　③　30～39歳
④　40～49歳　　⑤　50～59歳　　⑥　60～69歳
⑦　70歳以上

**ウ．あなたの家族構成は。また、一緒にお住まいの家族人数は。**

①　ひとり暮らし　　②　夫婦のみ　　③　二世代世帯（親子）
④　三世代世帯（親･子･孫）　　⑤　その他
家族人数《　　》人

**エ．あなたのお住まいの地域はどちらですか。また、行政区はどちらになりますか。**
**東地域・大間々地域については、新旧どちらかの欄にご記入ください。**

①　東町　《　　》区　又は《旧　　》区
②　大間々町　《　　》区　又は《旧　　》区
③　笠懸町　《　　》区

**オ．現在お住まいのところには、どれくらい住んでいますか。**

①　5年未満　　②　5～9年　　③　10～14年
④　15～19年　　⑤　20～29年　　⑥　30年以上

**カ．あなたの現在の職業は何ですか。**

①　自営業　　②　農業・林業　　③　会社員
④　公務員・団体職員　　⑤　専業主婦　　⑥　主婦(パートなどをしている)
⑦　学　生　　⑧　無　職
⑨　その他　《　　》

**キ．カでお答えになった勤務先・通学先はどちらですか。**

①　みどり市内　　②　桐生市内　　③　太田市内
④　伊勢崎市内　　⑤　その他群馬県内　　⑥　群馬県外

**質問2　「生涯学習」という言葉・意味をご存知ですか。**

①　よく知っている　　②　だいたい知っている
③　聞いたことはあるが、意味はよく知らない　　④　よく知らない
⑤　わからない

**質問3　「生涯学習」と聞いた時のあなたのイメージに合うものを、次の中から3つ以内でお選びください。**

①　趣味の活動　　②　スポーツ　　③　芸術・文化活動
④　余暇活動　　⑤　地域活動　　⑥　ボランティア活動
⑦　学校　　⑧　職業教育　　⑨　通信教育
⑩　資格取得　　⑪　地域活動　　⑫　健康づくり
⑬　定年退職後の趣味・学習　　⑭　生涯にわたって行う学習活動
⑮　その他　（具体的に　　）

**質問4　あなたは最近1年間で、次に掲げるみどり市の施設を利用したことがありますか。（地域にこだわることなく、いくつでもけっこうです）。**

《東町》

①　東公民館　　②　公民館図書室　　③　童謡ふるさと館
④　旧花輪小学校記念館　　⑤　陶器と良寛書の館　　⑥　社会体育館
⑦　弓道場　　⑧　学校体育館　　⑨　花輪体育館
⑩　東運動公園グラウンド　　⑪　東運動公園野球場　　⑫　東運動公園テニスコート
⑬　東運動公園プール　　⑭　花輪地区運動広場　　⑮　沢入グラウンド
⑯　学校校庭　　⑰　保健センター　　⑱　地域内の集会施設
⑲　その他　（具体的に　　）

《大間々町》

①　往来センター　　②　福岡記念館　　③　厚生会館
④　いきいきセンター　　⑤　大間々図書館　　⑥　大間々博物館(コノドント館)
⑦　ながめ余興場　　⑧　大間々弓道場　　⑨　学校体育館
⑩　大間々グラウンド　　⑪　大間々グラウンドテニスコート　　⑪　桐原グラウンド
⑫　福岡中央グラウンド　　⑬　グンエイ神梅グラウンド　　⑭　学校校庭
⑮　保健センター　　⑯　地域内の公民館、集会所
⑰　その他　（具体的に　　）

《笠懸町》

①　笠懸公民館　　②　笠懸図書館　　③　笠懸野文化ホール
④　岩宿博物館　　⑤　笠懸体育館(旧社会体育館)　　⑥　学校体育館
⑦　笠懸運動場グラウンド　　⑧　笠懸運動場テニスコート　　⑨　笠懸運動場球技場
⑩　笠懸運動場弓道場　　⑪　グラウンドゴルフ場　　⑫　ゲートボール場
⑬　西鹿田運動場(旧農村広場)　　⑭　学校校庭　　⑮　保健センター
⑯　地区公民館(分館)

⑰　その他　（具体的に　　）

**質問5　あなたは最近1年間で、講座やサークル活動に継続的に参加しましたか（市内外、主催者は問わず）。また差しさわりなければ、その内容もご記入ください。**

①　はい

内容（　　）

②　いいえ

**質問6　現在、講座やサークルに参加していない人にお聞きします。参加しない理由で最も当てはまるものを、1つお選びください。**

①　仕事や家事が忙しくて時間がない　　②　子育てや介護のため
③　きっかけがつかめない　　④　未経験なので不安である
⑤　費用がかかる　　⑥　必要な情報が得られない
⑦　近くに適当な実施施設がない　　⑧　めんどう
⑨　関心がない
⑩　その他　（具体的に　　）

**質問7　あなたが今、最も関心のあるものは何ですか。2つ以内で挙げてください。**

≪　　≫

≪　　≫

例：茶道、ダンス、コーラス、テニス、福祉、環境、ボランティア　など

**質問8　あなたが学んでみたい（学習活動をしたい）理由を、2つ以内でお選びください。**

①　生きがいを持つため　　②　趣味を豊かにできるから
③　教養を高められるから　　④　家庭生活・日常生活に必要な知識を得るため
⑤　健康・体力づくりをしたいから　　⑥　人間関係を豊かにできるから
⑦　仕事に必要だから　　⑧　社会に役立つ活動をするため
⑨　活動場所が便利だから　　⑩　何となく魅力的だから
⑪　お金がかからないから　　⑫　時間のゆとりがあるから
⑬　その他　（具体的に　　）

**質問9　あなたは学習する時にどのような方法を希望しますか。2つ以内でお選びください。**

①　県、市町村、公民館などの講座・行事などで
②　民間で行う講座・講演会・行事などで
③　高等学校、大学などの公開講座で
④　訓練所、専修学校、各種学校に入って
⑤　大学・短大に入学または再入学して
⑥　婦人会、老人会、PTA、育成会などの団体活動で
⑦　同好会のサークルやグループなどを利用して
⑧　本やテレビ、ラジオなどを利用してひとりで
⑨　職場、農協、商工会などの研修で
⑩　通信教育で
⑪　個人的に先生について
⑫　その他　（具体的に　　）

**質問10　あなたが生涯学習に活用したい時間帯は、主にいつですか。1つお選びください。**

①　平日の午前中　　②　平日の午後　　③　平日の夜間
④　休日の午前中　　⑤　休日の午後　　⑥　休日の夜間

**質問11　あなたは生涯学習を充実させていくために、特に力を入れるべきことは何だと思いますか。次の中から主なものを3つ以内でお選びください。**

①　学習相談の充実　　②　子どものころからの体験学習
③　小・中学校での教育　　④　学校外での教育
⑤　公民館などでの教室・講座の充実　　⑥　学校講座の実施
⑦　図書館など社会教育施設の充実　　⑧　大学などとの連携・協力
⑨　民間企業との連携協力　　⑩　情報の一元化
⑪　インターネットの活用
⑫　その他　（具体的に　　）

**質問12　最近1年間に公民館に行ったことのある方におたずねします。あなたはどのような目的で公民館を利用しましたか（いくつでもけっこうです）。**

①　サークル・団体活動
②　学級・講座への参加
③　公民館を利用した会議
④　イベント（文化祭・子ども祭等）参加
⑤　その他　（具体的に　　）

**質問13　公民館に対して要望はありますか（いくつでもけっこうです）。**

① 教室・講座内容の充実（具体的な希望があればご記入ください）

《　　》

② 公民館の事業やサークルについての情報発信

③ 気軽に入りやすい雰囲気の工夫

④ サークル活動や作品を発表する場の提供

⑤ 資料の提供や活動に対する職員の助言などの支援

⑥ 特に要望はない

⑦ その他　〔具体的に　　〕

**質問14　現在、大間々地域に公民館としての独立した建物、職員体制がありませんが、この状況をどう思いますか。また、その理由があれば具体的にご記入ください。**

① 東・笠懸両地域に公民館があるので、大間々地域にもぜひ必要である

② できれば、大間々地域にも必要である

③ あまり必要性を感じない

④ 必要ない

⑤ わからない

〔具体的な理由　　〕

**質問15　最近1年間に図書館に行ったことのある方におたずねします。あなたはどのような目的で図書館を利用しましたか（いくつでもけっこうです）。**

① 本・視聴覚資料の借用　　② 調べごと

③ 図書館を利用した会議　　④ 図書館主催の学級・講座

⑤ （受験・テスト）勉強　　⑥ 講演会や映画会

⑦ その他　〔具体的に　　〕

**質問16　図書館に対して要望はありますか（いくつでもけっこうです）。**

① 蔵書やCD・DVDなどの資料を増やす（具体的な希望があればご記入ください）

《　　》

② 読書に関する案内や相談業務の充実　　③ 児童書の充実

④ 郷土に関する資料の充実　　⑤ 自動車による地域巡回貸出の実施

⑥ 講演会や映画会などの開催　　⑦ 特に要望はない

⑧ その他　〔具体的に　　〕

**質問17　あなたは、岩宿博物館にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。**

① 岩宿遺跡のことについて知識を深める

② 郷土の歴史について知識を深める

③ 子どもたちが体験学習を通して学ぶ機会の提供

④ 自ら石器・土器作りなどを学ぶ（友の会活動への参加）

⑤ 岩宿遺跡を通して市を全国にアピールする

⑥ 特に期待することはない

⑦ その他　〔具体的に　　〕

**質問18　あなたは、大間々博物館(コノドント館)にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。**

① 郷土の歴史や昔の暮らしに関する資料の充実

② 化石や恐竜に関する資料の充実

③ 家族や子どもでも楽しめる企画展の開催

④ 参加・体験型事業の実施

⑤ 立体映像プログラムの増加

⑥ ホームページの充実

⑦ 特に期待することはない

⑧ その他　〔具体的に　　〕

**質問19　あなたは、笠懸野文化ホール(パル)にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。**

① 市民が参加型事業の実施　　② 乳幼児向け事業の実施

③ 小中学生が体験できる事業の実施　　④ 講演会や映画会の実施

⑤ 古典芸能等の事業実施

⑥ コンサートの実施　　（以上、具体的な希望があればご記入ください）

《　　》

⑦ 特に期待することはない

⑧ その他　〔具体的に　　〕

**質問20　あなたは、日頃なにか運動(スポーツ)をしていますか。またどのくらいの頻度でどのような運動をしていますか。**

① している　　② 特にしていない

週　　回くらい
月　　回くらい
（どちらかに○）

《具体的に　　》をしている

例：ウォーキング、ジョギングなどのほかスポーツ種目一般

**質問21　あなたは、今秋に完成する社会体育館にどのような期待をしますか（いくつでもけっこうです）。**

①　初心者向けの各種スポーツ教室の開催　②　ハイレベルなスポーツ教室の開催
③　ニュースポーツ・軽スポーツ教室の開催　④　トレーニングルームの活用
⑤　年代別（親子や高齢者　など）を対象としたスポーツ教室の開催
⑥　放課後の児童生徒を対象としたスポーツ教室の開催
⑦　健康・体力づくりをテーマとした教室の開催
⑧　週末の余暇や平日昼間の時間帯を利用した教室の充実
⑨　スポーツ観戦の機会拡充　（以上、具体的な希望があればご記入ください）
《　　》
⑩　特に期待することはない
⑪　その他　［具体的に　　］

**質問22　あなたは、学校にどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。**

①　運動場・体育館・図書館などを地域住民にもっと開放する
②　大学・短大などで社会人を対象とした科目・コースを増やす
③　公開講座を増やす　④　教員に講師や指導者になってもらう
⑤　特に期待することはない
⑥　その他　［具体的に　　］

**質問23　あなたは、保健センターにどのようなことを期待しますか（いくつでもけっこうです）。**

①　母子保健活動について（例：子育て支援、子育てボランティア、健診時のサポート　など）
②　病気の予防について（例：高血圧予防、糖尿病予防、寝たきり予防　など）
③　健康づくり（例：体操、食生活、更年期障害、健康ボランティア　など）
④　体力づくり（例：ウォーキング、水泳、マラソンなど）
⑤　特に関心がない
⑥　その他　［具体的に　　］

**質問24　あなたは幼稚園・保育園などが実施する子育て支援として、どのようなことを望みますか（いくつでもけっこうです）。**

①　体験保育　②　園庭開放　③　子育て相談
④　預かり保育　⑤　家庭教育学級の開催
⑥　その他　［具体的に　　］

**質問25　あなたは、人権問題について関心がありますか。また、どのような内容に関心がありますか（いくつでもけっこうです）。**

①　非常にある　②　多少はある　③　あまりない
④　まったくない

**関心のある内容**

①　女性の人権　②　子どもの人権　③　高齢者の人権
④　障害者の人権　⑤　外国籍の人々の人権　⑥　同和問題
⑦　その他　［具体的に　　］

**質問26　地球温暖化が叫ばれていますが、あなたは環境問題について関心がありますか。また、どのような内容に関心がありますか（いくつでもけっこうです）。**

①　非常にある　②　多少はある　③　あまりない
④　まったくない

**関心のある内容**

①　生活排水　②　ゴミの分別　③　リサイクル
④　CO2の削減　⑤　省エネルギー　⑥　エコ活動
⑦　その他　［具体的に　　］

**質問27　その他、生涯学習に関してご意見、ご要望があればご記入ください。**

☆　ご協力ありがとうございました。
6月１０日（火）までに返信用封筒に入れ、ポストに投函ください。